

令和 6 年度

宮城県における犯罪被害者支援施策に 関する年次報告

(宮城県犯罪被害者支援推進計画に基づく令和 5 年度支援施策
実施結果及び令和 6 年度支援施策実施計画について)



宮 城 県

はじめに

犯罪行為により被害を受けた方及びその御家族又は御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、命を奪われる（家族を失う）、怪我をするなどの生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるばかりではなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや、身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮等、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

本県では、犯罪被害者等に対する総合的な支援に向け、宮城県議会議員提案により、平成16年4月、宮城県犯罪被害者支援条例（以下「支援条例」という。）を全国で初めて施行しました。

この支援条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮城県公安委員会は平成17年2月に宮城県犯罪被害者支援推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会を中心とした各推進機関が多岐にわたる支援活動を展開してきました。また、全国的にも、都道府県及び市区町村における条例の制定や見舞金支給制度の導入等、犯罪被害者等の支援施策が広がりを見せているところです。

このような中、支援条例は、県議会により被害者等の現状に合わせた見直しの検討がなされて全面改正に至り、「宮城県犯罪被害者等支援条例」（以下「新支援条例」という。）として令和6年4月1日から施行されました。また、中長期的かつ総合的な支援が重要であることから、条例の所管が公安委員会から知事部局に改められたところです。

この年次報告は、推進計画による支援施策の実施状況等を取りまとめたものであり、新支援条例第28条に基づき宮城県議会に報告するとともに、宮城県のホームページ等により広く県民に公表いたします。

多くの県民の皆様には本県の犯罪被害者等の現状と支援施策について理解と認識を深めていただき、本県における犯罪被害者等に対する支援が一層充実することを期待するものです。

（注）

新支援条例に基づく犯罪被害者等支援計画は現在策定されておりませんが、新支援条例附則第2項により、推進計画は、新支援条例に基づき策定された犯罪被害者等支援計画とみなすこととされていることから、本年次報告は、推進計画の体系に則って記載しています。

目 次

第 1 部

宮城県犯罪被害者支援条例に基づく宮城県犯罪被害者支援推進計画について	・・・ 1
宮城県犯罪被害者支援推進計画体系	・・・ 3

第 2 部

令和 5 年度支援施策実施結果及び令和 6 年度支援施策実施計画	・・・ 5
----------------------------------	-------

1 損害回復と経済的支援等	・・・ 8
(1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用	・・・ 8
(2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等	・・・ 10
(3) 被害金品の早期回復	・・・ 11
(4) 生活支援	・・・ 12
2 精神的・身体的被害の回復と防止	・・・ 15
(1) 被害者等への情報提供	・・・ 15
(2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進	・・・ 18
(3) 自助グループ活動への支援	・・・ 21
(4) 二次的被害の防止	・・・ 22
3 安全及び平穏な生活の確保	・・・ 24
(1) 被害者等の保護	・・・ 24
(2) 再被害防止等の措置	・・・ 26
(3) 地域における被害者等の安全確保	・・・ 28
4 支援等のための体制整備	・・・ 30
(1) 関係機関・団体による推進体制の構築	・・・ 30
(2) 早期支援体制の整備	・・・ 33
(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応	・・・ 35
(4) 相談・カウンセリング体制の整備	・・・ 38
(5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実	・・・ 48
(6) 研修の充実	・・・ 52
5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保	・・・ 62
(1) 広報啓発活動の推進	・・・ 62
(2) 教育の充実	・・・ 72
(3) 各種支援制度等の情報提供	・・・ 75
(4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究	・・・ 77

資 料 編

1 宮城県犯罪被害者等支援条例	・・・ 79
2 宮城県犯罪被害者等支援審議会委員	・・・ 85
3 令和 6 年度宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体名簿	・・・ 86
4 主な相談窓口	・・・ 87

第 1 部

宮城県犯罪被害者支援条例に基づく宮城県犯罪被害者支援推進計画について

1 推進計画策定の趣旨

犯罪の被害者やその遺（家）族の方々（以下「被害者等」という。）は、犯罪による直接的な被害のみならず、経済的被害や精神的被害等様々な間接的な被害を受けています。

被害者等の支援は、警察をはじめ、関係機関、民間団体により行われてきましたが、犯罪情勢の悪化に伴う被害者の増加や被害者等の支援に対する社会的関心と要請が高まり、宮城県では、平成16年4月1日、「宮城県犯罪被害者支援条例」（以下「支援条例」という。）が施行されました。

支援条例は、県を始めとする関係機関、民間団体、事業者等が連携を図りながら、被害者等を総合的に支援するものとなっており、

- 県に対しては、被害者等の支援に関する総合的な施策の策定及び計画の実施並びに国及び他の地方公共団体と連携を確保するよう努めること
- 市町村に対しては、地域の実情に応じた被害者等の支援に関する施策の推進及び県が実施する被害者等の支援に関する施策へ協力するよう努めること
- 県民に対しては、被害者等の支援に関する理解を深めるよう努めること

をそれぞれの責務として規定されております。

宮城県公安委員会は、被害者等への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、支援条例に基づき、「宮城県犯罪被害者支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

推進計画は、県民の意見を反映し、さらに支援条例により設置された「宮城県犯罪被害者支援審議会」の意見を聴いた上で策定されるもので、平成16年4月の支援条例の施行を受け、平成17年2月に策定、平成29年1月に改訂されております。

2 推進計画の内容

推進計画は、支援条例第9条第2項の規定に基づいて、次の内容を定めています。

- 一 被害者等の支援に係る施策の実施に関する事項
- 二 被害者等の支援に係る役割分担及び連携に関する事項
- 三 被害者等の支援に係る市町村の施策に対する助言に関する事項
- 四 被害者等の支援に従事する者の養成に関する事項
- 五 民間団体の活動の促進に関する事項
- 六 被害者等の支援に係る広報啓発に関する事項
- 七 被害者等の支援に係る情報の提供に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、被害者等の支援に関し必要な事項

3 推進計画の構成

推進計画は、県民に犯罪被害者支援の重要性と被害者等の心情を理解していただくため、

第1章「基本的な考え方」

第2章「被害者等の現状」

第3章「宮城県における被害者等支援のための施策」

第4章「推進体制」

の構成となっております。

4 被害者支援のための施策

推進計画では、被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次ページに示した5項目の「基本目標」と21項目の「施策の項目」を定めており、これらの項目に基づいた施策を計画して実施します。

宮城県犯罪被害者支援推進計画体系

推進計画は、支援条例第6条の規定によって設置された「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」を通じて、関係機関、民間団体、事業者等の役割分担を確認し、本推進計画により定めた5項目の「基本目標」と21項目の「施策の項目」に基づいた施策を計画し、相互の協力、連携及び協働により推進します。

なお、宮城県は、毎年度、被害者等の支援に関して講じた施策を「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」として宮城県議会に報告し、これを県民に公表します。

基本目標

- 1 損害回復と経済的支援等
- 2 精神的・身体的被害の回復と防止
- 3 安全及び平穏な生活の確保
- 4 支援等のための体制整備
- 5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

施策の項目

1 損害回復と経済的支援等

- (1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用

各種制度等の周知を図るとともに、申請受理時の迅速な処理に努めます。

- (2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等

犯罪被害により発生した各種経費を負担して経済的負担の軽減を図ります。

- (3) 被害金品の早期回復

被害品の早期発見、被害金振込先口座の凍結等により被害回復等を推進します。

- (4) 生活支援

関係機関・民間団体の相互連携や相談所窓口に関する情報提供により生活上の支援を行います。

2 精神的・身体的被害の回復と防止

- (1) 被害者等への情報提供

精神的被害の回復・防止に向けた必要な支援を受けられるように、カウンセリング等各種制度に関する情報提供を行います。

- (2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進

事件捜査、公判等の過程における負担軽減のための支援を行います。

- (3) 自助グループ活動への支援

被害者等の心情の理解を深めるための活動を行います。

- (4) 二次的被害の防止

マスコミ報道等による二次的被害の防止に努めます。

3 安全及び平穏な生活の確保

(1) 被害者等の保護

被害者等に対する助言や保護施設に関する情報提供と利用促進を行います。

(2) 再被害防止等の措置

被害者等への加害者情報の提供や再被害防止処置を講じ、安全かつ平穏な生活の確保に努めるとともに、加害者の更生支援を行います。

(3) 地域における被害者等の安全確保

地域のパトロールや犯罪被害防止のための情報提供を行います。

4 支援等のための体制整備

(1) 関係機関・団体による推進体制の構築

県や地域における被害者支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互連携による効果的な被害者等の支援を推進します。

(2) 早期支援体制の整備

被害直後の被害者等を支援する早期支援体制を整備・構築します。

(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応

被害態様が異なる被害者等を適切に支援するために、民間支援団体をはじめとした関係機関・団体による施策を積極的に推進します。

(4) 相談・カウンセリング体制の整備

被害者等の相談に対応する相談窓口の充実を図るとともに、犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対して、専門的なカウンセリングが受けられるように体制を整備します。

(5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実

被害者支援関係機関・団体が緊密に連携を図りながら、各種施策を積極的に推進します。

(6) 研修の充実

被害者支援への意識の啓発と専門的知識の習得に向けた研修会を開催し、支援担当者の能力の向上を図ります。

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

(1) 広報啓発活動の推進

被害者等の現状と心情の理解や犯罪被害後に受ける二次的被害の実態、支援の必要性について広報啓発活動を行います。

(2) 教育の充実

命の大切さを学ぶ教育等を行い、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進します。

(3) 各種支援制度等の情報提供

県民や被害者等に向けて、関係機関・団体の各種対応窓口や支援制度に関する情報提供を行います。

(4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究

被害者等の実態や被害者等の求める支援、支援担当者が被る代理被害についての調査研究を行います。

第 2 部

令和 5 年度支援施策実施結果及び令和 6 年度支援施策実施計画

この表の見方

基本目標：被害者支援における 5 項目の課題であり、宮城県犯罪被害者支援推進計画により定めています。

基本目標 4 支援等のための体制整備

施策の項目：基本目標に対して取り組んでいく項目であり、宮城県犯罪被害者支援推進計画により定めています。

施策の項目	(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応
	被害態様が異なる被害者等を適切に支援するために、民間支援団体を始めとした関係機関・団体による施策を積極的に推進します。

施策の 効果 等	○ 各関係機関の職域において、付添い支援等を適時適切に実施したことにより、被害者等の要望する支援を推進することができた。
	○ 関係機関内において、被害者等に対する支援に必要な関係機関・団体との連携を強化した。
	○ 専門的な相談窓口の設置ができた。

施策の効果等：支援実施結果において認められた効果や、支援実施計画において、期待される効果を記載しています。施策の詳細は、推進機関・団体の名称の前に付された番号により、探すことができます。

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和 5 年度支援施策実施結果	令和 6 年度支援施策実施計画
17 宮 城 県 環 境 生 活 部 共同参画社会 推 進 課	性暴力被害相談支援センター宮城の運營業務を公益社団法人みやぎ被害者支援センターに業務委託し、支援体制の充実を図った。 ・相談件数 1,169件 (R6.3現在)	性暴力被害者への支援のため、性暴力被害相談支援センター宮城の相談支援体制の充実やセンターの周知に取り組む。 ○ カウンセリング助成回数の制限撤廃【新規】
推進機関・団体の名称と 番号です。	前年度の施策推進計画です。	本年度の施策推進計画です。
	太字は、新規施策です。	

各機関・団体による施策一覧（索引）													
索引（表中の数字はページ数）													
基本目標 施策の項目 推進機関・団体			1 損害回復と経済的支援等				2 精神的・身体的被害の回復と防止				3 安全及び平穏な生活の確保		
			(1) 正情損犯 な報害罪 運提賠被 供の害 の給 充請付 実求制 と度や	(2) 諸捜査 経費活 動等に 伴う等	(3) 被害 金品の 早期回 復	(4) 生活 支援	(1) 提被害 供害者 等への 情報	(2) 負担捜 担査活 軽減動 措置等 に伴う 進	(3) への自 助グル ープ活 動	(4) 二次的 被害の 防止	(1) 被害者 等の保 護	(2) 再被害 防止等 の措置	(3) 等 の 地 域 に お け る 被 害 者 の 安 全 確 保
1	国	仙台地方検察庁	8	10			15	18		22		26	
2		仙台法務局人権擁護部								22			
3		東北地方更生保護委員会					15						
4		仙台保護観察所		10		12	16					27	
5		国土交通省東北運輸局											
6		宮城海上保安部		10			16	19		22			
7	宮城県	保健福祉部社会福祉課											
8		保健福祉部子ども・家庭支援課				12					24		
9		保健福祉部精神保健推進室											
10		保健福祉部中央児童相談所				12	16				24		
11		保健福祉部北部児童相談所				12					24	27	28
12		保健福祉部東部児童相談所				13					25		
13		保健福祉部女性相談支援センター					16				25	27	
14		保健福祉部精神保健福祉センター					16						
15		総務部私学・公益法人課											
16		経済商工観光部国際政策課											
17		環境生活部共同参画社会推進課				13							
18		環境生活部消費生活・文化課消費生活センター					16						
19		教育庁義務教育課											
20		教育庁特別支援教育課											
21		教育庁高校教育課											
22	仙台市	市民局市民活躍推進部男女共同参画課					16		21		25		
23		市民局生活安全安心部市民生活課									25		
24		市民局生活安全安心部消費生活センター					17						
25		健康福祉局地域福祉部保護自立支援課											
26		健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター											
27		こども若者局こども家庭部こども家庭保健課											
28		こども若者局こども若者支援部こども若者相談支援センター											
29		こども若者局児童相談所				13					25		
30		文化観光局交流企画課											
31		教育局学校教育部教育相談課											28
32	団体	公益社団法人宮城県医師会											
33		公益社団法人宮城県精神保健福祉協会											
34		公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター				13						27	
35		公益社団法人みやぎ被害者支援センター				13	17	19	21		26		
36		社会福祉法人宮城県社会福祉協議会											
37		社会福祉法人仙台市社会福祉協議会											
38		社会福祉法人仙台的のちの電話					17		21				
39		独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所				13	17						
40		東北大学病院精神科											
41		宮城県警察医会											
42		宮城県医療ソーシャルワーカー協会											
43		仙台弁護士会	8					19		22			
44		日本司法支援センター宮城地方事務所	9				17	19			26	27	
45		宮城県臨床心理士会							21				
46		宮城市長会											
47		宮城県町村会											
48	事業者	公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会				13							
49		宮城県葬祭業協同組合											
50	県警察	生活安全部生活安全企画課											29
51		生活安全部県民安全対策課		10							26	27	29
52		生活安全部少年課											
53		刑事部捜査第一課						19					
54		刑事部捜査第三課			11								
55		刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課（旧：組織犯罪対策課）			11								
56		刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課（旧：暴力団対策課）									26	28	
57		交通部交通指導課	9			13	17	20		22			
58		警務部警務課	9	10		13	18	20	21	22	26	28	

○基本目標 施策の項目			4 支援等のための体制整備						5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保			
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)	(3)	(4)
推進機関・団体			よ 関 る 係 推 機 進 関 体 団 の 体 構 に 策	早 期 支 援 体 制 の 整 備	の 事 各 対 件 被 応 害 者 故 分 害 野 者 等 に 関 する	グ 相 体 談 制 ・ カ ウ ン セ リ ン	の 運 関 充 携 係 実 機 関 化 と ・ 団 情 報 体 提 間 供 の	研 修 の 充 実	広 報 啓 発 活 動 の 推 進	教 育 の 充 実	報 各 提 種 供 支 援 援 制 度 等 の 情	査 援 被 研 担 害 究 者 等 の 支 に 関 援 する 調 支
1	国	仙台地方検察庁					48	52	62		75	
2		仙台法務局人権擁護部				38		53	62	73	75	
3		東北地方更生保護委員会			35		48	53				
4		仙台保護観察所	30		35	39	49	53	62		75	77
5		国土交通省東北運輸局	30		35		49	53	63			
6		宮城海上保安部	31					53	63			
7	宮城県	保健福祉部社会福祉課							63			
8		保健福祉部子ども・家庭支援課	31			39	49	53	64	73	75	
9		保健福祉部精神保健推進室				39						
10		保健福祉部中央児童相談所			35	39						
11		保健福祉部北部児童相談所	31	33	35	39	49		64			
12		保健福祉部東部児童相談所			36	39	49		64			
13		保健福祉部女性相談支援センター	31			39	49	54			75	
14		保健福祉部精神保健福祉センター				40	50				76	
15		総務部私学・公益法人課				40				73		
16		経済商工観光部国際政策課				40						
17		環境生活部共同参画社会推進課		33	36	40		54	64		76	
18		環境生活部消費生活・文化課消費生活センター				41	50		65			
19		教育庁義務教育課				42				73		
20		教育庁特別支援教育課		33		42			65	73		
21		教育庁高校教育課				42						
22	仙台市	市民局市民活躍推進部男女共同参画課	31			43		54	65	73		
23		市民局生活安全安心部市民生活課		33		43						
24		市民局生活安全安心部消費生活センター				44		54	66			
25		健康福祉局地域福祉部保護自立支援課									76	
26		健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター				44	50	55	66		76	
27		こども若者局こども家庭部こども家庭保健課		33	36			55				
28		こども若者局こども若者支援部こども若者相談支援センター	31							74		
29		こども若者局児童相談所			36	44	50	55				
30		文化観光局交流企画課				45						
31		教育局学校教育部教育相談課				45	50	56	67	74	76	
32	団体	公益社団法人宮城県医師会							67	74		
33		公益社団法人宮城県精神保健福祉協会						56	68			
34		公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター				46		56	68			
35		公益社団法人みやぎ被害者支援センター	31	33	36	46	50	57	68	74		77
36		社会福祉法人宮城県社会福祉協議会				46			69		76	
37		社会福祉法人仙台市社会福祉協議会				46			69			
38		社会福祉法人仙台いのちの電話				46		58	69			
39		独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所				46	51		70		76	
40		東北大学病院精神科				47	51					
41		宮城県警察医会										
42		宮城県医療ソーシャルワーカー協会							70			
43		仙台弁護士会			37	47	51	58	70		76	
44		日本司法支援センター宮城地方事務所		34			51				76	
45		宮城県臨床心理士会				47	51					
46		宮城県市長会							70			
47		宮城県町村会							70			
48	事業者	公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会							70			
49		宮城県葬祭業協同組合						58				
50	県警察	生活安全部生活安全企画課										
51		生活安全部県民安全対策課			37	47	51	58	70	74	77	
52		生活安全部少年課			37	47		59	70	74		
53		刑事部捜査第一課	31		37		51	59				
54		刑事部捜査第三課										
55		刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課(旧:組織犯罪対策課)										
56		刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課(旧:暴力団対策課)				47	52	59				
57		交通部交通指導課	32			47	52	59	70	74	77	
58		警務部警務課	32	34	38	47	52	59	71	74	77	78

基本目標 1 損害回復と経済的支援等

施策の一例

令和5年度支援施策実施結果

宮城県警察本部刑事部捜査第三課

警察本部及び警察署の盗品等捜査担当者が連携を図り、盗品処分が予想される各種業者に対する恒常的かつ効率的な捜査と手配によって、被害品の早期発見と被害者への還付を推進した。

公益社団法人みやぎ被害者支援センター

犯罪被害等に起因し、費用の支弁が困難でかつ緊急に支援が必要な被害者に対し、転居費用、交通費等の緊急支援金を支給した。

令和6年度支援施策実施計画

仙台保護観察所

相談があった犯罪被害者等の中で、心情等の聴取及び伝達制度の利用が相当と判断できるときは、被害者等に制度説明をし、制度利用を促す。

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給する。【新規】

施策の項目	(1) 犯罪被害給付制度や損害賠償の請求等の情報提供の充実と適正な運用
	各種制度等の周知を図るとともに、申請受理時の迅速な処理に努めます。

施策の 効果 等	○ 相談窓口等の設置により、被害者等が必要としている各種支援制度を適宜、教示及び活用することができた。 ○ 研修会を通じて、被害者等支援担当者に各種制度の周知を図ることができた。 ○ 各種制度の利用案内及び手続教示並びに関係機関・団体との連携により、犯罪被害者等が必要としている支援を提供することができた。
----------------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
1 仙台地方検察庁	1 刑事手続において、資力のない被害者等が弁護士の選任等を希望している場合、仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターに取り次いだ。 2 被害者等に損害賠償命令制度等について説明を行い、適切な権利行使ができるように努めた。	1 刑事手続において、資力のない被害者等が弁護士の選任等を希望している場合、仙台弁護士会犯罪被害者サポートセンターを紹介する。 2 被害者等に損害賠償命令制度等について説明を行い、適切な権利行使ができるように努める。
43 仙台弁護士会	仙台弁護士会での研修会を通して、犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、パンフレット配布を通して、広く犯罪被害給付制度の周知に努めた。	犯罪被害給付制度の適正運用、利用促進に向けて、今後も広く犯罪被害給付制度の周知に努める。

44	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	1 犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内した。 （情報提供）【2-(1)と重複】 【3-(1)と重複】【5-(3)と重複】 2 経済的に余裕のない方（資力が一定額以下の方）に対し、無料法律相談を行い（法律相談援助）、民事裁判等の手続を必要とする場合には、その準備及び追行のための弁護士・司法書士費用等の立替えを行った。（民事法律扶助） 3 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー事件などの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行った。 （精通弁護士紹介）【2-(2)-1と重複】 4 資力の有無に関わらず、DV、ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談ができるよう支援した。（DV等被害者法律相談援助） 【2-(2)-2と重複】【3-(2)と重複】 【4-(2)と重複】	1 犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内する。 （情報提供）【2-(1)と重複】 【3-(1)と重複】【5-(3)と重複】 2 経済的に余裕のない方（資力が一定額以下の方）に対し、無料法律相談を行い（法律相談援助）、民事裁判等の手続を必要とする場合には、その準備及び追行のための弁護士・司法書士費用等の立替えを行う。（民事法律扶助） 3 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー事件などの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行う。 （精通弁護士紹介）【2-(2)-1と重複】 4 資力の有無に関わらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談ができるよう支援する。（DV等被害者法律相談援助） 【2-(2)-2と重複】【3-(2)と重複】 【4-(2)と重複】
57	警察本部交通部 交通指導課	自動車賠償責任保険、政府保障制度等の損害賠償請求制度の概要を紹介した冊子又はパンフレットを配布して、被害者等が必要とする情報提供を行った。	自動車賠償責任保険、政府保障制度等の損害賠償請求制度の概要を紹介した冊子又はパンフレットを配布して、被害者等が必要とする情報提供を行う。
58	警察本部警務部 警務課	1 県警ホームページの犯罪被害者支援コーナーにおいて犯罪被害給付制度「犯罪の被害にあわれた方へ」のパンフレットを掲載し、情報提供を図った。 2 警察職員に対し、犯罪被害給付制度の対象となる被害者等への誤りのない説明が図れるよう教養を実施した。 ○ 研修会2回 対象者38人 3 犯罪被害給付制度の裁定事務について、被害者等の経済的負担の早期軽減・回復に向けて迅速な裁定事務に努めた。 4 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、広報用ポスター及びパンフレットを活用して広報した。 5 公益社団法人みやぎ被害者支援センターの支援活動員に対し、犯罪被害給付制度について講義を実施した。 ○ 令和5年8月30日 1人	1 各種広報媒体や研修会等を通じて、被害者等の現状や警察による被害者支援、犯罪被害給付制度等について県民等に周知する。 2 関係機関・団体に対して被害者等の経済的被害の早期軽減・回復の必要性について説明するとともに、迅速な回答を要請し、裁定事務の迅速化を図る。 3 犯罪被害給付制度の裁定事務について、被害者等の経済的負担の早期軽減・回復に向けて迅速な裁定事務に努めるとともに、対象となる被害者等へ誤りのない説明が図れるよう警察職員に対して各種教養や研修会等を行い、周知を図る。 4 国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、広報用ポスター及びパンフレットを活用して広報する。

施策の項目	(2) 捜査活動等に伴う諸経費の負担軽減等
	犯罪被害により発生した各種経費を負担して経済的負担の軽減を図ります。
施策の 効果等	○ 各推進機関が適宜、被害者等の求めに応じた制度を教示・適用し、犯罪被害発生時から被害者等の経済的負担の軽減を図ることができた。 ○ 既存の公費負担制度を適正に運用するとともに、被害者に寄り添った公費負担制度を運用するため、公費負担制度の拡充を図ることにより、さらなる被害者の経済的負担軽減が期待できる。

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
1	仙台地方検察庁	1 「検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法」に基づき旅費等を支給した。 2 被害者等に対し、被害者参加旅費等支給制度について教示し、同制度の周知に努めた。	1 遠隔地に居住する被害者等への取調べに際し、必要に応じて検察官が居住地に赴き、あるいはTV会議システムを使用したりリモートの取調べを行って、本人による経費負担軽減を図る。 2 被害者等に対し、被害者参加旅費等支給制度について教示し、同制度の周知に努める。
4	仙台保護観察所	令和5年度においては、意見等聴取制度の嘱託が0件、心情等伝達制度の利用が2件であった。【2-(1)-1と重複】	心情等の聴取及び伝達制度利用者への旅費等の支給又は遠距離の被害者についての配慮は、最寄りの保護観察所で行うことにより、被害者等の負担を軽減することができることから、同制度の周知を図り、その利用により一層の活用を推進する。
6	宮城海上保安部	司法解剖後の遺体の搬送や修復のための費用の公費負担制度を活用し、犯罪被害者等の経済的負担を軽減できるよう周知を図った。	引き続き、司法解剖後の遺体の搬送や修復のための費用の公費負担制度を活用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る。
51	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	危険性・切迫性の高いストーカー・DV事案の被害者等に対して、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用を公費で負担し、被害者等の精神的・経済的負担の軽減及び被害の未然防止・拡大防止を図った。 ○ 運用状況 5事案	ストーカー・DV事案の被害者等に対し、加害者から危害が加えられる危険性・切迫性が高く、被害者等が自ら緊急に避難する場所を確保することが困難な場合において、公費を用いた宿泊施設への一時避難の措置を継続する。
58	警察本部警務部 警務課	1 凶悪事件等の検案書料、初診料、診断書料、性感染症検査料、緊急避妊措置料、遺体搬送料等を公費で負担し、被害者等の経済的負担の軽減に努めた。 ○ 246回 2 犯罪被害により、精神的被害に苦しんでいる被害者等の精神的・経済的負担軽減のため、カウンセリングに要する経費の公費負担制度を的確に運用した。 ○ 66回(8人)	1 公費負担制度を見直し、被害者等の精神的・経済的負担軽減を図る。 2 適切な運用に資するための予算措置を講じる。

施策の項目	(3) 被害金品の早期回復
	被害品の早期発見、被害金振込先口座の凍結等により被害回復等を推進します。
施策の効果等	○ 関係機関・団体との緊密な連携、強固な捜査協力体制を構築したことにより、被害品を早期に発見し、適宜、被害品を還付することができた。 ○ 入管・税関・海保等関係機関との情報交換・連携強化を推進するなど、犯罪の水際対策を推進した。 ○ 巧妙化・多様化する特殊詐欺事案に対して、令和5年4月から「宮城県警察特殊詐欺対策プロジェクトチーム」を発足し、県警察の総力を挙げて、より踏み込んだ特殊詐欺対策を強力に推進し、これまで以上に被疑者の早期検挙、犯行使用口座の早期凍結、特殊詐欺犯行組織からの犯罪収益の剥奪等を図るなど、被害回復及び被害の拡大防止を推進した。

◇各機関・団体による施策◇

	推進機関	令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
54	警察本部刑事部捜査第三課	1 警察本部及び警察署の盗品等捜査担当者が連携を図り、盗品処分が予想される各種業者に対する恒常的かつ効率的な捜査と手配によって、被害品の早期発見と被害者への還付を推進した。 2 被害品の早期発見のため、警察官による盗品発見活動のほか、窃盗の被害者に対する「ネットオークション等における被害品の出品の有無の検索」を指導し、盗難被害品の早期発見・還付を推進した。 3 建設機械等の窃盗被害者に対して「中古建機情報 NET」の活用促進を広報し、被害品の早期発見・還付を推進した。 4 仙台市放置自転車撤去業務と連携して撤去自転車 3025 台について盗品照会を実施し、盗難自転車として 130 台を確認の上、うち 42 台を被害者に還付した。	1 警察本部の盗品等捜査担当者と警察署の窃盗犯の捜査担当者が連携を図り、盗品処分予想先業者に対する恒常的かつ効率的な捜査と迅速な手配を実施し、被害品の早期発見と被害者への還付を推進する。 2 仙台市担当者との連携を密にし、撤去自転車の迅速な照会による被害車両の早期還付を推進する。
55	警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課	1 入管・税関・海保等関係機関との情報交換を推進し、犯罪の水際対策を推進した。また、7月7日に実務担当者を中心としたメンバーによる組織犯罪水際対策連絡会議を開催し、各機関の連携強化に努めた。 2 「宮城県警察特殊詐欺対策プロジェクトチーム」による総括的な指揮の下で、警察本部及び警察署の特殊詐欺捜査担当者が、迅速な手配・検索等の連携を図り、受け子被疑者が県外に逃走する前に早期検挙し、被害金や被害品であるキャッシュカードを使用して引き出された現金を発見・押収したほか、上部被疑者の検挙及び犯罪収益の剥奪をするなど、	1 各関係機関との情報交換・連携を図り、犯罪の水際対策及び盗難自動車の輸出防止対策を推進する。組織犯罪水際対策連絡会議については、令和6年度も7月中に開催予定である。 2 「宮城県警察特殊詐欺対策プロジェクトチーム」による総括的な指揮の下で、警察本部及び警察署の特殊詐欺捜査担当者が連携を図り、受け子被疑者の早期検挙のほか、上部被疑者の検挙及び特殊詐欺犯行組織からの犯罪収益の剥奪等を行うことにより、被害回復を推進する。 3 「宮城県警察特殊詐欺対策プロジェクトチーム」による総括的な指揮

		被害回復を推進した。 3 「宮城県警察特殊詐欺対策プロジェクトチーム」による総括的な指揮の下で、警察本部及び警察署の特殊詐欺捜査担当者が、金融機関との連携を図り、被害金振込先口座の早期凍結等を実施するなど、被害回復・被害拡大防止を推進した。	の下で、警察本部及び警察署の特殊詐欺捜査担当者が、金融機関との連携を図り、被害金振込先口座の早期凍結等を実施することにより、被害回復・被害拡大防止を推進する。
--	--	---	---

施策の項目	(4) 生活支援
	関係機関・民間団体の相互連携や相談所窓口に関する情報提供により生活上の支援を行います。

施策の効果等	○ 経済的に困窮状態である被害者に対し、転居費用の一部を支給することにより、被害者の経済的負担軽減が図ることができた。 ○ 各関係機関が被害者等の要望を的確に把握し、福祉制度、貸付・給付制度、民間賃貸住宅の媒介等に関する協定等を適宜、教示・適用したことにより、被害者等の生活の支援を図ることができた。
--------	--

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
4	仙台保護観察所	関係機関から相談があった犯罪被害者等が生活支援（経済・就労・その他）を必要とするケースについて、積極的に外部相談支援機関へつなげた。	相談があった犯罪被害者等の中で、心情等の聴取及び伝達制度の利用が相当と判断できるときは、被害者等に制度説明をし、制度利用を促す。 また、被害者等への生活支援（経済・就労・その他）が必要とするケースについては、積極的に外部相談支援機関につなげる。
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	1 一時保護所及び婦人保護施設に入所中のDV被害者に対し、自立を支援するための資金貸付事業を実施した。 2 保護施設退所者に対し、電話相談や家庭訪問等による自立生活援助事業を実施した。 3 民間支援団体と連携し、メール・チャット相談、出張相談、同行支援、民間シェルターの運営を実施した。	1 一時保護所及び女性自立支援施設に入所中のDV被害者に対し、自立を支援するための資金貸付事業を実施する。 2 保護施設退所者に対し、電話相談や家庭訪問等により退所後の定着支援を図るための自立生活援助事業を実施する。 3 民間支援団体と連携し、メール・チャット相談、出張相談、同行支援、民間シェルターの運営を実施する。
10	宮城県保健福祉部 中央児童相談所	要保護児童等の相談者に対して、関係機関と情報共有しながら、迅速かつ適切な支援を行った。	要保護児童等の相談に対して、関係機関と情報共有しながら、迅速かつ適切な支援に努め、子どもの最善の利益を優先した支援を行う。
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	要保護児童等の対象者に対して、関係機関と情報共有・連携しながら、迅速かつ適切な支援に努め、相談者のニーズに応じた対応を実施した。	要保護児童の対応者に対して、関係機関と情報共有、連携しながら、迅速かつ適切な福祉制度の活用を行う。

12	宮城県保健福祉部 東 部 児 童 相 談 所	要保護児童等の相談者に対して課題やニーズを把握し、関係機関と連携しながら迅速かつ適切な支援を行った。【新規】	要保護児童等の相談者に対して課題やニーズを把握し、関係機関と連携しながら迅速かつ適切な支援を行う。
17	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課		殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方の遺族、または重症病を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給する。 遺族見舞金 30万円 重症病見舞金 10万円 【新規】
29	仙台市こども若者局 児 童 相 談 所	各区保健福祉センター等と連携し、福祉制度の活用に向けた支援を行った。	引き続き各区保健福祉センター等と連携し、福祉制度の活用を行っていく。
34	公 益 財 団 法 人 宮 城 県 暴 力 団 追 放 推 進 セ ン タ ー	見舞金・貸付金ともに支給当該事案の認定はなかった。	見舞金・貸付金ともに当該事案の認定に基づき支給する。
35	公 益 社 団 法 人 み や ぎ 被 害 者 支 援 セ ン タ ー	犯罪被害等に起因し、費用の支弁が困難でかつ緊急に支援が必要な被害者に対し、転居費用、交通費等の緊急支援金を支給した。 ○ 全国被害者支援ネットワーク緊急支援金 6 件 ○ みやぎ被害者支援センター緊急支援金 0 件	前年度同様、経済的に困窮している被害者等に対し、転居費用、交通費等の緊急支援金を支給する。
39	独立行政法人自動 車 事 故 対 策 機 構 仙 台 主 管 支 所	1 関係被害者団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施した。 2 交通事故被害者の相談に対応するとともに制度の案内をした。また、令和 5 年度から開始となった自動車事故被害者・遺族等団体の行う相談支援業務実施団体との連携を図った。	1 関係被害者団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施する。 2 交通事故被害者の相談に対応するとともに制度の案内をする。自動車事故被害者・遺族等団体の行う相談支援業務実施団体との連携を図る。
48	公 益 社 団 法 人 宮 城 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会	警察本部と締結した「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、要請があり次第、会員業者へ住宅確保について協力要請を行う体制を整えている。相談が 2 件あった。	要請がある都度、支援要請に的確に対応し、会員業者と連携を図り住宅確保等に努める。
57	警 察 本 部 交 通 部 交 通 指 導 課	被害者等に対し、官公庁が行う福祉制度や公営住宅への優先入居、各種関係機関が行う支援制度一覧が記載された冊子又はパンフレットを配布し、必要な情報提供を行った。【新規】	被害者等に対し、官公庁が行う福祉制度や公営住宅への優先入居、各種関係機関が行う支援制度一覧が記載された冊子又はパンフレットを配布し、必要な情報提供を行う。
58	警 察 本 部 警 務 部 警 務 課	1 関係機関と連携を図り、被害者等の要望を的確に把握し、政府保障事業、高額療養費等医療費申請制度、公営住宅優先入居制度等について、利用促進を図った。 2 警察署単位の被害者支援連絡協議会等において、関係機関・団体に対し、被害者等の負担軽減に向けた既存制度（各種給付制度等）の有効活用について要請した。	1 被害者等のニーズを適時的確に把握し、関係機関・団体と連携を図りながら、各種制度の効果的利用を促すとともに、あらゆる機会を通じ、関係機関・団体に対し、被害者等の負担軽減に向けて既存制度の紹介及び有効活用についての情報提供を要請する。 2 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づいて、被害者

		3 公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携を密にし、犯罪被害等に起因し、費用支弁が困難な被害者等に対し、同センターの緊急支援金制度等を教示するなど、ニーズに沿った支援を実施した。 4 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づいて、被害者等への適切な教示に努めて、ニーズに沿った支援を実施した。	等への適切な教示に努めて、ニーズに沿った住宅支援を実施する。 3 宮城県土木部住宅課と連携し、犯罪被害による精神的被害のために被害住居に居住できなくなった方に対して、公認心理師の所見に基づき、県営住宅の入居を図り、迅速に精神的被害の軽減を図る。
--	--	---	--

基本目標 2 精神的・身体的被害の回復と防止

施策の一例

令和 5 年度支援施策実施結果

宮城県警察本部刑事部捜査第一課

性犯罪証拠採取キットの整備・運用を継続実施するとともに、同キット配布の医療機関の拡大に努め、さらに、デートレイプドラッグに対応するため、在中物の見直しを図り、証拠資料の滅失防止、被害の潜在化防止を図った。【新規】

令和 6 年度支援施策実施計画

日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）

資力の有無に関わらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに言い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。

施策の項目	(1) 被害者等への情報提供
	精神的被害の回復・防止に向けた必要な支援を受けられるように、カウンセリング等各種制度に関する情報提供を行います。

施策の効果等	○ ラジオ、ホームページ、パンフレット、ポスター等の広報媒体を有効活用したことで、精神的被害の回復・防止に向けた情報を提供することができた。 ○ 被害者等への訪問支援、電話相談、リモート支援等を実施したことにより、各種制度に関する情報提供を実施することができた。 ○ 被害者等が受けられる支援について積極的に情報提供したことにより、各種制度を効果的に利用したほか、関係機関・団体の窓口を案内することができた。
--------	--

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和 5 年度支援施策実施結果	令和 6 年度支援施策実施計画
1 仙台地方検察庁	- 希望する被害者等に対して、刑事処分の結果等を通知した。 - 公判における被害者参加制度や意見陳述制度について説明した。 - 被害者参加及び意見陳述について支援した。 - 事件担当の検察官・検察事務官が、被害者等の支援ニーズを把握した上、捜査公判支援・刑事政策推進室において、対応可能な外部の被害者等支援機関・団体、専門家に取り次いで、被害者等が必要とする支援を実現した。	- 希望する被害者等に対して、刑事処分の結果等を通知する。 - 公判における被害者参加制度や意見陳述制度について説明する。 - 被害者参加及び意見陳述について支援する。 - 事件担当の検察官・検察事務官が、被害者等の支援ニーズを把握した上、捜査公判支援・刑事政策推進室において、対応可能な外部の被害者等支援機関・団体、専門家に取り次いで、被害者等が必要とする支援を実現する。
3 東北地方更生保護委員会	仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えているほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封した。	仮釈放等審理に係る通知を被害者等に発出する際、意見等聴取制度や最寄りの保護観察所の被害者専用相談窓口等について説明を加えるほか、更生保護における被害者等施策に関するリーフレットを同封する。

4	仙 台 保 護 観 察 所	1 意見聴取制度の嘱託が 0 件、心情等伝達制度の利用が 2 件行われた。 【1－(2)と重複】 2 被害者等通知制度に基づき、検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会と連携の上、通知を希望する被害者等に確実な処遇の開始・状況・終了等に関する通知を遅延なく行った。	1 意見等聴取制度又は心情等の聴取及び伝達制度について丁寧に説明し、申出があった被害者等の心情等は、時間をかけて主訴を把握し、地方更生保護委員会又は加害者に伝達する。 心情等伝達制度については、その結果を被害者等へ迅速に通知する。 2 被害者等通知制度に基づき、検察庁、矯正施設、地方更生保護委員会と連携の上、通知を希望する被害者等に確実な処遇の開始・状況・終了等に関する通知を遅滞なく行う。
6	宮 城 海 上 保 安 部	被害者連絡制度に基づき、連絡を希望する犯罪被害者やその家族に対し、確実な連絡ができるよう職員に周知を図った。	引き続き、被害者連絡制度に基づき、連絡を希望する犯罪被害者やその家族に対し、確実な連絡を実施する。
10	宮城県保健福祉部 中央児童相談所	児童虐待については、通告受理後、面接や家庭訪問を実施する際に、可能な限り市町村と協働し、地域の子育て支援サービスや相談機関に関する情報提供を行い、虐待リスクの軽減につなげた。	子どもの最善の利益を考慮して必要な支援が提供できるよう、地域の子育て支援サービスや相談機関に関する情報収集に努め、面接や家庭訪問時に必要な情報をタイムリーに提供する。
13	宮城県保健福祉部 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	居住地域で利用可能な専門相談や支援制度等の情報を収集し、電話相談・来所相談及び一時保護者への支援の中で必要な情報提供を行った。	各種事業や制度について、最新情報の把握と更新に努め、被害者等に対して適切な情報提供を行える体制を維持する。
14	宮城県保健福祉部 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	相談業務の中で、利用可能な制度や関係機関等について情報提供した。 【5－(3)と重複】	相談業務の中で、利用可能な制度や関係機関等について情報提供する。 【5－(3)と重複】
18	宮城県環境生活部 消費生活・文化課 消費生活センター	悪質商法等の消費者被害に関して情報提供を行った。 ○ ラジオ広報 90回 ○ 「みやぎの消費生活情報」 月1回発行（年12回） ○ 県ホームページ及びXによる注意喚起、DVD等の貸出 ○ 各市町村、学校、事業所等への啓発用消費者トラブルに関するリーフレットの配布 ○ 消費者トラブルに関するパネルの作成、展示等（悪質商法対策等） ○ SNS等のメディアを活用した悪質商法等の消費者被害防止啓発 【新規】	悪質商法等の消費者被害に関する情報提供を行う。 ○ マスメディアや県広報等を利用した情報提供 ○ 情報誌を毎月発行し、関係機関や消費生活サポーター等に配布 ○ ホームページ等による情報提供 ○ 啓発用リーフレットの配布 ○ 啓発資材の作成・配布、パネル展等 ○ SNS等のメディアを活用した悪質商法等の消費者被害防止啓発
22	仙 台 市 市 民 局 市 民 活 躍 推 進 部 男 女 共 同 参 画 課	仙台市男女共同参画推進センターのエル・ソーラ仙台において、性暴力被害者のためのカウンセリングに係る広報カードを作成するとともに、面接相談の利用者や他機関に配布し、被害者が適切に本事業へつながるよう情報提供に努めた。	仙台市男女共同参画推進センターのエル・ソーラ仙台の面接相談利用者等の対象者に広報カードを配布すると共に、関係機関への情報提供と連携を行いながら、被害者が適切に心理カウンセリング事業へつながるよう広報に努める。

24	仙 台 市 市 民 局 生 活 安 全 安 心 部 消 費 生 活 セ ン タ ー	悪質商法等の消費者被害に関する情報提供を実施した。 ○情報誌「ゆたかなくらし」の発行 4 回 【5-(1)と重複】 ○仙台市ホームページへの掲載 ○仙台市メール配信サービス利用者へのメールの配信 13 回 ○情報誌「シルバーネット」へ記事掲載 9 回	悪質商法等の消費者被害に関する情報提供を実施する。 ○情報誌「ゆたかなくらし」の発行 4 回 【5-(1)と重複】 ○仙台市ホームページへの掲載 ○仙台市メール配信サービス利用者へのメールの配信 ○情報誌「シルバーネット」へ記事掲載
35	公 益 社 団 法 人 みやぎ被害者支援 セ ン タ ー	1 宮城県、宮城県警察と協働して相談窓口、支援内容に関するパンフレット、チラシ等を作成、配布した。 ○「事業案内（パンフレット）」を作成、配布した。〔2,000 部〕 ○「相談・直接的支援のご案内（リーフレット）」を作成、配布した。〔3,000 部〕 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するため、緊急避妊措置費用や性感染症検査費用の助成を行うとともに、助成制度の広報を実施した。	1 宮城県、宮城県警察と協働して、パンフレット等の作成、配布に努め、支援内容等の周知徹底を図る。 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減回復を図るため、一時避難場所の確保、人工妊娠中絶費用などの助成制度のさらなる広報を実施する。
38	社 会 福 祉 法 人 仙 台 い の ち の 電 話	電話・インターネット相談の内容により必要に応じて紹介した。	電話・インターネット相談の内容により必要に応じて紹介する。
39	独立行政法人自動 車 事 故 対 策 機 構 仙 台 主 管 支 所	1 関係被害者団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施するとともに、当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、精神的支援を目的とした訪問支援及び電話相談、被害者同士の情報交換を目的とした交流会を実施した。 2 コロナ 5 類移行後も、重度後遺障害を負われた方の状況を踏まえ、対面での訪問支援が難しい場合には、オンラインでのリモート訪問支援を実施した。 3 介護を行うご家族のレスパイト（休息、小休止）目的で利用可能な短期入院協力病院・協力施設等の紹介を行った。	1 関係被害者団体に対して介護料支給制度及び交通遺児等育成資金貸付制度（無利子貸付）の周知を実施するとともに、当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、精神的支援を目的とした訪問支援及び電話相談、被害者同士の情報交換を目的とした交流会を実施する。 2 重度後遺障害を負われた方の状況・環境を踏まえ、対面での訪問支援が難しい場合には、オンラインでのリモート訪問支援を実施する。 3 介護を行うご家族のレスパイト（休息、小休止）目的で利用可能な短期入院協力病院・協力施設等の紹介を行う。
44	日本司法支援セン ター宮城地方事務 所（法テラス宮城）	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内した。 （情報提供）【1-(1)-1と重複】【3-(1)と重複】【5-(3)と重複】	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、損害や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供し、犯罪被害者支援を行っている機関・団体の窓口を案内する。 （情報提供）【1-(1)-1と重複】【3-(1)と重複】【5-(3)と重複】
57	警 察 本 部 交 通 部 交 通 指 導 課	被害者等に対し、発生直後の警察職員の付添いや情報提供、相談窓口の設置などを行い、被害者等が必要とする精神的支援を行った。 また警察以外の機関による支援制度	被害者等に対し、発生直後の警察職員の付添いや情報提供、相談窓口の設置などを行い、被害者等が必要とする精神的支援を行う。 また警察以外の機関による支援制度

		等について冊子又はパンフレットで情報提供を行った。【新規】	等について冊子又はパンフレットで情報提供を行う。
58	警察本部警務課	1 関係機関との連携を図り、被害者等の要望を的確に把握し、政府保障事業、高額療養費等医療費申請制度、公営住宅優先入居制度等について説明し、利用促進を図った。 2 被害者等への支援に関する制度を記載した「被害者の手引」について、掲載内容の見直しを行うとともに、関係機関に関する新たな制度等を盛り込み、被害者等に対する情報提供を効果的に実施した。 3 外国人被害者等のための「被害者の手引」（外国語版 8 か国）を、県警ホームページに掲示するとともに、県下各警察署、本部事件主管課等に備え付けて、効果的な情報提供に努めた。 ○ 対応言語 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語	1 被害者等のニーズを適時的確に把握し、関係機関・団体と連携を図りながら、各種制度の効果的利用を促すとともに、あらゆる機会を通じ、関係機関・団体に対し、被害者等の負担軽減に向けて既存制度の紹介及び有効活用について要請する。 2 「被害者の手引」を確実に被害者等に交付するように努め、被害者等に被害者支援制度について遺漏なく教示する。 3 外国語版「被害者の手引」を県警ホームページに掲示するとともに県下各警察署及び本部事件主管課等に備付け、更なる効果的活用を図る。

施策の項目	(2) 捜査活動等に伴う負担軽減措置の推進
	事件捜査、公判等の過程における負担軽減のための支援を行います。

施策の効果等	○ 関係機関等と連携して代表者聴取を行うなど、被害者等の負担軽減措置を講じた。 ○ 被害者等に対し、相談制度等について適切に情報提供を行うことで、被害者等の経済的負担を軽減することができた。 ○ 被害者心情を理解し、寄り添った対応を心掛け、被害届の即時受理や公判に対する付添い支援等を適宜実施するなどして、捜査活動等による被害者等の負担を軽減することができた。
--------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和 5 年度支援施策実施結果	令和 6 年度支援施策実施計画
1	仙台地方検察庁	1 児童や障害を有する被害者等の場合、関係機関と連携し、少ない回数で代表者聴取を行うなどの負担軽減措置を講じた。 2 来庁された被害者等への対応及び検察官調室、法廷等への案内、付添いを行うなどの負担軽減措置を講じた。	1 児童や障害を有する被害者等の場合、関係機関と連携し、少ない回数で代表者聴取を行うなどの負担軽減措置を講じる。 2 来庁された被害者等への対応及び検察官調室、法廷等への案内、付添いを行うなどの負担軽減措置を講じる。

6	宮城海上保安部	犯罪被害者の被害にかかる診断書料や捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者やその家族が出頭する場合の旅費の公費負担制度を活用し、経済的負担を軽減できるよう周知を図った。 また、海上保安部における犯罪捜査において、女性被害者の担当として女性海上保安官を配置するなど、女性被害者の心情に配慮した対応を図った。	引き続き、犯罪被害者の被害にかかる診断書料や捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者やその家族が出頭する場合の旅費の公費負担制度を活用し、経済的負担の軽減を図る。 また、海上保安部における犯罪捜査において、女性被害者の担当として女性海上保安官を配置するなど、女性被害者の心情に配慮した対応を図る。
35	公益社団法人みやぎ被害者支援センター	被害者等の要望に応じ、可能な限り、検察庁や警察の事情聴取への付添い支援を行った。	被害者等の要望に応じ、検察庁や警察の事情聴取への付添い支援を実施する。
43	仙台弁護士会	事件捜査、公判等に係る弁護士相談に関して被害者等の実質負担が生じないなどの経済的負担軽減について検察庁への説明を行うと共に、周知の依頼をした。	事件捜査、公判等に係る弁護士相談に関する経済的負担軽減策等について検察庁への説明及び周知依頼等を行う。
44	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	1 殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行った。（精通弁護士紹介）【1-(1)-3と重複】 2 資力の有無に関わらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。 (DV等被害者法律相談援助) 【1-(1)-4と重複】 【3-(2)と重複】 【4-(2)と重複】	1 殺人、傷害、性犯罪、ストーカーなどの犯罪被害者が、国選被害者参加・日弁連犯罪被害者法律援助等を利用して弁護士による相談や支援を受けられるよう、犯罪被害者支援の経験・理解のある弁護士の紹介を行う。（精通弁護士紹介）【1-(1)-3と重複】 2 資力の有無に関わらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。 (DV等被害者法律相談援助) 【1-(1)-4と重複】 【3-(2)と重複】 【4-(2)と重複】
53	警察本部刑事部捜査第一課	1 被害届の即時受理と捜査段階における二次被害防止について、適切に推進したと同時に、個々の事案に即して、性犯罪被害者の心情に配慮した対応に努めた。 2 児童が被害者になる事案については、本部関係課、検察庁、児童相談所と情報共有を図り、被害者の安全確保の観点や重複聴取防止のため、代表者聴取を早期に実施するなど、被害児童の精神的負担の軽減を図った。 3 多様な性犯罪被害者に的確に対応することを目的として、専門的知識を有する性犯罪指定捜査員を増員し、男性の性犯罪指定捜査員においても積極的に指定・運用した。 4 男性被害など多様な性犯罪被害者に対応するため、泌尿器科医や肛門科医との連携強化に努めた。【新規】	1 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」の「更なる集中強化期間」であることを踏まえて、被害届の即時受理、捜査段階における二次被害防止等について適切に推進し、充実した被害者対応を実現する。 2 多様な性犯罪被害者に対応し、捜査段階における被害者の精神的負担緩和を図るべく、性犯罪捜査に関する専門的知識を有する性犯罪指定捜査員の指定と運用を行う。 3 児童が被害者となる事案においては、生活安全部と情報共有を図るとともに、検察庁や児童相談所と連携し、被害者の安全確保、重複聴取等による二次被害防止に努める。 4 男性被害者や性的マイノリティ等、多様な性犯罪被害者に対応するため、増員した男性警察官による性犯罪指定捜査員を的確に運用し、被害者の要望に応じた活動を実施す

		5 性犯罪被害者が精神障害を有する事案については、検察庁と連携して代表者聴取を実施し、障害特性に配慮した聴取、及び重複聴取による精神的負担の軽減を図った。 6 性犯罪証拠採取キットの整備・運用を継続実施するとともに、同キット配布の医療機関の拡大に努め、さらに、デートレイプドラッグに対応するため、在中物の見直しを図り、証拠資料の滅失防止、被害の潜在化防止を図った。【新規】	る。 5 多様な性犯罪被害者に対応すべく、関係機関等との連携を強化し、新たな医療機関の開拓を推進する。 6 性犯罪の被害者が精神障害を有する事案について、検察庁と連携し、障害特性に配慮した聴取に配慮し、代表者聴取の実施による重複聴取防止等、被害者の精神的負担の軽減を図る。 7 警察への被害申告を躊躇している被害者が、直接医療機関を受診した際に医師等が証拠資料を採取するための性犯罪証拠採取キットについて、整備・運用を継続実施するとともに、配布する医療機関のさらなる拡大に努める。
57	警察本部交通部 交通指導課	交通事故による被害者等の精神的被害の軽減・回復を図るため、交通事故多発交差点等に設置した交通事故自動記録装置やドライブレコーダー、防犯カメラ等の各種映像資料を効果的に活用し、被害者等が自らの立場を主張できない死亡事故等における負担軽減を図った。	交通事故による被害者等の精神的被害の軽減・回復を図るため、各種映像資料を効果的に活用し、被害者等が自らの立場を主張できない死亡事故等における負担軽減を図る。 また負担軽減のため、被害者等に配慮した時間や場所を選定し、取調べや実況見分を実施することとし、必要に応じ、実施場所までの送迎及び付添い等を実施する。
58	警察本部警務部 警務課	1 犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている公益社団法人みやぎ被害者支援センターに対し、被害者等の同意を得て情報提供を行い、同センターによる公判への付き添いや弁護士の紹介等、被害者等のニーズに沿った支援活動を行った。 2 事件事故の発生に際し、警察署被害者支援連絡協議会会員等と連携し、迅速・的確な対応を行い、被害者等の負担軽減に努めた。 3 県下警察署において、被害者等への対応の際には、専用の相談室又は専用の相談室がない場合は、被害者等の心情やプライバシー保護に配慮した代替室を使用するなどし、被害者等が安心して相談できる環境を整えた。	1 被害者等の要望に基づき、関係機関・団体等と連携を図り、マスコミ対応等を実施し、二次的被害の防止に努める。 2 各種広報の機会を通じて、被害者等の心情に配慮したプライバシー保護の重要性について広報し、事案発生時における対応への協力・配慮を求める。【2-(4)-2と重複】

施策の項目	(3) 自助グループ活動への支援
	被害者等の心情の理解を深めるための活動を行います。

施策の効果等	○ 被害者等の心情の理解を深め、関係機関等が連携して被害者等に自助グループの紹介及び活動の支援を実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から対面による交流会や研修会が減少していた中で、徐々にコロナ禍前のように交流の機会を提供することが可能となり、被害者等が社会的に孤立しない環境づくりを推進することができた。
--------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
22 仙台市市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	DV・性暴力被害当事者の自助グループに対し、自助ミーティングを開催する場の安定的な確保への協力として、仙台市男女共同参画推進センターであるエル・ソーラ仙台及びエル・パーク仙台の貸室を優先的に年間予約可とするとともに、センターのホームページ上で団体紹介等の広報協力を行った。	DV・性暴力被害当事者の自助グループに対し、自助ミーティングを開催する場の安定的な確保への協力として、仙台市男女共同参画推進センターであるエル・ソーラ仙台及びエル・パーク仙台の貸室を優先的に年間予約可とするとともに、センターのホームページ上で団体紹介等の広報協力をを行う。
35 公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	1 「自助グループ定例会」「宿泊研修」「偲ぶ会」を開催し、フリーターキングを実施した。 ○ 4回 延べ 20人 2 東北管区警察学校における「犯罪被害者等のこころにふれる講演会」へ自助グループ員を派遣した。 ○ 7回 受講生延べ 595人 3 「犯罪被害者週間・県民のつどい」～講演・ミニコンサート～へ出席、講演を聴講した。 ○ 自助グループ9人出席	自助グループ員の心情を理解した自助グループ活動への支援を図る。 ○ 定例会におけるファシリテーター ○ 講師派遣（講演会）の際の付添い ○ 各種講演会、研修会への参加を促進
38 社会福祉法人 仙台いのちの電話	自死遺族支援わかちあいのつどい「すみれの会」を実施した。	自死遺族支援わかちあいのつどい「すみれの会」を実施する。
45 宮城県 臨床心理士会	会員がみやぎ被害者支援センターと連携し、支援センター主催の自助グループにファシリテーターとして参加、支援を行った。	会員がみやぎ被害者支援センターと連携し、支援センター主催の自助グループにファシリテーターとして参加する。
58 警察本部警務部 警務課	被害者等の心情の理解を深めるための活動として、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し、被害者等に自助グループの紹介及び活動の支援を実施した。	被害者等の心情の理解を深めるための活動として、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し、被害者等に自助グループの紹介及び活動の支援を実施する。

施策の項目	(4) 二次的被害の防止
	マスコミ報道等による二次的被害の防止に努めます。

施策の効果等	○ 被害者特定事項の秘匿制度等を活用し、法廷における被害者等の二次的被害の防止を図ることができた。 ○ 管理者対策によるマスコミ対応や遮蔽シートの活用等により、被害者等のプライバシーを最大限に保護し、マスコミ報道等による被害者等への二次的被害の防止に努めることができた。
--------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
1	仙台地方検察庁	1 法廷で証言する際の被害者等の遮へい、ビデオリンク方式を活用した。 2 公判手続における被害者特定事項の秘匿制度を活用した。	1 法廷で証言する際の被害者等の遮へい、ビデオリンク方式を活用する。 2 公判手続における被害者特定事項の秘匿制度を活用する。
2	仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	インターネットによる、個人の名誉・プライバシー侵害等の人権問題に関する相談に応じた。	インターネットによる個人の名誉・プライバシー侵害等の人権問題に関する相談に応じる。
6	宮 城 海 上 保 安 部	被害者の実名発表・匿名発表について、国民の知る権利、プライバシーの保護、発表することによる社会的影響等様々な事情を勘案しつつ、総合的に判断しながら適切な配慮を図った。	被害者の実名発表・匿名発表について、国民の知る権利、プライバシーの保護、発表することによる社会的影響等様々な事情を勘案しつつ、総合的に判断しながら適切な配慮を図る。
43	仙 台 弁 護 士 会	1 法廷での二次的被害防止や個別の事案ごとに求める必要な配慮に関し、委員会内での検討に努めた。 2 被害者参加制度の運用状況を踏まえて委員会内で研修会を開催するなど、同制度の利用の在り方、二次的被害防止への認識を深め、全会員をして被害者等の権利の実現、二次的被害防止に繋がる支援体制を構築するよう努めた。 3 委員会内の研修等を通じて、マスコミ報道に関する検討を行い、マスコミ報道による二次的被害の防止に努めた。	1 プライバシーに関する問題について、今後も研修等を実施することを検討する。 2 法廷におけるプライバシーへの配慮に関連する問題を収集、検討し、必要に応じて裁判所との協議を実施する。 3 マスコミ報道等に関する勉強会を開催すると共に、被害者参加制度の利用に関する学習会を開催し、二次的被害防止に向けた研修を経て被害者支援に資する体制の構築、強化を図る。
57	警 察 本 部 交 通 部 交 通 指 導 課	被害者等の要望に基づき、内外の関係機関と連携を図り、マスコミ対応等を実施し、二次的被害の防止に努めた。【新規】	社会的反響の大きい交通事故が発生した場合については、被害者等の要望を確認のうえ、意向に沿った二次的被害の防止に努める。【新規】
58	警 察 本 部 警 務 部 警 務 課	1 殺人事件等の被害者支援において、遺族等の要望に基づき、自宅、裁判所、病院等における管理者対策等を実施し、マスコミ等による二次的被害の防止に努めた。 2 警察署単位の被害者支援連絡協議会等において、被害者等の心情に配慮したプライバシー保護の重要性の説明と事案発生時における協力・配慮を要請した。	1 被害者等の要望に基づき、関係機関・団体等と連携を図り、過熱報道等のマスコミ対応等を実施し、二次的被害の防止に努める。 2 各種広報の機会を通じて、被害者等の心情に配慮したプライバシー保護の重要性について広報し、事案発生時における対応への協力・配慮を求める。【2-(2)-2と重複】

		3 事件捜査や被害者支援に当たる職員に対し、あらゆる機会を通じて、被害者等に対する二次的被害の防止を図るための教養を実施した。	
--	--	---	--

基本目標 3 安全及び平穏な生活の確保

施策の一例

令和 5 年度支援施策実施結果

宮城県保健福祉部北部児童相談所

児童虐待に関する通告等には遅滞なく対応し、必要に応じて一時保護や施設入所を行った。

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課／県民安全対策課

「みやぎ Security メール」による犯罪発生及び被害防止情報の情報発信活動を実施した。

令和 6 年度支援施策実施計画

仙台市教育局学校教育部教育相談課

児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯意識の高揚を図るため、仙台市立小中学校において、地域や PTA 等の方々を学校ボランティア防犯巡視員として登録し、各学校の登下校時における見守り活動を継続する。

施策の項目	(1) 被害者等の保護
	被害者等に対する助言や保護施設に関する情報提供と利用促進を行います。

施策の 効果 等	○ 関係機関・団体が必要に応じて相互に連携を図り、支援に関する助言や緊急避難、一時保護等を適宜実施したことにより、被害者等の安全の確保に努めることができた。
	○ 被害者等が必要な支援を受けられるよう、被害者等の保護に関する法制度等の情報提供や、関係機関・団体の窓口を案内することで、被害者等の安全の確保に努めることができた。

◇各機関・団体による施策◇

	推進機関	令和 5 年度支援施策実施結果	令和 6 年度支援施策実施計画
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	1 婦人相談所、婦人保護施設等による保護の実施のほか、緊急的に安全の確保が必要な DV 被害者等に対し、ホテル等宿泊施設を緊急避難先として提供する市町村への補助を行った。 2 DV 被害者等を保護・支援する民間団体へ民間シェルター運営費の補助を行った。	1 婦人相談所、女性自立支援施設等による保護の実施のほか、緊急的に安全の確保が必要な DV 被害者等に対し、ホテル等宿泊施設を緊急避難先として提供する市町村への補助を行う。 2 DV 被害者等を保護・支援する民間団体へ民間シェルター運営費の補助を行う。
10	宮城県保健福祉部 中央児童相談所	派遣警察官を中心として、警察との密な連携のもと、子どもの安全確保に努めた。また、子どもの最善の利益を考慮し、必要に応じて里親委託や施設措置について検討した。	派遣警察官を中心に警察との緊密な連携を図り、児童の安全確保に努める。また、子どもの最善の利益を考慮し、必要に応じて里親委託や施設措置を検討する。
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	1 児童虐待に関する通告等には遅滞なく対応し、必要に応じて一時保護や施設入所を行った。 ○ 通告後、48時間以内の安全確	1 児童虐待に関する通告等には遅滞なく対応し、必要に応じて一時保護や施設入所を行う。 ○ 通告後、48時間以内の安全確

		認の実施 ○ 必要に応じての一時保護や施設入所を行った。 2 DV世帯については、緊急時の一時保護や施設入所を的確に判断し、対応した。 3 DV世帯については、県・市福祉事務所、町福祉課などの関係機関と連携を図り、一時保護を含めた適切な対応を行った。 4 警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等への支援を実施した。 【12（3－（1）－3）と重複】	認を実施する。 ○ 必要に応じた一時保護や施設入所を行う。 2 DV世帯については、県・市福祉事務所、町福祉課などの関係機関と連携を図り、一時保護を含めた適切な対応を行う。 3 警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等への支援を実施する。 【12（3－（1）－3）と重複】
12	宮城県保健福祉部 東部児童相談所	1 児童虐待の状況等に応じ一時保護を行い、被害児童の安全を確保した。 2 必要に応じ、児童本人に対し緊急の場合の児童相談所虐待対応ダイヤル189への架電及びSNS相談窓口への書き込みを教示した。 3 警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等への支援を実施した。 【12（3－（1）－3）と重複】	1 児童虐待の状況等に応じ一時保護を行い、被害児童の安全を確保する。 2 必要に応じ、児童本人に対し緊急の場合の児童相談所虐待対応ダイヤル189への架電及びSNS相談窓口への書き込みを教示する。 3 警察官の派遣者1人を職員として受入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等への支援を実施する。 【12（3－（1）－3）と重複】
13	宮城県保健福祉部 女性相談支援センター	1 生活の安全を脅かされたDV被害者等に対して、安全な生活を確保するため、一時保護を実施した。 ○ 41件（うちDV29件） 2 一時保護となった被害者等に同伴児童がいる場合には、母子ともに安心できる相談環境を整えるため、託児支援及び学習支援を行った。 ○託児支援 延べ 256回 ○学習支援 延べ 95回	1 DVその他の理由により、安全を脅かされた被害者等を一時保護し、安全な生活を確保するとともに、心身の回復と自立に向けた支援を行う。 2 一時保護となった被害者等の同伴児童について健全な成育環境、学習環境が保たれるよう、母への養育支援及び子への託児支援、学習支援を行う。
22	仙台市市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	市の複数部署及び関係機関の連携により、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を実施した。 ○ 保護命令申立書の作成支援 2件 ○ 来所相談証明件数 187件 （うち住基支援措置に係る証明件数 103件）	市の複数部署及び関係機関の連携により、仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を実施する。 ○ 保護命令制度の利用支援 ○ 支援措置に係る証明書等の発行
23	仙台市市民局生活 安心部市民生活課	（市民局区政部戸籍住民課） 1 住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等支援状況 ○ 新規申し出件数 769件 ○ 新規申し出件数 1,254件 ※上記件数にはDV被害も含まれる。	（市民局区政部戸籍住民課） 被害者からの申出に基づき、住民基本台帳の閲覧制限等による支援を実施する。
29	仙台市こども若者局 児童相談所	1 被虐待児に対し、安全確保のため必要に応じて一時保護を行った。 2 DV被害者に対し、各区保健福祉センターの活用・相談等を助言した。 3 警察官の派遣職員2名を受け入	1 被虐待児に対しては、安全確保のため必要に応じて一時保護を行う。 2 DV被害者に対しては、各区保健福祉センターの活用・相談等を助言する。 3 引き続き警察官の派遣職員2名を

		れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等の保護対策を実施した。	受け入れ、警察との緊密な連携の下、被害児童等の保護対策を行う。
35	公益社団法人みやぎ被害者支援センター	性暴力被害相談の中で、被害者等の身体に対する危険が及ぶおそれが認められる場合は、緊急避難場所の情報提供と同行支援を行うように努めたが該当案件は無かった。	性暴力被害相談の中で、被害者等の身体に対する危険が及ぶおそれが認められる場合は、緊急避難場所の情報提供と同行支援を行う。
44	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、被害者等の保護に関する法制度の情報提供や、関係機関・団体の窓口を案内した。（情報提供）【1-(1)-1と重複】 【2-(1)と重複】【5-(3)と重複】	犯罪被害者やそのご家族などが必要な支援を受けられるよう、被害者等の保護に関する法制度の情報提供や、関係機関・団体の窓口を案内する。（情報提供）【1-(1)-1と重複】 【2-(1)と重複】【5-(3)と重複】
51	警察本部生活安全部県民安全対策課	1 宮城県女性相談支援センターとの情報共有及び連携強化により適切に一時保護を実施した。 2 DV相談受理時に関係保護施設の利用等に関する情報提供を実施した。 3 DV被害者の相談に基づき、住民基本台帳の閲覧等に係る支援措置の援助施策を適切に実施した。 ○ 援助件数 105件	1 宮城県女性相談支援センターとの情報共有及び連携強化により適切に一時保護を実施する。 2 DV相談受理時に関係保護施設の利用等に関する情報提供を実施する。 3 DV被害者の相談に基づき、住民基本台帳の閲覧等に係る支援措置の援助施策を迅速かつ適切に実施する。
56	警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課	暴力団等による犯罪の被害者や関係者等を保護対策実施要綱に基づく保護対象者に指定し、助言・指導、適時適切な保護対策を実施して暴力団等からの危害を未然に防止し、保護対象者の安全を確保した。	暴力団等による犯罪の被害者や関係者等を保護対策実施要綱に基づく保護対象者に指定し、助言・指導、適時適切な保護対策を実施して暴力団等からの危害を未然に防止し、保護対象者の安全を確保する。
58	警察本部警務部警務課	被害者連絡実施要領等に基づき、警察官による訪問・連絡活動を希望する被害者等に対して支援活動を推進した。	被害者連絡実施要領等に基づき、被害者等の心情に配慮した訪問・連絡活動を推進する。

施策の項目	(2) 再被害防止等の措置
	被害者等への加害者情報の提供や再被害防止処置を講じ、安全かつ平穏な生活の確保に努めるとともに、加害者の更生支援を行います。

施策の効果等	○ 各関係機関が情報共有を図ったことにより、再被害防止に向けた取組みを実施することができた。 ○ DV被害者等に対して安全確保のための制度について教示したほか、各種手続支援を行い、被害者等の負担軽減を図ることができた。 ○ 精神医学的・心理的アプローチによるストーカー加害者の更生に向けた取組みの一環として、医療機関等との連携を実施することができた。
--------	--

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
1 仙台地方検察庁	再犯防止のため、更生保護などの支援体制を活用し、被疑者・被告人の社会復帰を支援した。	再犯防止のため、更生保護などの支援体制を活用し、被疑者・被告人の社会復帰を支援する。

4	仙台保護観察所	1 DVに関して、数多くの事案に対応している機関等との連携・情報収集に努めた。 2 再被害防止のため、再被害のおそれがある被害者等に対して、地方自治体の担当者及び警察と連携しながら再被害防止に関する措置の助言及び情報提供を行った。	1 DV・ストーカー等の被害者等に対しては、地方自治体、警察、当庁処遇部門との連携の上、再被害防止に向けて適切な措置を実施する。 2 加害者の特異動向について、当庁処遇部門から地方自治体、警察と適切に情報共有を行う。 3 再被害防止のため、再被害のおそれがある被害者等に対して、再被害防止に関する措置の助言及び情報提供を行う。 4 DVに関して、数多くの事案に対応している機関等との連携・情報収集に努める。
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	家庭訪問等により家庭状況等の把握に努め、親子再統合のための支援を行うとともに、必要に応じて一時保護や施設入所を行った。	家庭訪問等により家庭状況等の把握に努め、親子再統合のための支援を行うとともに、必要に応じて一時保護や施設入所を実施する。
13	宮城県保健福祉部 女性相談支援センター	1 DVにより加害者から避難する被害者に対して、DV法に基づく保護命令の申立に関する手続き支援のほか、裁判所への書面提出を行った。 ○ 2件 2 住民基本台帳事務の閲覧制限に係る証明他、各種手続き・証明書発行等を行った。 ○住民基本台帳閲覧制限 34件 (うちDV28件) ○医療保険 2件 (うちDV2件) ○年金事務 4件 (うちDV4件) ○児童手当受給者変更 7件 (うちDV7件) ○その他 22件 (うちDV20件)	1 被害者等に対して保護命令等の安全確保のための制度について情報提供を行い、必要に応じて手続き支援を行う。 2 住民基本台帳事務の閲覧制限のほか安全で平穏な生活を確保するための各種手続きを必要としている被害者等に対して正確な情報を提供し、迅速な手続き支援、証明書発行ができるように努める。
34	公益財団法人 宮城県暴力団 追放推進センター	1 東北少年院において、入所者に対する個別面談を実施した。 ○ 令和6年1月10日 2 宮城刑務所において、暴力団受刑者に対し矯正指導を実施した。 ○ 令和5年6月8日 ○ 令和5年10月26日	1 東北少年院において、入所者に対する個別面談を実施する。 2 宮城刑務所において、暴力団受刑者に対し矯正指導を実施する。
44	日本司法支援センター宮城地方事務所 (法テラス宮城)	資力の有無に関わらず、DV、ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。(DV等被害者法律相談援助) 【1-(1)-4と重複】 【2-(2)-2と重複】 【4-(2)と重複】	資力の有無に関わらず、DV、ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。(DV等被害者法律相談援助) 【1-(1)-4と重複】 【2-(2)-2と重複】 【4-(2)と重複】
51	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	1 ストーカー被害者からの相談受理体制を確立し、組織的な対応を行うとともに、被害の実態に応じて、防犯指導、警戒警ら、援助等を実施し	1 ストーカー被害者からの相談受理体制を確立し、組織的な対応を行うとともに、被害の実態に応じて、防犯指導、警戒警ら、援助等を実施す

		た。 2 加害者に対する検挙、指導警告等の措置を実施した。 3 ストーカー加害者及びその家族等に対し、精神科医療機関等の協力を得て、治療、カウンセリング等の機会を設けるなどの加害者対策を実施し、更生と再発防止に向けた取組を推進した。	る。 2 加害者に対する検挙、指導警告等の措置を実施する。 3 ストーカー加害者及びその家族等に対し、精神科医療機関等の協力を得て、治療、カウンセリング等の機会を設けるなどの加害者対策を実施し、更生と再発防止に向けた取組を推進する。
56	警察本部刑事部 組織犯罪対策局 暴力団対策課	暴力団関係者から再犯による犯罪被害を受けるおそれのある者を再被害防止要綱に基づく再被害防止対象者に指定し、関係機関との連携や加害者情報の提供等、再被害防止措置を講じて再被害防止対象者の安全を確保した。	暴力団関係者から再犯による犯罪被害を受けるおそれのある者を再被害防止要綱に基づく再被害防止対象者に指定し、関係機関との連携や加害者情報の提供等、再被害防止措置を講じて再被害防止対象者の安全を確保する。
58	警察本部警務部 警 務 課	1 再被害防止対象者の指定事案について、適宜適切に対応した。 2 適正な再被害防止対策を実施するため、関係機関と連携し、特異動向者の通報等協力を依頼した。	1 再被害防止要綱に基づく再被害防止対策を積極的に推進する。 2 各刑事施設等との緊密な連携を図り、再被害防止に向けた指導を実施する。

施策の項目	(3) 地域における被害者等の安全確保
	地域のパトロールや犯罪被害防止のための情報提供を行います。

施策の 効果 等	○ 学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」の運用や地域やPTA等の学校ボランティアの防犯巡視員の協力を得て、地域における被害者等の安全確保に努めることができた。 ○ ホームページ、X（旧 Twitter）及びメール等各種広報媒体を有効に活用し、地域防犯活動の推進と犯罪被害防止のための情報を積極的に発信することができた。
----------------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	市町の要保護児童対策協議会、福祉関係各課、学校等に情報提供し、モニタリングを実施した。	市町の要保護児童対策協議会、福祉関係各課、学校等に情報提供し、モニタリングを実施する。
31	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	1 警察官退職者27人で組織する学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」による学校の校舎内外、周辺及び通学路等の巡視活動により、不審者の早期発見や危険個所の発見など、学校の安全管理体制についての点検を行い、児童生徒の日常の安全確保の継続に努めた。 2 児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯意識の高揚を図るため、仙台市立小中学校において、地域やPTA等の方々を学校ボランティア防犯巡視員として登録し、各学校の登下校時における見守り活動を継続した。	1 警察官退職者27人で組織する学校防犯巡視員「仙台・まもらいだー」による学校の校舎内外、周辺及び通学路等の巡視活動により、不審者の早期発見や危険個所の発見など、学校の安全管理体制についての点検を行い、児童生徒の日常の安全確保の継続に努める。 2 児童生徒の犯罪被害防止と地域の防犯意識の高揚を図るため、仙台市立小中学校において、地域やPTA等の方々を学校ボランティア防犯巡視員として登録し、各学校の登下校時における見守り活動を継続する。

50	警 察 本 部 生 活 安 全 部 生 活 安 全 企 画 課	1 「みやぎ Security メール」等を活用し犯罪被害防止のための情報発信活動を実施した。 ・みやぎ Security メール発信 1,126 件 ・Yahoo!防災速報発信 件数非公開 ・県警ホームページ 毎月更新 ・X（旧ツイッター） 432 件 2 特殊詐欺被害防止対策事業として、高齢者が被害に遭いやすい手口（オレオレ詐欺・預貯金詐欺・還付金詐欺・キャッシュカード詐欺盗）の手口周知、特殊詐欺電話撃退装置及び防犯機能付き電話機を活用した固定電話対策の必要性及び社会全体で特殊詐欺を防止することを訴える内容のテレビ CM（令和 4 年度制作）を放送し、被害に遭いやすい高齢者のみならず、幅広い年齢層に対する広報啓発活動を実施した。 ・民放 4 局 220 回放送 3 防犯関係団体と連携し、青色回転灯を装着した防犯パトロール車を普及促進した。 ・174 団体 ・505 台 4 特殊詐欺電話撃退装置等補助金交付事業として、県内居住の 65 歳以上の者に機器購入費の 2 分の 1 の額（上限 7,000 円）を交付した。 ・補助金交付件数 988 件	1 「みやぎ Security メール」等を活用し、地域パトロールや犯罪被害防止のための情報発信活動を実施する。 2 特殊詐欺被害防止対策として、県民の特殊詐欺に対する抵抗力を高めるとともに、社会全体で特殊詐欺を防ぐ機運を醸成するため、幅広い年齢層を対象に、効果的な広報媒体を活用して広報啓発活動を実施する。 3 防犯関係団体と連携し、青色回転灯を装着した防犯パトロール車の普及促進を図り、地域パトロールを強化する。 4 特殊詐欺電話撃退装置等補助金交付事業として、県内居住の 65 歳以上の者に機器購入費の 2 分の 1（上限 7,000 円）を交付する。 ○ 補助金交付予定件数 900 件
51	警 察 本 部 生 活 安 全 部 県 民 安 全 対 策 課	1 子供に対する声掛け事案や女性に対する性犯罪等に関し、メールやホームページ等を利用して効果的な広報を実施した。 2 「みやぎ Security メール」による犯罪発生及び被害防止情報の情報発信活動を実施した。 ○ メール配信件数：586 件 3 子供と女性のための安全情報に関する広報を実施した。 4 「子供 110 番の家」の活性化を図るための研修会等を実施した。 5 学校等と連携して、防犯教室や不審者対応訓練を実施するなど、子供の安全対策の推進を図った。	1 犯罪発生及び被害防止情報の情報発信活動を「みやぎ Security メール」や県警ホームページ等により広報する。 2 ラジオ放送、地元情報誌、部内広報誌等の活用や、各種キャンペーンにより子供と女性のための安全情報を発信する。 3 「子供 110 番の家」の活性化を図る。 4 学校等と連携して、防犯教室や不審者対応訓練を実施するなど、子供の安全対策の推進を図る。

基本目標 4 支援等のための体制整備

施策の一例

令和 5 年度支援施策実施結果

宮城県警察本部警務部警務課

県内市町村で制定されている市町村犯罪被害者等支援条例について、自治体担当者と連携を図りながら、被害者等への適時適切な制度教示、申請書作成補助及び自治体窓口への付添い支援を行い、被害者の手続き等の負担軽減を図った。【新規】

公益社団法人みやぎ被害者支援センター

被害者支援に関する諸法令の制定及び改正等、さらには相談ニーズの多様化等に適切な対応ができるよう従来のマニュアルを一新し、支援活動員が携行することにより支援活動の適切な遂行と支援活動員の質の向上を図った。【新規】

令和 6 年度支援施策実施計画

宮城県警察本部警務部警務課

県及び市町村担当者と連携を図りながら、見舞金制度等について、被害者等へ適時適切な制度教示に努める。【新規】

公益社団法人みやぎ被害者支援センター

男性及び男児の性犯罪被害者の被害軽減や回復を図るため、宮城県、宮城県警察及び宮城県医師会等関係機関団体と緊密な連携に基づいて、泌尿器科等の専門医や精通の精神科等で構成する支援システム構築に向けた取り組みを推進する。【新規】

施策の項目	(1) 関係機関・団体による推進体制の構築
	県や地域における被害者支援に関する施策を総合的に調整し、かつ、相互連携による効果的な被害者等の支援を推進します。

施策の 効果 等	○ 関係機関・団体が研修会等を開催し、その職域の中における被害者等支援に関する施策や情報交換を実施したことにより、効果的な被害者等支援を推進することができた。 ○ 各関係機関が被害者等の求めを的確に把握し連携を図りながら、適宜適切に対応したことにより、きめ細かな、かつ、途切れることのない被害者等支援を推進し、被害者等の負担軽減を図ることができた。
----------------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和 5 年度支援施策実施結果	令和 6 年度支援施策実施計画
4	仙台保護観察所	令和 5 年度においては、主にオンラインでの連携を行った。	県（共同参画社会推進課）に対して、当庁の犯罪被害者等からの相談内容の中で、特に必要と認められれば、適切な被害者支援相談先の情報提供等の連携を行う。
5	国土交通省 東北運輸局	令和 6 年 1 月 24 日に公共交通事業者等を対象としたフォーラムを開催し、事故遺族でつくる家族の会である	公共交通事業者等を対象としたフォーラム開催時において、被害者支援の重要性を理解していただくため

		8.12 連絡会および宮城県警察本部交通部交通指導課より講師を招き講演をいただいた。	に、関係機関から講師を派遣してもらうことについて検討する。
6	宮城海上保安部	「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」及び、「塩釜、石巻、気仙沼各警察署の被害者支援ネットワーク」により関係機関との連携を図った。	引き続き、「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」及び、「塩釜、石巻、気仙沼各警察署の被害者支援ネットワーク」により関係機関との連携を図る。
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	婦人保護関係機関ネットワーク連絡協議会において、事業内容の情報交換、事例紹介等を行った。【4-(5)-1と重複】	圏域ごとに設置する女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会において、情報交換・事例研究等を行い、連携体制の強化を図る。
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	1 市町で開催する要保護児童対策協議会において、情報の共有化を図るとともに関係者によるモニタリングを行った。 2 夜間、休日の児童虐待に関する通告等に適切に対応した。	1 市町で開催する要保護児童対策協議会において、情報の共有化を図るとともに関係者によるモニタリングを実施する。 2 夜間、休日の児童虐待に関する通告等の対応を適切に実施する。
13	宮城県保健福祉部 女性相談支援センター	1 被害者等の支援において、地域の関係機関と情報交換を行い、また必要に応じて適切な窓口につなぐことによって、効果的な支援の充実を図った。 2 民間シェルターとの連携により、被害者の状況に合わせた速やかな安全確保を行った。 ○ 3件（うちDV2件） 3 一時保護となった被害者等のうち自立に向けて継続的な支援が必要な者について、女性自立支援施設への入所措置を行い、施設間の連携に努めた。 ○ 14件（うちDV10件）	1 被害者等の支援にあたっては、関係機関と緊密に連絡を取り合い、本人の状況や意向について情報を共有し、連携して支援を行う。 2 個人の事情に応じて柔軟な支援体制を取れるよう今後も官民連携の推進に努める。 3 一時保護を終了した被害者等がその後も継続した自立支援を受けられるよう、各々の課題を整理し、関係機関との情報共有と連携に努める。
22	仙台市市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	1 地域の支援者を対象に、性暴力被害者支援スキルアップ講座を開催し、性暴力が起きる社会的背景を理解し、表面化しにくい性暴力の被害を敏感に察知する視点を心得、二次被害を与えずに適切に相談対応・支援できるよう支援者の質の向上を図った。 2 受講者間の連携・ネットワーク形成に努めた。 ○ 受講人数 36人	1 性暴力被害者支援スキルアップ講座を開催し、支援者養成を行う。 2 医療や福祉、女性支援の現場だけでなく、教育、司法等の現場からも受講者を募り、多機関連携による包括的な支援が地域に広がるよう図る。 ○ 予定受講人数（定員）30人
28	仙台市こども若者局 こども若者支援部 こども若者相談支援センター	仙台市青少年対策六機関合同会議において、犯罪被害者等支援関連に係る議題はなかった。	仙台市青少年対策六機関合同会議において、犯罪被害者等支援関連に係る議題は想定していない。
35	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	性犯罪、性暴力相談窓口の強化のため、緊急時に速やかに関係機関団体と連携を図るため指定したコーディネーターが連絡調整にあたった。	前年度同様に実施する。
53	警察本部 刑事部 捜査第一課	児童が被害者等となる事案、性犯罪被害者が精神疾患を有している事案については、検察庁や関係機関等と連携し、代表者聴取を構築するなどし、被	児童が被害者等となる事案、性犯罪被害者が精神疾患を有している事案については、検察庁や関係機関等と更なる連携を図り、代表者聴取を構築する

		被害者の精神的負担軽減を図った。	などし、被害者の精神的負担軽減を図る。
57	警察本部交通部 交通指導課	国土交通省東北運輸局が主催した公共交通事業者等を対象としたフォーラムに講師として参加し、交通事故における被害者支援の重要性を参加者に周知するとともに、関係機関の相互連携による被害者等の支援継続を依頼した。【新規】	関係機関と連携し、様々な機会を活用した情報提供・共有を行い、被害者等の視点に合わせた各種支援体制を構築する。【新規】
58	警察本部警務部 警務課	1 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度から「宮城県犯罪被害者支援連絡協議会」（以下「協議会」という。）総会を書面審議としたが、4年ぶりに協議会総会を対面により開催し、協議会の相互理解による被害者支援体制の維持と連携強化を図った。 2 協議会の活動結果・活動計画等を取りまとめた「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」について、各市町村等に備え付けるなどして県民に対して被害者支援施策の広報を図った。 3 県内市町村で制定されている市町村犯罪被害者等支援条例について、自治体担当者と連携を図りながら、被害者等への適時適切な制度教示、申請書作成補助及び自治体窓口への付添い支援を行い、被害者の手続き等の負担軽減を図った。【新規】 4 自治体と警察署単位で設置されている被害者支援連絡協議会が連携して被害者支援を推進する「ワンストップ型総合的対応窓口」を効果的に運用し、被害者等のニーズに即した被害者等支援活動を実施した。 5 警察署単位で設置されている被害者支援連絡協議会等の総会において、関係機関・団体の相互連絡の重要性に関する講話を実施するなどし、地域における被害者等支援体制の充実強化を図った。 6 協議会構成機関等と個々のケースに応じて連携を図った。 7 性犯罪被害者に対するワンストップ支援サービスの提供を始めとする性犯罪被害者の負担軽減を目的とした宮城県、宮城県産婦人科医会、公益社団法人みやぎ被害者支援センターとの4者間協定に基づき、実効性のある連携を推進した。 8 地方公共団体における被害者等支援の担当所属に対し、ワンストップ支援センターの支援施策等を情報提供し、性犯罪・性暴力被害者支援に関する連携の強化を図った。	1 県及び市町村担当者と連携を図りながら、見舞金制度等について、被害者等へ適時適切な制度教示に努める。【新規】 2 自治体との連携強化による「ワンストップ型総合的対応窓口」を効果的に運用するための合同研修会等を実施する。 3 地域における被害者支援体制を強化し、被害者等の多様なニーズに対応するため、警察署単位の被害者支援連絡協議会等構成機関・団体の拡充・参画を推進する。 4 実務的な研修を実施することにより、警察署単位の被害者支援連絡協議会等構成機関・団体への連携の重要性について意識付けを図るとともに、同構成機関・団体の被害者等支援に係る技能向上を図る。 5 性犯罪被害者に対するワンストップ支援サービスの提供を始めとする性犯罪被害者の負担軽減を目的とした宮城県、宮城県産婦人科医会、公益社団法人みやぎ被害者支援センターとの4者間協定に基づき、実効性のある連携を推進する。 6 関係機関・団体において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための協力を行う。 7 被害者等支援に携わる地方公共団体の職員等に被害者等支援施策に関する情報や資料を提供し、職員等の育成及び意識の向上を図る。 8 地方公共団体における被害者等支援の担当所属に対し、ワンストップ支援センターの支援施策等を情報提供し、性犯罪・性暴力被害者支援に関する連携の強化を図る。 9 （仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会において、同懇話会の委員として関係機関と連携強化を図る。【新規】

施策の項目	(2) 早期支援体制の整備
	被害直後の被害者等を支援する早期支援体制を整備・構築します。

施策の 効果 等	○ メール等による相談を実施し、幅広い被害者等のニーズに寄り添える相談体制を構築することができた。 ○ 医療機関との連携、関係機関内における役割分担等による体制整備を行ったことにより、早期支援体制の構築を図ることができた。 ○ 犯罪被害者支援団体の財政援助を実施したことにより、犯罪被害者支援団体の体制基盤の整備を図ることができた。
----------------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
11 宮城県保健福祉部 北部児童相談所	1 市町で開催する要保護児童対策協議会において要保護児童の情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認した。 2 必要に応じて一時保護や施設入所の対応を行った。	1 市町で開催する要保護児童対策協議会において要保護児童の情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認する。 2 必要に応じて、一時保護や施設入所の対応を実施する。
17 宮城県環境生活部 共同参画社会 推進課	性犯罪被害者等の早期負担軽減を図るため、性暴力のワンストップ支援センターに専従のコーディネーターを配置し、関係機関との円滑な連携に努めた。	性犯罪被害者等の早期負担軽減を図るため、性暴力のワンストップ支援センターに専従のコーディネーターを配置し、関係機関との円滑な連携に努める。
20 宮城県教育庁 特別支援教育課	1 県立特別支援学校の児童生徒が被害に遭った場合の報告と、早期の校内体制の構築について、特別支援学校長会議で周知するとともに、校内体制の構築について確認した。 2 事例に応じて、関係機関と連携し、カウンセラーを派遣した。	1 県立特別支援学校の児童生徒が被害に遭った場合の報告と、早期の校内体制の構築について、特別支援学校長会議で周知するとともに、校内体制が組織的に機能するよう確認と働き掛けを行う。 2 事例に応じて、緊急にスクールカウンセラーを派遣できることを周知する。
23 仙台市市民局 生活安全安心部 市民生活課	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが行う相談事業、広報啓発事業、調査研究事業、相談員及びボランティア養成事業の支援を実施した。 ○ 補助金の交付 360万円	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが行う相談事業、広報啓発事業、調査研究事業、相談員及びボランティア養成事業の支援を実施する。 ○ 補助金の交付 360万円
27 仙台市こども若者局 こども家庭部 こども家庭保健課	1 仙台市立病院を拠点病院とした児童虐待にかかる医療ネットワーク事業を実施した。 2 児童虐待対応マニュアル改訂版を関係機関に配布し、児童虐待の早期発見と早期対応の協力を依頼した。	1 仙台市立病院を拠点病院とした児童虐待にかかる医療ネットワーク事業を実施する。 2 児童虐待対応マニュアル改訂版を関係機関に配布し、児童虐待の早期発見と早期対応の協力を依頼する。
35 公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	1 広く人材確保を図るため、相談員募集を通年とし、ホームページを始め、広報効果の期待される広報媒体を活用した募集を実施した。 2 若年層や障害を抱える方等のニーズにも寄り添える相談ツールとして、メールによる相談を継続、電話相談、	1 前年度同様、広く人材確保を図るため、相談員募集を通年とし、ホームページを始め、広報効果の期待される広報媒体を活用した募集を実施する。とりわけ男性及び男児からの相談が増加している実態に鑑み、男性相談員の募集に努める。

		面接相談と段階をふみ支援に繋がったケースがあった。 3 性犯罪・性暴力被害者のための夜間・休日コールセンターにおいて対応し、緊急を要する事案の場合には、リアルタイムで当センターが対応に当たった。(オンコール)	2 メール相談件数が増加傾向にあることから、引き続き相談者のニーズに寄り添えるようメールによる相談を継続する。 3 前年度同様性犯罪・性暴力被害者のための性暴力のワンストップ支援センターにおいて対応した、夜間・休日コールセンターが対応、緊急を要する事案の場合には、リアルタイムで当センターが対応する。(オンコール) 4 男性及び男児の性犯罪被害者の被害軽減や回復を図るため、宮城県、宮城県警察及び宮城県医師会等関係機関団体と緊密な連携に基づいて、泌尿器科等の専門医や精通の精神科等で構成する支援システム構築に向けた取り組みを推進する。【新規】
44	日本司法支援センター宮城地方事務所 (法テラス宮城)	資力の有無にかかわらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援した。 (DV等被害者法律相談援助) 【1-(1)-4と重複】 【2-(2)-2と重複】【3-(2)と重複】	資力の有無にかかわらず、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている被害者に対し、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の選任を直ちに行い、迅速な法律相談の実施ができるよう支援する。 (DV等被害者法律相談援助) 【1-(1)-4と重複】 【2-(2)-2と重複】【3-(2)と重複】
58	警察本部警務部 警 務 課	1 県下警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、事件発生直後、捜査員とは別に被害者支援活動を専門に行う警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、被害者等のニーズに沿った迅速的確な支援活動を展開した。 ○ 917人を指定 2 多数の死傷者が発生した事案に対応するため、県下警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、警察職員をあらかじめ「特別支援要員」に指定し、迅速な被害者等支援体制を構築した。 ○ 75人を指定 3 公益社団法人みやぎ被害者支援センターが行う相談事業、広報啓発事業、調査研究事業等への支援を実施した。 ○ 補助金の交付 360万円 4 公益社団法人みやぎ被害者支援センターの財政基盤の強化のため、寄附型自動販売機の設置促進に向け各種広報活動を積極的に行い、同自動販売機の増設に協力した。 ○ 令和6年4月1日現在 72台 5 公益社団法人みやぎ被害者支援センターの財政基盤強化のため、賛助会員拡充に向けて積極的に働き掛けを行い、新規賛助会員獲得活動を推進した。	1 県下各警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、警察職員を「指定被害者支援要員」に指定し、事件発生直後の被害者等のニーズに沿った迅速的確な支援活動を展開する。 2 多数の死傷者が発生した事案に対応するため、県下警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊において、警察職員をあらかじめ「特別支援要員」に指定し、迅速な被害者等支援体制を構築する。 3 公益社団法人みやぎ被害者支援センターの安定した財政的基盤を確立するため、寄附型自動販売機の設置促進及び賛助会員拡充に向けた各種広報活動を継続して展開する。

		○ 新規加入 団体 10 団体 個人 12 人 6 被害者等の状況に応じ、その心情等に配慮した組織的対応を徹底するため、「障害のある方や性的マイノリティの方への配慮に関するガイドライン」を作成し、県下各警察署等に周知を図り、被害者等の視点に立った対応に努めた。	
--	--	--	--

施策の項目	(3) 各被害分野における事件事故被害者等への対応
	被害態様が異なる被害者等を適切に支援するために、民間支援団体を始めとした関係機関・団体による施策を積極的に推進します。

施策の効果等	○ 各関係機関の職域において、付添い支援等を適時適切に実施したことにより、被害者等の要望する支援を推進することができた。 ○ 関係機関内において情報共有を図ったことにより、被害者等に対し、遅滞なく支援に必要な関係機関・団体を紹介することができた。 ○ 専門的な相談窓口を設置することにより、適切な相談受理を推進することができた。
--------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和 5 年度支援施策実施結果	令和 6 年度支援施策実施計画
3	東北地方更生保護委員会	1 加害者の処遇状況等に関する通知を希望している被害者等に対して、仮釈放等審理に係る通知を発出し、意見等聴取制度を含む被害者等施策に関する情報を提供した。 2 意見等聴取制度の利用を希望する被害者等に適切に対応した。	1 加害者の処遇状況等に関する通知を希望している被害者等に対して、仮釈放等審理に係る通知を発出し、意見等聴取制度を含む被害者等施策に関する情報を提供する。 2 意見等聴取制度の利用を希望する被害者等に適切に対応する。
4	仙台保護観察所	被害者等からの電話相談等を実施し、状況に応じて関係機関と連携を深め、受付業務の円滑化を図った。 ○相談・支援 9 件	被害者等からの電話相談、面接相談等を実施し、状況に応じて関係機関と連携を深め、受付業務の円滑化を図る。
5	国土交通省 東北運輸局	被害者等へコンタクトカードを配布した。（対象事故 1 件）	公共交通事故により乗客に被害が発生した際には、速やかに事故現場又は収容先に支援員を派遣し、事故被害者及びその家族に対しコンタクトカードを配布することにより、各種相談窓口についての情報提供を行う。
10	宮城県保健福祉部 中央児童相談所	1 児童虐待については、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）で 24 時間・365 日受理し、迅速な対応に努めた。 2 関係機関との情報共有と連携のもと、子どもの最善の利益を考慮した一時保護委託先の確保に努めた。	1 児童虐待については、24 時間・365 日の体制のもと、迅速な調査とリスクアセスメントを行った上で子どもの安全確認を速やかに実施し、必要な支援につなげる。 2 迅速な安全確保を図るため、関係機関との情報共有や連携をより強化し、子どもの最善の利益を考慮した一時保護委託先を確保する。
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	1 夜間休日を問わず、対応が必要な場合には迅速に対応し、関係機関の	1 夜間休日を問わず、対応が必要な場合には迅速に対応し、関係機関の

		協力を得ながら48時間以内に安否確認、必要に応じて一時保護等を実施した。 2 市町で開催する要保護児童対策協議会において情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認した。	協力を得ながら48時間以内に安否確認、必要に応じて一時保護等を実施する。 2 市町で開催する要保護児童対策協議会で要保護児童の情報共有を図るとともに、緊急対応時の役割分担等を確認する。
12	宮城県保健福祉部 東 部 児 童 相 談 所	1 夜間休日を問わず、相談があった場合には迅速に対応し、関係機関の協力を得ながら 48 時間以内の安否確認を行い、必要に応じ一時保護や施設入所等の対応を行った。 2 障害を抱えた被害者等には、関係機関と連携して障害の状況を踏まえた助言指導、他機関への斡旋、施設入所等の対応を行った。	1 夜間休日を問わず、相談があった場合には迅速に対応し、関係機関の協力を得ながら 48 時間以内の安否確認を行い、必要に応じ一時保護や施設入所等の対応を行う。 2 障害を抱えた被害者等には、関係機関と連携して障害の状況を踏まえた適切な支援を行う。
17	宮城県環境生活部 共 同 参 画 社 会 推 進 課	性暴力被害相談支援センター宮城の運営業務を公益社団法人みやぎ被害者支援センターに業務委託し、支援体制の充実を図った。 ・相談件数 1,169件（R6.3現在）	性暴力被害者への支援のため、性暴力被害相談支援センター宮城の相談支援体制の充実やセンターの周知に取り組む。 ○ カウンセリング助成回数の制限撤廃〔新規〕
27	仙台市こども若者局 こ ども 家 庭 部 こども家庭保健課	要保護児童対策地域協議会を開催した。 ○ 代表者会議 年1回 ○ 実務者会議：年 3 回×5 区 1 総合支所	要保護児童対策地域協議会を開催する。 ○ 代表者会議 年1回 ○ 実務者会議 年 3 回×5 区 1 総合支所
29	仙台市こども若者局 児 童 相 談 所	1 関係機関と連携し、児童の福祉を図るとともに子どもの権利を擁護するため専門機関として介入した。 2 被虐待児の安全確保のため、必要に応じて一時保護や施設措置を行った。 3 虐待を行った保護者に対して、暴力や怒鳴ることをせずに養育する技術を習得させる取り組みを実践し、保護者の養育力の向上を図った。	1 引き続き関係機関と連携し、児童の福祉を図るとともに、子どもの権利を擁護するため専門機関として介入していく。 2 被虐待児の安全確保のため必要に応じて一時保護や施設措置を行うとともに、保護者の養育力の向上に向け相談援助を継続する。
35	公 益 社 団 法 人 み や ぎ 被 害 者 支 援 セ ン タ ー	被害者等に対する、公判の代理傍聴、病院、弁護士法律相談等への付添支援等、直接支援を実施した。 ○ 直接支援（危機介入）活動 326件 ○ 対応した直接支援員 591人	1 被害者等のニーズを的確に把握し、被害者等に対する直接支援員による迅速かつ的確な付き添い支援等に努め、被害者等の精神的な被害の回復を図る。 2 被害者支援制度（被害者等の心情の聴取・伝達制度、AV 出演被害防止・救済法等）の運用に伴う適切な付添支援を行う。

43	仙 台 弁 護 士 会	1 令和3年度より「犯罪被害者サポートセンター」を発足させ、班体制を組んで緊急・重大案件等に対してより迅速かつ適切な対応を可能としたほか、各個別事件における被害者支援の充実に努めた。 2 法テラスとの情報提供業務に関連して、犯罪被害者精通弁護士名簿を作成し、法テラスからの依頼があった事案につき、遅滞なく弁護士を紹介できる体制を整えた。 3 DV・ストーカー相談窓口を通じて、必要に応じて個別の対応をした。 4 当会の民事介入暴力及び業務妨害対策委員会との連携を通じて、必要に応じて個別の対応をした。	1 「犯罪被害者サポートセンター」の活動の更なる充実化を図り、緊急・重大案件等に対してより迅速かつ適切な対応を可能にする体制の確保に努める。 2 法テラスからの依頼があった事案への対応に備え、犯罪被害者支援精通弁護士名簿及びDV・ストーカー被害の防止に関する法律相談窓口担当者名簿の充実を図る。 3 会員の増加を反映させ、相談体制の充実を図る。 4 DV・ストーカー相談窓口を通じて、個別の事案毎に必要な対応を図る。 5 対応が困難な事案に関しては、委員会の枠を超えて、様々な支援を可能とする体制を構築することを検討する。 6 当会の関連窓口や関連委員会との連携を強化し、個別の事案毎に必要な対応を行っていく。 7 被害報告の多い事案に関しては弁護士団を結成して対応するなど、より実効性の高い対応を検討する。
51	警 察 本 部 生 活 安 全 部 県 民 安 全 対 策 課	1 ストーカー・DV対策や性犯罪被害防止対策、子供の犯罪被害防止対策、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応の徹底を図った。 2 被害者等の安全確保を最優先として、ストーカー事案に対し、迅速かつ的確に対処した。 ○ 相談等件数 604 件 (前年比 -131 件) ○ 文書警告 7 件 (前年比 -4 件) ○ 禁止命令等 91 件 (前年比 +12 件) ○ ストーカー法検挙 26 件 (前年比 +6 件) ○ 他法令検挙 49 件 (前年比 +6 件) ○ 援助 112 件 (前年比 -78 件)	1 ストーカー・DV対策や性犯罪被害防止対策、子供の犯罪被害防止対策、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応の徹底を図る。 2 県下各警察署担当者等に対し、ストーカー事案の被害者等の安全確保を最優先とした、迅速かつ的確な対処に関する教養を実施する。
52	警 察 本 部 生 活 安 全 部 少 年 課	福祉犯の取締りのほか、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努めるとともに、少年相談窓口の周知広報、少年サポートセンターに配置された専門職である少年警察補導員による支援、再被害防止のための助言指導等の支援を実施した。	福祉犯の取締りのほか、街頭補導活動、サイバーパトロール、少年相談等を通じ、被害少年の早期発見・保護に努めるとともに、少年相談窓口の周知広報、少年サポートセンターに配置された専門職である少年警察補導員による支援、再被害防止のための助言指導等の支援を実施する。
53	警 察 本 部 刑 事 部 捜 査 第 一 課	1 被害届の即時受理と捜査段階における二次的被害の防止について、適切に対応した。 2 児童が被害者等となる事案や性犯	1 被害届の即時受理と捜査段階における二次被害の防止、治療行為が必要な被害者の早期医療機関の受診等適切な対応な更なる推進を図る。

		罪被害者が精神的に障害を有する者の事案については、警察内部関係各課、関係機関等と連携を図り、適時適切な対応を図った。 3 被害者の希望に応じた性別の職員が対応できるように、県下各警察署に男女の性犯罪指定捜査員を配置して体制を整備するとともに、その他の職員にも理解を深めさせ、夜間や休日にも適切な対応を図った。 4 宮城県や宮城県産婦人科医師会、公益社団法人みやぎ被害者支援センター等の関係機関と連携を強化するとともに、多様な性犯罪被害者に対応するため泌尿器科医や肛門科医との連携強化に努めた。【新規】	2 児童が被害者等となる事案や性犯罪被害者が精神的に障害を有する者の事案については警察内部関係各課、関係機関等と更なる連携を図り、代表者聴取を構築する等適切な対応を推進する。 3 被害者の希望に応じた性別の職員が対応できる体制を構築するとともに、警察職員全体にも理解を深めさせ、被害者のプライバシーが十分守られ、安心できる環境を整える体制を更に推進する。 4 被害者が被害状況によって適切な時期に支援を受けられるよう各関係機関との連携を図る。
58	警察本部警務課	1 宮城県警察犯罪被害者支援室に設置している「性犯罪被害相談電話」における性犯罪被害者等からの相談に際しては、性犯罪被害者等の心理に精通した職員が適切に対応した。 ○ 361件（前年比－57件） 2 宮城県、宮城県産婦人科医会及び公益社団法人みやぎ被害者支援センターとの4者間協議に基づく、「性暴力被害相談支援センター宮城」の活動内容及び相談窓口等の広報を行い、二次的被害の軽減、被害の潜在化の防止等について県民に周知を図った。 ○ 警察署単位の被害者支援連絡協議会等	性犯罪被害相談電話を中心とした相談活動を推進するとともに、関係機関と連携し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応に努める。

施策の項目	(4) 相談・カウンセリング体制の整備
	被害者等の相談に対応する相談窓口の充実を図るとともに、犯罪により深刻な精神的被害を受けた被害者等に対して、専門的なカウンセリングが受けられるように体制を整備します。

施策の効果等	○ 各関係機関が被害者等の特性（年齢・性別・国籍等）に応じた相談窓口を整備し、必要に応じて連携を図り、被害者等が専門的なカウンセリングを受けられる体制を整備することができた。 ○ 面接相談やカウンセリングに十分対応できるよう、相談室を拡充するなどし、被害者等のニーズに応える体制を整備することができた。
--------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関	令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
2 仙台法務局 人権擁護部	相談があった際には適切に対応を行い、常設相談所のほか、各市町村に特設相談所を開設して相談を受けられる体制を継続した。	相談があった場合には適切に対応するとともに、相談を受ける体制の維持に努める。（常設相談所及び各市区町村の特設相談所）

4	仙 台 保 護 観 察 所	被害者等からの電話相談等を実施し、事案の特性に応じて関係機関の情報提供を行い、連携を図った。	被害者等からの電話相談等を実施し、状況に応じて関係機関と連携を深め、被害者等のニーズに即した支援ができるように、関係機関との円滑かつ強化を図る。
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	夜間・休日の電話相談やメール・チャット相談、出張相談、専門家による同行支援等を実施し、相談体制の充実を図った。	民間支援団体と連携し、夜間・休日の電話相談や出張相談の実施に加え、メール・チャット相談、専門家による同行支援を実施し、相談体制の充実に努める。
9	宮城県保健福祉部 精 神 保 健 推 進 室	各保健福祉事務所（保健所）において、精神科医、保健師等による精神保健福祉相談を実施した。	各保健福祉事務所（保健所）において、精神科医、保健師等による精神保健福祉相談を実施する。
10	宮城県保健福祉部 中 央 児 童 相 談 所	児童に対する的確な心理アセスメントを行い、保護者や里親、児童にかかわる支援者と共有した上で、効果的かつ継続的な心理的支援を行った。	児童に対する的確な心理アセスメントを行い、保護者や里親、児童にかかわる支援者と共有した上で、効果的かつ継続的な心理的支援を行っていく。
11	宮城県保健福祉部 北 部 児 童 相 談 所	児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、より専門的な機関へのあっせん、各種相談窓口の情報提供を行った。【新規】	児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、より専門的な機関へのあっせん、各種相談窓口の情報提供を行う。【12-4-(4)と重複】
12	宮城県保健福祉部 東 部 児 童 相 談 所	児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、児童の年齢や特性、ニーズに応じ、医療機関や支援団体等の紹介やあっせんを行った。	児童心理司によるカウンセリングを行うとともに、より専門的な機関へのあっせん、各種相談窓口の情報提供を行う。【11-4-(4)と重複】
13	宮城県保健福祉部 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	1 女性のための専門電話相談を継続的に設置しており、犯罪被害者等を含む困難を抱える女性への助言、情報提供等の支援を行った。 ○ 相談受理件数 766 件 (うち DV 相談 302 件 うち男性 DV 相談 9 件) 2 嘱託精神科医を配置し、一時保護中の被害者等に対して定期的な医師面接を実施した。 ○ 延べ 26 件 3 一時保護中の被害者等に対し、心理カウンセラーによる面接と必要に応じて心理検査を行い、精神的被害のアセスメントと回復に努めた。 ○ 心理面接件数 延べ 71 件 ○ 心理検査実施件数 延べ 64 件 4 一時保護中の被害者等について、法律相談を受けられるよう調整し、同行支援を行った。 ○ 延べ 5 件 (うち DV 被害者 5 件)	1 犯罪被害者に限らず生きづらさを抱える女性が広く匿名で相談できるよう相談電話を設置し、適切な情報提供を行い、より専門的な相談窓口に繋がることのできるよう支援を行う。 2 一時保護中の被害者等の精神的な健康を把握し、また回復を支援するため、嘱託医を配置し、定期的な医師面接を実施する。 3 被害者等のアセスメント及び心理的ケアを行うため、心理カウンセラーを配置し、心理検査及び心理教育、カウンセリングを実施する。 4 一時保護中の被害者等について、必要がある場合には法律相談を受けられるよう調整し、同行支援を行う。

14	宮城県保健福祉部 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	電話相談員、来所相談に応じると共に、関係機関との連携を図った。 ○ こころの相談電話 ・ 月～金（祝日、年末年始を除く）9時～12時、13時～17時 ○ 自死に関する相談電話 ・ 月～金（祝日、年末年始を除く）9時～16時 ○ 来所相談（要予約） ・ 月～金（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時	電話相談員、来所相談に応じると共に、関係機関との連携を図る。 ○ こころの相談電話 ・ 月～金（祝日、年末年始を除く）9時～12時、13時～17時 ○ 自死に関する相談電話 ・ 月～金（祝日、年末年始を除く）9時～16時 ○ 来所相談（要予約） ・ 月～金（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時
15	宮 城 県 総 務 部 私 学 ・ 公 益 法 人 課	1 生徒指導に関連して、生徒へのカウンセリングを担当する専任の教職員を配置している私立の小・中・高校等に配置に係る経費を補助し、相談体制の整備を支援した。 2 児童生徒の悩み等を相談する窓口として SNS を活用した相談体制を整備した。	1 生徒指導に関連して、生徒へのカウンセリングを担当する専任の教職員を配置している私立の小・中・高校等に配置に係る経費を補助し、相談体制の整備を支援する。 2 児童生徒の悩み等を相談する窓口として SNS を活用した相談体制を整備する。
16	宮 城 県 経 済 商 工 観 光 部 国 際 政 策 課	公益財団法人宮城県国際化協会(MIA)に「みやぎ外国人相談センター」を設置し、相談員を配置するほか、三者での通話が可能なトリオフォン機能を付加した電話機を設置し、外部多言語コールセンターを利用することで、外国人県民やその家族から寄せられた相談に対して、多言語で対応するとともに、必要な情報提供や専門窓口の紹介など問題解決に向けたアドバイスをを行い、外国人県民等の不安解消、問題解決等に寄与する体制を整備した。 ○ 対応言語（13言語） 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ロシア語・タイ語・ヒンディ語 ○ 対応日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ○ 令和5年度相談件数 295件	公益財団法人宮城県国際化協会(MIA)に「みやぎ外国人相談センター」を設置し、相談員を配置するほか、三者での通話が可能なトリオフォン機能を付加した電話機を設置し、外部多言語コールセンターを利用することで、外国人県民やその家族から寄せられた相談に対して、多言語で対応するとともに、必要な情報提供や専門窓口の紹介など問題解決に向けたアドバイスをを行い、外国人県民等の不安解消、問題解決等に寄与する体制を整備する。 ○ 対応言語（13言語） 日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ロシア語・タイ語・ヒンディ語 ○ 対応日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
17	宮 城 県 環 境 生 活 部 共 同 参 画 社 会 推 進 課	1 「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する様々な相談に対応した。 ○ 一般相談 ・ 相談日 月～金曜日 (祝日・年末年始、LGBT相談時間を除く) ・ 時間 8:30～16:45 ・ 形態 電話相談 面接相談（予約制） ・ 令和5年度の相談件数 1,019件 ○ 法律相談	1 「みやぎ男女共同参画相談室」を運営する。 2 専用電話「犯罪被害者支援のための総合相談窓口」において、犯罪被害者等からの問合せに対し、適切な対応窓口を案内する。

		・ 相談日 毎月 1 回（第 4 木曜日） ・ 時間 13：00～16：30 ・ 形態 女性弁護士の面接相談（予約制） ・ 令和 5 年度の相談件数 42 件 ○ 男性相談 ・ 相談日 毎週水曜日 （祝日・休日を除く） ・ 時間 12：00～17：00 ・ 形態 男性相談員による 電話相談 ・ 令和 5 年度の相談件数 141 件 ○ LGBT（性的マイノリティ） 相談 ・ 相談日 毎月第2・4火曜日 ・ 時間 12:00～16:00 ・ 形態 電話相談 面接相談（予約制） ・ 令和5年度の相談件数 60件 2 専用電話「犯罪被害者支援のため の総合相談窓口を運営した。 ・ 令和5年度の相談件数 23件	
18	宮城県環境生活部 消費生活・文化課 消費生活センター	1 消費生活相談を実施した。 （電話、来所、電子申請による受 付） 2 法律顧問を委嘱し、消費者問題に 関する諸法律問題の処理について助 言を受けた。 3 法律顧問を講師に迎え、相談対応 能力の向上のための「法律相談会」 を開催した。（年 3 回） 4 「アドバイザー弁護士制度」によ り法的な助言を行ったほか、県消費 生活センターに「指定消費生活相談 員」を設置し、実践研修を行うな ど、県内市町村の相談機能等の強化 を支援した。 （実践研修の受入 5 回） 5 県内行政機関と仙台弁護士会・宮 城県司法書士会との懇談会を実施し た。（年 2 回） ○ 出席機関 ・ 仙台弁護士会 ・ 宮城県司法書士会 ・ 東北経済産業局 ・ 東北財務局 ・ 東北総合通信局 ・ 市町村消費者行政担当課 ・ 仙台市消費生活センター ・ 関係団体等	1 消費生活相談を実施する。 2 法律顧問を委嘱し、相談対応能力 の向上を図る。 3 「アドバイザー弁護士制度」及び 「指定消費生活相談員」の設置によ り、県内市町村の相談機能等の強化 支援を行う。 4 県内行政機関と仙台弁護士会・宮 城県司法書士会との懇談会を実施 し、関係機関の情報交換を行う。 （年 2 回）

19	宮城県教育庁 義務教育課	児童生徒のいじめ・犯罪被害等心のケアや円滑な学校生活を保障するため、以下の相談・カウンセリング体制を整備し、被害児童生徒に対するセーフティネットとして活用した。 1 県教育庁に本庁関係課室、地方機関、教育機関を横断的に組織した「心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チーム」を設置し、児童生徒や保護者への対応及び教職員等への助言や課題解決の支援を行った。 2 スクールカウンセラーを配置した。 ○全公立中学校及び義務教育学校（仙台市を除く）129校に配置した。 ○全公立小学校及び義務教育学校（仙台市を除く）233校に対応した。 3 各教育事務所専門カウンセラー及び在学青少年育成員を県内全5教育事務所に配置した。 4 スクールソーシャルワーカーを県内34市町村に配置した。	児童生徒のいじめ・犯罪被害等心のケアや円滑な学校生活を保障するため、以下の相談・カウンセリング体制を整備し、被害児童生徒に対するセーフティネットとして活用する。 1 県教育庁に本庁関係課室、地方機関、教育機関を横断的に組織した「心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チーム」を設置し、児童生徒や保護者への対応及び教職員等への助言や課題解決の支援を行う。 2 スクールカウンセラーを配置する。 ○全公立中学校及び義務教育学校（仙台市を除く）128校に配置する。 ○全公立小学校及び義務教育学校（仙台市を除く）231校に対応する。 3 各教育事務所専門カウンセラー及び教育相談コーディネーターを県内全5教育事務所に配置する。 4 スクールソーシャルワーカーを県内34市町村に配置し、活用を図る。
20	宮城県教育庁 特別支援教育課	1 早期に被害者の状態を把握し、相談やカウンセリング等の必要性を素早く判断し、報告するよう周知した。 2 県警本部及び教育庁内各課と連携して、相談・カウンセリングの対応が速やかにできるよう、情報を積極的に共有するとともに必要に応じてカウンセラー等を派遣できるようにした。	1 早期に被害者の状態を把握し、相談やカウンセリング等の必要性を素早く判断し、報告するよう周知する。 2 県警本部及び教育庁内各課と連携して、相談・カウンセリングの対応が速やかにできるよう、情報を積極的に共有するとともに必要に応じてカウンセラー等を派遣できるようにする。
21	宮城県教育庁 高校教育課	1 専門機関と連携し、電話相談や面接相談による相談を行った。 （総合教育センター内「不登校・発達支援相談室」分） ○電話相談 803件（R6.3末） （令和4年度 807件） ○来所相談 405件（R6.3末） （令和4年度 410件） 2 「24時間子供SOSダイヤル」は、児童生徒がいつでもどこでも相談できる体制を維持した。 ○相談件数 1,257件（R6.3末） （令和4年度 1,000件） 3 「SNS等を活用した相談体制」では、LINEを活用した相談を行った。 ○相談件数 458件（R6.3末） （令和4年度 486件） 4 相談機関の周知広報用のカードを作成し配布する。	1 専門機関と連携し、電話相談や面接相談による相談を行う。 2 「24時間子供SOSダイヤル」により児童生徒がいつでもどこでも相談できるようにする。 3 SNSを活用した相談体制により、多様な相談方法を選択できるようにする。 4 相談機関の周知広報用のカードを作成・配布する。 5 全県立高等学校73校にスクールカウンセラーを配置し、生徒等の悩みの相談に当たる。 また、通常配置のカウンセラーだけでは不足する場合には、学校の要望により臨時的に緊急派遣を行う。 6 高等学校スクールカウンセラー活用事業連絡協議会として、スクールカウンセラー及び教職員を対象に研

		(配布先) 県内全公立小・中・高校 ○配布枚数 290,000 枚 5 全県立高等学校 73 校にスクールカウンセラーを配置し、生徒等の悩みの相談に当たった。 生徒の突発的な事故や生徒指導上の問題に対応するために、学校の要請により、緊急派遣を行なった。 ○相談件数 10,443 件 (R6.3 末) (令和 4 年度 10,783 件) 6 スクールカウンセラーの情報交換や資質向上のために研修会を開催し、事業が円滑に、かつ効果的に実施できるように学校担当者を交えた連絡協議会を開催した。 ○令和 5 年 8 月 4 日研修会 ○令和 5 年 9 月 28 日連絡協議会 7 スクールカウンセラースーパーバイザーを 2 名配置し、スクールカウンセラーへの指導・助言、緊急時の学校からの派遣要請への対応等に活用した。	修会等を開催する。 7 スクールカウンセラースーパーバイザーを 2 名配置する。
22	仙 台 市 市 民 局 市 民 活 躍 推 進 部 男 女 共 同 参 画 課	1 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業において相談（電話・面接）及び心理カウンセリングを実施した。 ○ 相談件数（電話・面接） 1,847件 ○ カウンセリング件数 22件（実人数 6人） 2 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において女性相談（相談・面接）を実施した。 ○ 相談件数（電話・面接） 543件 3 仙台市「女性への暴力相談電話」を実施した。 ○ 女性への暴力相談電話 265件 4 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において、性暴力被害者心理カウンセリングを実施した。 ○ 19件（実人数 4人）	1 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業において相談（電話・面接）及び心理カウンセリングを実施する。 2 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において女性相談（電話・面接）を実施する。 3 仙台市「女性への暴力相談電話」を実施する。 4 仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台において、性暴力被害者心理カウンセリングを実施する。
23	仙 台 市 市 民 局 生 活 安 全 安 心 部 市 民 生 活 課	1 犯罪被害者等支援総合相談窓口の運営を実施した。（犯罪被害に遭われた方やその家族を支援するため、市民生活課内に相談電話を設置して、各種支援施設や関係機関・団体の紹介を行う相談業務） ○ 相談員 1人 延べ相談処理件数 16件 （市民局生活安全安心部自転車交通安全課） 2 交通事故相談所の運営を実施し	1 犯罪被害者等支援総合相談窓口の運営を実施する。 ○ 市民生活課内に窓口を設置 ○ 相談員 1人 （市民局生活安全安心部自転車交通安全課） 2 交通事故相談所運営を実施する。 ○ 自転車交通安全課内に交通事故相談窓口を設置 （本庁舎で面談相談の場合、

		た。 (交通事故に遭われた方やその家族の支援・救済のための相談業務) ○ 市役所1階に交通事故相談所を設置 ・ 各区の相談室の巡回相談 ・ 相談員 2人 ・ 延べ相談処理件数 79 件	市役所1階相談室を使用) ○ 各区の相談室にて巡回相談 ○ 相談員 2 人
24	仙 台 市 市 民 局 生 活 安 全 安 心 部 消 費 生 活 セ ン タ ー	1 消費生活相談を実施した。 2 特別相談を実施した。 ○消費生活特別相談（弁護士・消費生活相談員による電話相談） 月 1 回（原則毎月第 3 日曜日） 3 来所困難な相談者宅を訪問して行う移動相談は関係機関からの要請がなかったため実施しなかった。 4 県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会を実施した。 ○開催日 ・ 令和 5 年 9 月 5 日（火） 第 74 回 ・ 令和 6 年 2 月 7 日（水） 第 75 回 ○出席機関 ・ 仙台弁護士会 ・ 宮城県司法書士会 ・ 東北総合通信局 ・ 東北財務局 ・ 東北経済産業局 ・ 公益財団法人日本クレジット カウンセリング協会 ・ 宮城県消費生活・文化課 ・ 県内市町村消費者行政担当課 ・ 仙台市消費生活センター	1 消費生活相談を実施する。 2 特別相談を実施する。 ○消費生活特別相談（弁護士・消費生活相談員による電話相談） 月 1 回（原則毎月第 3 日曜日） 3 関係機関からの要請に基づき、来所困難な相談者宅を訪問して行う移動相談を実施する。 4 県内行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会を実施する。 ○開催日 ・ 上期、下期 1 回ずつを予定
26	仙 台 市 健 康 福 祉 局 障 害 福 祉 部 精 神 保 健 福 祉 総 合 セ ン タ ー	様々な心の悩みに対応するため、次の事業を関係機関と連携しながら進めた。 1 電話相談 「はあとライン」 平日 10:00～12:00 13:00～16:00 「ナイトライン」 年中無休 18:00～22:00 2 来所相談（個別面談） 事前の電話予約を受けて初回相談を行い、支援方針を決定。継続相談や他機関紹介等の対応を行った。 3 自殺対策推進センター業務 電話相談に加え、面接並びに訪問等による相談支援を実施した。	様々な心の悩みに対応するため、次の事業を関係機関と連携しながら進める。 1 電話相談 「はあとライン」 平日 10:00～12:00 13:00～16:00 「ナイトライン」 年中無休 18:00～22:00 2 来所相談（個別面談） 事前の電話予約を受けて初回相談を行い、支援方針を決定。継続相談や他機関紹介等の対応を行う。 3 自殺対策推進センター業務 電話相談に加え、面接並びに訪問等による相談支援を実施する。
29	仙 台 市 こ ど も 若 者 局 児 童 相 談 所	1 夜間・休日の電話相談について、業務委託することにより、開所時間帯以外の緊急・相談電話への対応の充実を図った。	1 電話相談業務委託を継続し、開所時間帯以外の緊急・相談電話への対応の充実を図る。

		2 児童心理司が中心となって、被虐待児への質の高い治療（ケア）を継続的に行った。	2 引き続き児童心理司が中心として被虐待児への質の高い治療（ケア）を行う。
30	仙台市文化観光局 交 流 企 画 課	仙台多文化共生センターにおいて外国人相談業務を実施し、県民や被害者等に対しては、適切な情報提供を通じて被害者の支援を行った。 ○ 対応日時：毎日 9:00～17:00 (仙台国際センター休館日を除く) ○ 対応方法：対面、電話、FAX、Email、手紙 ○ 対応言語：22 カ国語 日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、マレー語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語（トリオフォンによる通訳を介しての対応も含む）	仙台多文化共生センターにおいて外国人相談業務を実施し、県民や被害者等に対しては、適切な情報提供を通じて被害者の支援を行う。 ○ 対応日時：毎日 9:00～17:00 (仙台国際センター休館日を除く) ○ 対応方法：対面、電話、FAX、Email、手紙 ○ 対応言語：23 カ国語 日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、インドネシア語、イタリア語、フランス語、ドイツ語、マレー語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウクライナ語（トリオフォンによる通訳を介しての対応も含む）
31	仙 台 市 教 育 局 学 校 教 育 部 教 育 相 談 課	1 いじめや犯罪被害等を受けた児童生徒の心のケアの在り方について、学校の理解と意識を高め、学校からの要請に対応した。 2 全仙台市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び教育委員会内にスクールカウンセラーを配置した。 3 学校生活支援巡回相談員である県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室カウンセラーと連携を図った。 4 仙台市青少年対策六機関（教育相談課、適応指導センター、児童相談所、こども若者相談支援センター、特別支援教育課・適応指導センター・発達相談支援センター）と連携し、多様な相談に対応した。 5 心のケア緊急支援では、宮城県臨床心理士会や医療機関等と連携して対応した。 6 仙台市教育相談室内に相談電話を設置し、いじめ、犯罪被害等児童、生徒の悩み等に対応した。 7 仙台市教育委員会内に 24 時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、子供や保護者からの悩み等に対応した。 8 毎週水曜日と長期休業明けの期間、仙台市立の中学校、中等教育学校（前期・後期課程）、特別支援学校の生徒を対象とした仙台市いじめ SNS 相談を実施し、生徒にとって	1 いじめや犯罪被害等を受けた児童生徒の心のケアの在り方について、学校の理解と意識を高め、学校からの要請へ対応を継続する。 2 全仙台市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び教育委員会内にスクールカウンセラーの配置を継続する。 3 宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室カウンセラーと連携を継続する。 4 仙台市青少年対策六機関（教育相談課、適応指導センター、児童相談所、こども若者相談支援センター、特別支援教育課・適応指導センター・発達相談支援センター）と連携し、多様な相談に対応を継続する。 5 心のケア緊急支援では、宮城県臨床心理士会や医療機関等と連携した対応を継続する。 6 仙台市教育相談室内に相談電話を設置し、いじめ、犯罪被害等児童、生徒の悩み等に対応を継続する。 7 仙台市教育委員会内に 24 時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、子供や保護者からの悩み等への対応を継続する。 8 毎週水曜日と長期休業明けの期間、仙台市立の中学校、中等教育学校（前期・後期課程）、特別支援学校の生徒を対象とした仙台市いじめ SNS 相談を実施し、生徒にとってよ

		より手軽と思われる SNS を活用し、生徒の悩み等に対応した。	り手軽と思われる SNS を活用し、生徒の悩み等に対応する。
34	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	1 仙台弁護士会館において、民事介入暴力対策研究会を仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会及び県警暴力団対策課と合同で開催した。 ○ 令和 5 年 5 月 19 日 ○ 令和 5 年 9 月 11 日 ○ 令和 5 年 12 月 7 日 ○ 令和 6 年 3 月 7 日 2 令和 5 年度相談受案件数 (2 月末) 2,880 件	1 仙台弁護士会館において、民事介入暴力対策研究会を仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会及び県警暴力団対策課と合同で開催する。 2 暴力団問題等に関し、電話等による相談を受けるほか、6 月から 1 月までに 5 回、県内一円で不当要求等無料出張相談所を開設する。
35	公益社団法人みやぎ被害者支援センター	1 宮城県委託業務「性暴力被害相談支援センター宮城」を継続運用した。 ○ 性犯罪被害専任相談員 25 人 ○ 相談受付時間、体制 月～金 10:00～20:00 各日 2～3 人 土 10:00～16:00 3 人 (男性相談員相談受理日) ※時間外の相談については「夜間・休日コールセンター」にて受理。 2 対象となる被害者に対し、ニーズに応じて速やかにカウンセリングの実施および助成を行った。 3 増加する面接相談やカウンセリングに十分に対応できるよう新設した専用相談室を活用した。	1 「性暴力被害相談支援センター宮城」の広報を図り、センターの周知活動を活発化すると共に、研修会への参加により、性犯罪被害専任相談員のスキルアップに努め、相談窓口の充実を図る。 2 対象となる被害者に対し、ニーズに応じて速やかにカウンセリングの実施および助成を行う。 3 深刻な問題を抱える相談及びカウンセリング等精神的ケアを求める相談者増加に適切に対応するため、専用相談室の効率的な運用に努める。 【新規】
37	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	仙台市社会福祉協議会が運営する権利擁護センター、成年後見総合センターを始め、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等において、関係機関を通じ相談を受けた。	仙台市社会福祉協議会が運営する権利擁護センター、成年後見総合センターを始め、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等において、関係機関を通じ相談を受ける。
38	社会福祉法人仙台的のちの電話	1 仙台市無料法律相談ところの健康相談会 2 みやぎの萩ネットワーク	1 仙台市無料法律相談ところの健康相談会 2 みやぎの萩ネットワーク
39	独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所	1 当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、訪問や電話で相談に対応した。 2 NASVA 交通事故被害者ホットラインを設置した。 ○ 受付時間(平日) 10:00～12:00、13:00～16:00 ○ TEL 0570-000738 (IP 電話の場合 TEL 03-6853-8002) ○ NASVA サービスの案内 ○ 各種相談機関の窓口紹介	1 当機構介護料受給者及び交通遺児等友の会会員に対し、訪問や電話で相談に対応する。 2 NASVA 交通事故被害者ホットラインを設置する。 ○ 受付時間(平日) 10:00～12:00、13:00～16:00 ○ TEL 0570-000738 (IP 電話の場合 TEL 03-6853-8002) ○ NASVA サービスの案内 ○ 各種相談機関の窓口紹介
40	東北大学病院精神科	相談内容に応じて、精神医学的な相談やカウンセリング等の対応を行う体制を継続した。	相談内容に応じて、精神医学的な診療・相談や心理支援等の対応を行う。

43	仙 台 弁 護 士 会	当会に設置された各種相談窓口との連携強化に努めた。	関係機関、関係窓口との連携強化を図る。
45	宮 城 県 臨 床 心 理 士 会	会員が公益社団法人みやぎ被害者支援センターの依頼を受け、精力的にカウンセリングを行った。	会員が公益社団法人みやぎ被害者支援センターにてカウンセリングを行う。
51	警 察 本 部 生 活 安 全 部 県 民 安 全 対 策 課	1 警察本部及び県下各警察署において、事案内容に応じた適切な対応を推進した。 2 被害者等の心情に配慮した相談・事案対応を推進するとともに、被害者等が相談しやすい環境を確保した。	1 警察本部及び県下各警察署において、事案内容に応じた適切な対応を推進する。 2 被害者等の心情に配慮した相談・事案対応を推進するとともに、被害者等が相談しやすい環境を確保する。
52	警 察 本 部 生 活 安 全 部 少 年 課	相談窓口（少年相談電話、いじめ110番、少年サポートセンターせんだい）で、少年や保護者の悩み等に対応した。	相談窓口（少年相談電話、いじめ110番）で、少年・保護者の悩み等に対応する。
56	警 察 本 部 刑 事 部 組 織 犯 罪 対 策 局 暴 力 団 対 策 課	1 来庁者及び電話による相談を受理し、24時間体制で暴力団関係相談の対応をした。 2 仙台弁護士会、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの三者共催で石巻市、大崎市、大河原町、利府町、気仙沼市において、民事介入暴力相談の無料相談出張所を開設し、相談を受理した。	1 24時間体制で暴力団関係相談の対応する。 2 仙台弁護士会、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの三者共催で民事介入暴力相談の無料出張相談所を開設し、相談を受理する。
57	警 察 本 部 交 通 部 交 通 指 導 課	警察本部及び各警察署において交通事故等の内容に応じた適切な対応を実施した。 警察以外における相談窓口についても積極的に情報提供し、被害者等の求めに応じた適切な対応を実施した。【新規】	警察本部及び各警察署において交通事故等の内容に応じた適切な対応を推進する。 警察以外における相談窓口についても積極的に情報提供し、被害者等の求めに応じた適切な対応を推進する。
58	警 察 本 部 警 務 部 警 務 課	1 相談内容の緊急性に応じて、速やかな面接相談の実施及び警察署への引継ぎを行うとともに、必要に応じて関係機関等を教示した。 2 被害者等の精神的負担の早期軽減や相談体制を確立するため、宮城県警察犯罪被害者支援室に配置された公認心理師及び臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーが犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。 ○ 30事案 36人 173回 3 個別カウンセリングに加え、関係機関とケース会議を実施し、被害者のケア体制の拡充を図った。 4 犯罪により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者等に対して、相談を通じ、精神的被害の回復、軽減を図るため、専門的知識等を有する警察職員を犯罪被害者部内相談員に登録し、県下各警察署等に配置して運用した。 ○ 部内相談員 40人	1 適切な相談対応を実施するため、職員のスキルアップを図る。 2 被害者等へのカウンセリングや相談体制を確立するため、臨床心理士の資格を持つ、心理カウンセラーの効果的な運用を図る。 3 被害者等へのカウンセリングや相談体制を確立するため、犯罪被害者部内相談員を県下各警察署に配置するとともに、心理カウンセラーの効果的運用に配慮する。 4 各種相談窓口について広報を実施し、相談者への適切な相談窓口を教示するとともに、各種相談窓口間の相互連携を徹底し、相談者等への適宜適切な助言・指導を行うなどの必要な支援活動を実施する。 5 有識者である部外専門相談指導員との緊密な連携を図り、被害者等への適切な対応を実施する。

		5 警察本部の相談窓口である・警察総合相談電話・いじめ110番・少年相談電話・性犯罪被害相談電話・暴力団相談電話等において、それぞれ担当者が相互連携を図り、相談者のニーズに応じた対応を実施した。 6 性犯罪被害相談電話の全国共通短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」を24時間対応で運用した。 7 公益社団法人みやぎ被害者支援センターが設置した性犯罪被害者等に特化した相談電話「性暴力被害相談専用電話（けやきホットライン）」との連携を図った。 8 新たに宮城学院女子大学准教授を部外専門相談員に委嘱し、部外専門相談員の増員強化を整備した。 【新規】 ○ 部外専門相談指導員12人 9 ワンストップ支援センターが実施する夜間・休日におけるコールセンターからの協力要請に対応する体制を構築した。	
--	--	---	--

施策の項目	(5) 関係機関・団体間の連携強化と情報提供の充実
	被害者支援関係機関・団体が緊密に連携を図りながら、各種施策を積極的に推進します。

施策の効果等	○ 各関係機関が被害者等の求めを的確に把握し連携を図りながら、適宜適切に対応したことにより、きめ細かな、かつ、途切れることのない被害者等支援を推進し、被害者等が負うあらゆる負担の軽減を図ることができた。
	○ 各種会議等において、関係機関・団体の施策や制度等を共有することにより、被害者等に対し、適切な施策や関係機関・団体等を教示することができ、被害者等の早期負担軽減を図ることができた。

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
1	仙台地方検察庁	1 関係機関からの問い合わせ等に対し、捜査公判支援・刑事政策推進室において情報を提供した。 2 児童相談所等の関係機関と代表者聴取に関する意見交換会を開催し、情報交換を行った。	1 関係機関からの問い合わせ等に対し、捜査公判支援・刑事政策推進室において情報を提供する。 2 児童相談所等の関係機関と代表者聴取に関する意見交換会を開催し、情報交換を行う。
3	東北地方更生保護委員会	1 被害者等に対して仮釈放等審理に係る通知を発出したときなど、必要に応じて関係する保護観察所に情報提供を行うなどの連携に努めた。 2 検察官等から受刑者釈放に係る通報要請を受けた場合には、仮釈放の決定時にすみやかに通報を行った。	1 被害者等に対して仮釈放等審理に係る通知を発出したときなど、必要に応じて関係する保護観察所に情報提供を行うなどの連携に努める。 2 検察官等から受刑者釈放に係る通報要請があった場合には、仮釈放の決定時にすみやかに通報を行う。

4	仙 台 保 護 観 察 所	心情等の聴取及び伝達制度において、他県の保護観察所、意見等聴取制度においては各地方更生保護委員会と連携を図り、被害者等相談時に支援や負担軽減になる情報提供を行うとともに、被害者等の通知先変更等に関して、各検察庁と連携し、事務の遺漏等の防止に努めた。	心情等の聴取及び伝達制度において、他県の保護観察所、意見等聴取制度においては各地方更生保護委員会と連携を図り、被害者等への支援や負担軽減に努めるよう配慮するとともに、被害者等の通知先変更等に関して、各検察庁と連携し、事務の遺漏等の防止に努める。
5	国 土 交 通 省 東 北 運 輸 局	関係機関が開催する会議等に参加し、最新情報の入手や担当者間の連携強化を図った。	関係機関が開催する会議等に参加し、最新情報の入手や担当者間の連携強化を図る。
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	1 婦人保護関係機関ネットワーク連絡協議会において、事業内容の情報交換、事例紹介等を行った。 【4-(1)と重複】 2 宮城県子ども虐待対策連絡協議会において、児童虐待を取り巻く状況の変化と関係連携の講義と児童虐待防止・対応施策の情報共有を図った。 開催：令和6年1月29日 参加：協議会構成33団体 聴講4市6町（Web）	1 圏域ごとに設置する女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会において、情報交換・事例研究等を行う。 2 宮城県子ども虐待対策連絡協議会において、児童相談所所管地域ごと等のネットワークが円滑に展開できるよう、子ども虐待に関する対策等を総合的に調整する。
11	宮城県保健福祉部 北 部 児 童 相 談 所	1 関係機関との連携により、適切な情報提供と関係機関の適切な活用を助言した。 ○ 管内警察署との連絡会 ・令和5年9月6日 2 関係機関研修に委員や講師として参加し様々な児童問題に対して助言等を行った。 ○ 管内市町担当者会議 ・令和5年6月21日 ○ 子ども家庭支援の対応力向上及び関係連携強化に関する研修会 ・令和5年11月21日 ○ 子ども・家庭支援のための対応力向上研修会 ・令和6年2月22日 など	関係機関との連携、情報共有等を図り、役割分担を行う。 ○ 管内市町担当課職員研修会 6月、12月予定 ○ 管内警察署との連絡会 7月予定
12	宮城県保健福祉部 東 部 児 童 相 談 所	要保護児童対策地域協議会への出席や、関係機関との個別ケース会議の開催等により、情報共有や役割分担の確認等を行い、相談者の状況やニーズに応じた支援を行った。	要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、相談者の状況やニーズに応じた対応を的確に行う。
13	宮城県保健福祉部 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	1 「婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」を開催し、互いの業務について理解を深め、今後の協力体制の確認を行った。 ○参加者数 58名（47機関） 2 関係機関主催研修会等に参加し、情報提供を行った。	1 「女性支援事業関係機関ネットワーク連絡協議会」を開催し、婦人保護事業の現状と課題を整理・協議し、連携の強化に努める。 2 そのほか関係機関連絡会議や研修会等に参加し、県内の支援機関との情報交換を行い、連携強化を図る。
14	宮城県保健福祉部 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	各相談機関主催の連絡会議、いじめ問題や自死対策等の諸会議への参加を通じて情報交換及び連携強化を図った。	各相談機関主催の連絡会議、いじめ問題や自死対策等の諸会議への参加を通じて情報交換及び連携強化を図る。

18	宮城県環境生活部 消費生活・文化課 消費生活センター	1 国民生活センターとの共催により講座（研修）を実施した。（年1回） 2 仙台弁護士会と連携し「消費者教育講師派遣事業」及び「弁護士による消費生活法律授業」を行った。（11団体、1,490人） 3 宮城県警察・河北新報社との覚書に基づき、県内企業の協賛を得て消費者啓発の新聞広告及びポスター等を活用した「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」に取り組んだ。（紙面全面の広報 年4回） 4 高齢者等の消費者被害防止を目的とした消費者安全確保地域協議会の推進を図るため、市町村を対象に説明会を実施した。（年1回 21自治体参加）	1 仙台弁護士会と連携し「消費者教育講師派遣事業」及び「弁護士による消費生活法律授業」を実施する。 2 「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」を実施する。（紙面全面の広報 年4回） 3 高齢者等の消費者被害防止を目的とした消費者安全確保地域協議会の推進を図るため、市町村を対象に説明会を実施する。（年1回）
26	仙台市健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉 総合センター	1 アルコール関連問題や自殺対策に関し、関係諸機関・支援団体との連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図った。 2 実務者レベルでの懇話会や庁内担当者の会議等を開催し、支援体制強化と支援力向上を図った。 3 連携体制の充実を目的に、障害者自立支援協議会やひきこもり支援、自殺対策等に関連する様々な事業や会議体に参加した。	1 アルコール関連問題や自殺対策に関し、関係諸機関・支援団体との連絡会議を開催し、情報共有と連携強化を図る。 2 実務者レベルでの懇話会や庁内担当者の会議等を開催し、支援体制強化と支援力向上を図る。 3 連携体制の充実を目的に、障害者自立支援協議会やひきこもり支援、自殺対策等に関連する様々な事業や会議体に参加する。
29	仙台市こども若者局 児童相談所	1 関係機関との間で、各機関の業務内容等に関する情報交換や個別のケースについての協議を行った。 2 令和5年7月12日に警察（県警察本部、市内6署）との業務連絡協議会を開催した。 3 県警との連携協定に基づき情報提供を実施した。	引き続き、各関係機関や関係団体と連携して被害者支援に努める。
31	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	1 事件・事故発生後の学校（児童生徒）への緊急支援と心のケア体制の強化を図った。 2 心のケアが必要とされる学校への支援チームを派遣するとともに、長期支援に伴う関係機関との連携を図った。	1 事件・事故発生後の学校（児童生徒）への緊急支援と心のケア体制の強化を継続する。 2 心のケアが必要とされる学校への支援チームを派遣と長期支援に伴う関係機関との連携強化を継続する。
35	公益社団法人 みやぎ被害者 支援センター	関係機関・団体主催の研修会への参加、および意見交換会等を開催し、連携強化と情報提供の充実を図った。 1 「令和5年度仙台市安全安心まちづくり推進会議」へ出席した。 2 「令和5年度婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」へ出席した。 3 「令和5年度犯罪被害者等支援研修会」に出席した。 4 犯罪被害者等支援条例の制定した各市町村と連携を支援の連携を図った。	1 あらゆる機会を捉えて関係機関・団体間の連携強化に努めると共に情報提供の充実を図る。 2 犯罪被害者等支援条例を施行した市町村との意見交換会の開催等緊密な連携に基づいた条例の効果的な運用について積極的にサポートするとともに、未制定の市に対する施行に向けた働き掛けや施行された条例の規定内容及び運用実態を見極めながら必要な見直しを求めている。 【新規】

		た。 5 犯罪被害者等支援条例制定を目指す市への働き掛けを進めるとともに、懇話会に出席（2回）した。【新規】 6 「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画懇話会」に出席（3回）した。【新規】	
39	独立行政法人自動車事故対策機構 仙台主管支所	関係機関が開催する研修等に参加して、担当者に対して当機構の介護料支給制度及び交通遺児等貸付制度を周知することにより、連携を図りながら交通事故被害者に対する迅速な支援につなげた。	関係機関が開催する研修等に参加して、担当者に対して当機構の介護料支給制度及び交通遺児等貸付制度を周知することにより、連携を図りながら交通事故被害者に対する迅速な支援につなげていく。
40	東北大学病院 精神科	1 相談内容に応じて、保健・福祉などの関係機関と連携する体制を継続した。 2 東北大学病院精神科の精神科医師が「宮城県警察犯罪被害者部外専門相談指導員」として、警察職員の犯罪被害者へのメンタルヘルス対応の助言・指導を行う体制を維持した。	1 相談内容に応じて、保健・福祉などの関係機関と連携して対応する。 2 東北大学病院精神科の精神科医師が「宮城県警察犯罪被害者部外専門相談指導員」として、警察職員の犯罪被害者へのメンタルヘルス対応の助言・指導を行う。
43	仙台弁護士会	1 「性暴力被害相談支援センター宮城」の設置、運用に際して、関係機関との連携強化に努めた。 2 カウンセリング等が必要な事案に関しては、公益社団法人みやぎ被害者支援センターを紹介するなど、関係機関との連携の強化を図った。	1 関係団体との協議会、懇談会を通じて情報の共有に努め、連携を深めていくとともに、弁護士会に求められているものを汲み取る。 2 「性暴力被害相談支援センター宮城」の設置、運用に際して、関係機関との連携強化に努める。 3 自治体や関係機関との連携を通じて県内全市町村における条例制定に向けた取り組みを行う。
44	日本司法支援センター宮城地方事務所（法テラス宮城）	関係機関向けに法テラス犯罪被害者支援リーフレットを配布提供した。また、地方協議会を開催し、関係機関・団体との連携強化を図った。	関係機関向けに法テラス犯罪被害者支援リーフレットを配布提供する。 関係機関・団体との連携強化を図るため、地方協議会を開催する。
45	宮城県臨床心理士会	公益社団法人みやぎ被害者支援センターと積極的に情報交換を行い、連携強化に努めた。	公益社団法人みやぎ被害者支援センターと積極的に情報交換を行い、連携強化に努める。
51	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	1 宮城県女性相談支援センター等の関係機関との研修により、更なる連携強化を図った。 2 県内児童相談所（仙台市児童相談所、宮城県中央児童相談所、宮城県北部児童相談所、宮城県東部児童相談所）と警察との合同研修会を開催し、連携強化を図った。	1 宮城県女性相談支援センター等の関係機関との研修により、更なる連携強化を図る。 2 県内児童相談所（仙台市児童相談所、宮城県中央児童相談所、宮城県北部児童相談所、宮城県東部児童相談所）と警察との合同研修会を開催し、連携強化を図る。
53	警察本部 刑事部 捜査第一課	公益社団法人みやぎ被害者支援センター及び宮城県警察犯罪被害者支援室と連携を密にし、性犯罪被害者の心情に配慮したきめ細かな被害者支援を実施した。	公益社団法人みやぎ被害者支援センター及び宮城県警察犯罪被害者支援室と連携を密にし、性犯罪被害者の心情に配慮したきめ細かな被害者支援を実施する。

56	警察本部 刑事部 組織犯罪対策局 暴力団対策課	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの活動で把握した被害者等について情報共有を図り、適切な援助を実施した。	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの活動で把握した被害者等について情報共有を図り、事案によっては、速やかに弁護士に引き継ぐなど、適切な援助を実施する。
57	警察本部 交通部 交通指導課	宮城県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談業務が、適切に行われるように必要な資料等を積極的に提供し、関係機関と連携して、被害者等の求める支援の充実を図った。	宮城県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談業務が、適切に行われるように必要な資料等を積極的に提供し、関係機関と連携して、被害者等の求める支援の充実を図る。
58	警察本部 警務部 警務課	1 県警ホームページに、県内制定済みの犯罪被害者等支援条例のページを新たに作成し、各自治体のホームページ等にリンクするよう更新を行った。【新規】 2 高齢者が被害に遭うことが多い「振り込め詐欺」の被害者に向けて心のケアと相談窓口を紹介する「振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ」のチラシを県警ホームページに掲載した。 3 各種部外研修会において、公益社団法人みやぎ被害者支援センターの業務内容について紹介し、広報活動を展開した。	関係機関・団体と緊密に連携を図りながら会報を発行するなどして、各種施策の積極的な情報提供を実施する。

施策の項目	(6) 研修の充実
	被害者支援への意識の啓発と専門知識の修得に向けた研修会を開催し、支援担当者の能力の向上を図ります。

施策の効果等	○ 各関係機関が有識者等による研修会等を積極的に開催したことにより、被害者等支援担当者の能力・知識の向上を図ることができた。 ○ 被害者等の要望に沿った被害者等支援の実現のため、被害者等による講演を受講するなどし、更なる被害者等支援の啓発を図ることができた。 ○ 研修会等を通して、被害者等支援担当者の代理被害防止を図ることができた。 ○ 児童虐待を発見しやすい立場にある教職員の対応力の向上を図ることができた。
--------	--

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
1	仙台地方検察庁	1 法務省主催の被害者支援担当者中央研修に、被害者支援担当者を参加させた。 2 宮城県警察犯罪被害者支援室心理カウンセラーを講師として、司法修習生を対象とした犯罪被害者等に必要な支援に関する研修会を実施した。 2回 21人	1 法務省主催の被害者支援担当者中央研修に、被害者支援担当者を参加させる。 2 宮城県警察犯罪被害者支援室心理カウンセラーを講師として、司法修習生を対象とした犯罪被害者等に必要な支援に関する研修会を実施する。
2	仙台法務局 人権擁護部	県内の企業、福祉施設等の研修時に主な人権課題の一つである「犯罪被害者やその家族の人権問題」について掲	コロナ禍ではあるが、企業、福祉施設等の研修会等で「犯罪被害者やその家族の人権問題」について説明を行

		載された「人権の擁護」等のパンフレットを配布するなどし、啓発に努めた。	い、掲載された「人権の擁護」等のパンフレットの配布に努めるなどし、啓発に努める。
3	東北地方更生保護委員会	1 令和5年度被害者担当官等地方別協議会を実施した。 ○ 令和6年2月21日 2 令和5年度東北管内被害者担当保護司研修を実施した。 ○ 令和6年3月13日	1 令和6年度被害者担当官等地方別協議会を実施する。 ○ 令和6年10月頃予定 2 令和6年度東北管内被害者担当保護司研修を実施する。 ○ 令和7年1月～3月頃予定
4	仙台保護観察所	管内の保護司に対して、被害者支援制度について研修を実施したほか、各種研修等に参加した。	管内の保護司に対して、被害者支援制度について研修を実施するほか、各種研修等に参加を促す。
5	国土交通省東北運輸局	1 国土交通省主催の「公共交通事故被害者等支援研修」に支援員2人を受講させたほか、支援員を補佐する立場の補助員7人に対し補助員向け研修を実施した。 2 公共交通事故被害者等を対象としたフォーラムに職員が参加し、知識向上を図った。	国土交通省主催の「公共交通事故被害者等支援研修」に支援員を積極的に受講させるとともに、補助員についても運輸局主催の研修を受講させる。
6	宮城海上保安部	1 仙台弁護士会主催の「犯罪被害者支援に関する研修会」に参加し、被害者多数の重大事案における犯罪被害者支援についての具体的な対応等、有識者による専門的教養を聴講した。【新規】 2 警察及び関係機関と連携を図るため、宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室課長補佐及び心理カウンセラーを講師として、死傷者多数事案発生時の連携方法、警察における被害者等支援及び心理的ケアについて学ぶための研修会を実施し、職員の犯罪被害者等支援の技術向上を図った。 ○ 犯罪被害者等支援研修会 令和5年10月23日 対象者50人 (リモート併用) 3 宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室主催の「指定被害者支援要員研修会」に参加し、犯罪被害者遺族による講話及び臨床心理士等の有識者による専門的教養を聴講した。 4 宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室及び沿岸警察署と合同で、犯罪被害者等の支援に関する想定訓練を実施し、職員の犯罪被害者等支援の技術向上を図った。 ○ 令和5年11月30日 対象者25人 【新規】	宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室と連携し、職員の犯罪被害者等支援の意識醸成に努める。
8	宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課	民間支援団体と連携し、DV被害者支援担当者の資質向上を図るため、福祉事務所、市町村、民間団体等を対象とした研修会を開催した。 ○ 開催回数：6回	DV対策の充実や児童虐待対応機関との連携強化に向けて、支援に関わる職員の資質向上を図るため、事業担当者研修会を実施する。 各圏域で児童虐待防止に関する教職員向け研修会を開催し、対応力の向上

		児童虐待防止に関する教職員向け研修会を圏域ごとに開催し、対応力の向上と連携体制の強化を図った。 開催：大 崎 令和 5 年 7 月 21 日 気仙沼 令和 5 年 7 月 25 日 石 巻 令和 5 年 7 月 31 日 大河原 令和 5 年 8 月 2 日 仙 台 令和 5 年 8 月 18 日 参加：圏域計 82 人	と連携体制の強化を図る。
13	宮城県保健福祉部 女性相談支援 センター	1 県内外で開催される専門研修に参加し、専門的知識の向上を図った。 2 嘱託精神科医を講師に職員研修を実施した。また、個別の事例についてスーパーバイズを受けるなどして、被害者等への理解を深めた。	1 女性相談窓口に寄せられる相談は多岐にわたり、また、複合的な問題を含んでいるため、対応する職員・相談員等には高い知識と技量が求められることから、適切な時期に研修会を開催する。 2 各機関で開催される専門研修に参加し、職場内で共有することによって所内全体の支援技術向上を図る。 3 職場内での研修、スーパーバイズ等の定期的な継続により職員の支援技術の向上を図る。
17	宮城県環境生活部 共同参画社会 推進課	各自治体の犯罪被害者等支援施策担当者及び宮城県犯罪被害者支援連絡協議会構成員を対象とした「犯罪被害者等支援施策研修会」を開催した。 ○ 令和6年2月15日 67人参加	各自治体の相談窓口担当者、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会構成員を対象とした「犯罪被害者等支援施策研修会」を開催する。
22	仙台市市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	1 関係業務新任職員への DV 被害者対応研修を実施した。 ○ 国民健康保険・後期高齢者医療業務の新任職員を対象とした DV 等の概要や DV 被害者の個人情報保護等に関する研修を実施した。 2 DV 被害者の情報保護に関する研修を実施した。 ○ 住民基本台帳の住所情報を参照している各種行政サービス業務の主管課及び区・総合支所の担当課の係長職等の職員を対象とした DV 被害者の個人情報保護や DV 被害者及び加害者への対応等に関する研修を実施した。	1 関係業務新任職員への DV 被害者対応研修を実施する。 2 DV 被害者の情報保護に関する研修を実施する。
24	仙台市市民局 生活安全安心部 消費生活センター	教育・福祉関係機関等への出前講座や教員を対象とした消費者教育教員研修会を実施した。 ○ 消費者教育講座 ・仙台市立小・中学校・高等学校等に対する出前講座・出前授業 21 回 ○ くらしのセミナー ・地域団体に対する出前講座 35 回 ○ 消費生活講座 6 回	教育・福祉関係機関等への出前講座や教員を対象とした消費者教育教員研修会を実施する。 ○ 消費者教育講座 ・仙台市立小・中学校・高等学校等に対する出前講座・出前授業 ○ くらしのセミナー ・地域団体に対する出前講座 ○ 消費生活講座 ○ 消費生活パートナー講習会 ○ 消費者教育教員研修 【5- (1) と重複】

		○ 消費生活パートナー講習会 2回 ○ 消費者教育教員研修会 2回 【5- (1) と重複】	
26	仙台市健康福祉局 障害福祉部 精神保健福祉 総合センター	1 「思春期問題研修講座」の開催 12月6日にオンラインにて開催。市内 小中高校教諭及び関係機関職員計140 名の申込あり。 2 依存症関連問題に関する勉強会や 研修の開催 ○ 依存症関連問題研修会 11月22日に会場参集とオンラ イン併用にて開催。関係機関で 依存症支援に従事する職員等計 41名参加。 ○ アディクション支援者向け勉強会 5月～2月、月1回、計10回開 催。うち4回がオンライン開催。 事前申し込み制により延べ181名 参加。 ○ アディクション関連問題実地 研修国の依存症対策総合支援事 業実施要綱に基づき、依存症治 療拠点である東北会業院に業務 委託。3日間、計3名参加。 3 自殺対策に関する研修会の開催 ○ ゲートキーパー養成研修 6月8日にオンラインにて開 催。70名参加。DVD 貸し出し8 名。 ○ 専門職員向け研修 1月29日から2月19日までオン デマンド配信。146名視聴申し込 み。 ○ その他、関係機関からの依頼 により講師派遣。ケース支援や ポストベンション等に関する助 言指導を実施。8機関へ派遣し計 359名参加。	引き続き、以下の研修会や勉強会を 開催する。 1 思春期問題研修講座 2 依存症関連問題に関する勉強会や 研修 ○ 依存症関連問題研修会 ○ アディクション支援者向け勉強会 ○ アディクション関連問題実地研修 3 自殺対策に関する研修 ○ ゲートキーパー養成研修 ○ 専門職員向け研修 ○ 関係機関からの依頼による講 師派遣
27	仙台市こども若者局 こども家庭部 こども家庭保健課	1 主任児童委員等を対象とした研修 を実施した。 ○ 年1回 受講者 129人 2 保育所・幼稚園・児童館等の職員 を対象とした児童虐待防止推進員養 成研修を実施した。 ○ 年2回 受講者 109人	1 主任児童委員等を対象とする研修 を実施する。 ○ 年1回 2 保育所・幼稚園・児童館等の職員 を対象とした児童虐待防止推進員養 成研修を実施する。 ○ 年2回
29	仙台市こども若者局 児童相談所	各機関が開催する研修に参加し、研 修内容を職員間で伝達することで、資 質向上等を図った。	引き続き、各機関が開催する研修に 参加し、所内で伝達研修を行うこと で、職員の資質向上等を図っていく。
31	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	1 教育相談担当教諭とスクールカウ ンセラー研修において、心のケアに ついて取り上げ、児童生徒への心の ケアの必要性やケアの在り方等の研 修を行い、教職員の意識向上を図っ た。 2 震災による心のケアを専門とする	1 教育相談担当教諭とスクールカウ ンセラー研修等において、犯罪被害 者の現状や支援の必要性について研 修を行う。 2 震災による心のケアを専門とする 講師を招いて、支援の必要性やケア の在り方等について研修を行う。

		講師を招いて、支援の必要性やケアの在り方等について研修を行った。 3 仙台市スクールカウンセラーを対象として被害者支援室心理専門官により、犯罪被害者等トラウマを抱える児童生徒に対する心理支援について研修を実施した。 ○ 令和6年2月末日 88人	
33	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会	1 宮城県精神障害者等相談支援体制強化事業に基づくアドバイザー・講師派遣を実施した。 ○ 講師派遣2回 2 第62回宮城県精神保健福祉大会 ○ 令和5年11月10日 TKP ガーデンシティ仙台勾当台 Web ハイブリッド方式 申込者数 203名	1 各市町村保健福祉課へ講師を派遣する。 2 研修会を開催する。 3 第63回宮城県精神保健福祉大会を実施する。 ○ 令和6年開催調整中
34	公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター	1 研修会等で講話を実施した。 ○ 風俗営業管理者講習会 令和5年6月21日（大崎市） 令和5年7月25日（仙台市） 令和5年8月30日（仙台市） 令和5年9月26日（仙台市） 令和5年11月8日（仙台市） 令和5年12月6日（仙台市） 令和6年2月21日（仙台市） 2 各地区・各職域暴力団排除組織及び関係機関・団体の総会及び研修会に出席した。 令和5年5月15日（黒川地区） 令和5年5月31日（柴田地区） 令和5年6月5日（角田丸森地区） 令和5年6月19日（亘理地区） 令和5年6月22日（石巻地区） 令和5年6月22日（仙台市） 令和5年6月28日（白石地区） 令和5年6月30日（南三陸地区） 令和5年7月4日（遠田地区） 令和5年7月7日（気仙沼市） 令和5年7月11日（大崎市） 令和5年7月14日（登米市） 令和5年8月29日（加美地区） 3 南三陸地区暴力団追放対策協議会へ、暴力団追放看板撤去費用の一部を助成した。 150,000円 4 全国レベルの研修会に参加した。 ○ 相談委員・講習担当者研修会 令和5年4月20日（東京都）	1 企業・団体等からの要請に基づき暴力団排除講話を実施する。 2 地域・職域暴力団排除組織、関係機関・団体の総会及び研修会へ出席する。 3 各地区暴力団追放対策協議会へ助成金を交付する。 4 不当要求防止責任者講習を開催する。 年24回 1,400名対象

		○ 民事介入暴力対策富山大会 令和5年7月21日（富山市） ○ 全国暴迫センター専務理事研修会 令和5年9月21日（東京都） 5 各地区暴力団追放対策協議会へ助成金を交付した。 16 地区 510,000 円 6 県警少年課と合同で少年指導委員研修会を開催した。 令和5年6月6日 7 不当要求防止責任者講習を開催した。 24 回 1,095 名受講	
35	公益社団法人 みやぎ被害者 支援センター	1 被害者支援に関する諸法令の制定及び改正等、さらには相談ニーズの多様化等に適切な対応ができるよう従来のマニュアルを一新し、支援活動員が携行することにより支援活動の適切な遂行と支援活動員の質の向上を図った。【新規】 2 相談に対する専門的な助言や相談員の代理受傷防止の観点からスーパーバイザーを委嘱、事前アンケートを元に意見交換会等を開催した。【新規】 3 各種研修会を開催し、相談員のスキルアップを図った。 ○ 性暴力被害専任相談員研修会 4回 延べ 75人 4 警察庁主催「全国被害者支援フォーラム2023」へ出席した。 ○ 令和5年10月13日 7人 5 全国被害者支援ネットワーク主催「令和5年度質の向上研修上・下半期研修会」へ出席した。 ○ 令和5年7月6日～7日 5人 ○ 令和5年11月16日～17日 3人 6 全国被害者支援ネットワーク主催「令和5年度秋期研修会（分科会・全体会※オンライン含む）」へ出席した。 ○ 令和5年10月14日～15日 5人 7 「相談員スキルアップ研修会～性暴力・配偶者暴力被害者支援のための研修会～（YouTube 視聴含む）」へ出席した。 ○ 4回 延べ11人 8 「男性・男児の支援に関するワークショップ」へ出席した。 ○ 13名出席	1 支援活動員マニュアルを効果的に活用するとともに、昨年度施行された性犯罪被害に関する刑法の一部改正や増加する男性及び男児の性暴力被害相談等に適切に対応するため、マニュアルの改訂について検討を進める。【新規】 2 委嘱したスーパーバイザーの効果的な運用に努め、相談対応力の向上と代理受傷防止を図る。 3 要請に基づく講師派遣に積極的に取り組むと共に、各種研修会の開催や出席による支援担当者のスキルアップを目指す。
38	社会福祉法人 仙台いのちの電話	1 相談員継続研修の実施 ○ 月1回のグループ研修 ○ 年1回の個人スーパービジョン ○ フリー学習	1 相談員継続研修の実施 ○ 月1回のグループ研修 ○ 年1回の個人スーパービジョン ○ フリー学習

		○ リフレッシュ研修 2 インターネット相談員継続研修 3 研修担当者への研修 4 特別研修会 5 いのちの電話全国大会への参加 (福島県郡山市)	○ リフレッシュ研修 2 インターネット相談員継続研修 3 研修担当者への研修 4 特別研修会 5 いのちの電話全国大会への参加 (場所未定)
43	仙 台 弁 護 士 会	1 犯罪被害者支援に関する研修として以下の各研修を、仙台弁護士会において Zoom 併用により実施した。 ○ 令和5年10月20日 会員向け研修（実務研修） テーマ：被害者多数重大事件のマスコミ対応等 ○ 令和6年1月15日 基礎研修 ・被害者支援に関する各種制度（被害者参加、損害賠償命令 その他被害者支援の基礎知識 2 全国規模での研修会に委員を派遣し、情報共有、研鑽に努めた。 ○ 日弁連犯罪被害者支援全国経験交流会 ・令和6年1月26日 ・場所：沖縄県那覇市 ※Zoom 併用 ○ 東北弁連犯罪被害者支援経験交流会 ・令和5年10月27日 ・場所：秋田県 ※Zoom 併用	1 研修や各関係機関との協議等を通じて、更なる研鑽や連携強化を行い、被害相談窓口の充実強化に努める。 2 被害者等の実態、被害者等の求める支援の在り方を学ぶ機会を設ける。 3 犯罪被害者サポートセンターの担当者名簿や仙台弁護士会の犯罪被害者支援窓口の担当者名簿に登録するには、被害者支援に関する研修の受講が要件とされていることから、今後も、弁護士会員向けの研修会を随時開催する。 4 日弁連犯罪被害者支援全国経験交流会、東北弁連犯罪被害者事例報告会に委員を派遣し、情報共有等に努める。
49	宮 城 県 葬 祭 業 協 同 組 合	研修会を実施した。 ○ 令和 5 年 10 月 31 日 「アフター葬儀 不動産の取扱 について」 ・不動産売却の流れ 空き家などの不動産売却の 基本的な知識について 「事例発表」 ・福岡県 80 代女性 独身独居 ・東京都 90 代女性 - 他 3 例	研修会を実施する。 「おひとり様への対応と相続登記義務化について」 ・事例発表 気持ち良く送れるためにできる こと ・不動産登記法改正相続登記の義務化 2024 年 4 月 1 日施行 ご遺族様にサポートできること
51	警 察 本 部 生 活 安 全 部 県 民 安 全 対 策 課	1 県下各警察署担当者等を対象として、県警察学校における教養を実施した。 ○ 県警察学校「人身安全関連事 案対策専科」 令和 5 年 11 月 6 日～10 日 まで 入校者 17 人	1 県下各警察署担当者等を対象として、研修会及び県警察学校における実戦的な教養・訓練を実施する。
52	警 察 本 部 生 活 安 全 部 少 年 課	被害少年等の継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技術の向上を図るため、研修会を開催した。 ○ 少年警察補導員研修会 警察本部大会議室 令和 5 年 11 月 10 日 34 人	被害少年等の継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技術の向上を図るため、研修会を開催する。

53	警察本部刑事部 捜査第一課	1 性犯罪捜査に従事する捜査員等の知識・実務能力の向上を図るため、性犯罪指定捜査員研修会、性犯罪ビギナー研修会（新規性犯罪指定捜査員研修会）性犯罪捜査専科を開催した。 2 各種の研修において、部外有識者を招致して研修内容の充実を図ったほか、ロールプレイング方式による体験・実践型の研修を実施した。 3 マニュアルや各種執務資料を作成した。	1 性犯罪捜査に従事する捜査員等の知識・能力の維持、向上のため性犯罪指定捜査員研修会、新規性犯罪指定捜査員研修会、性犯罪捜査専科を開催する。 2 各種の研修において体験・実践型の研修を実施する。 3 犯罪被害に関わる警察職員全体が知識・実務能力の向上を図れるマニュアルや各種執務資料を作成する。
56	警察本部刑事部 組織犯罪対策局 暴力団対策課	第30回暴力団追放宮城県民大会を開催し、弁護士（元大阪府警察本部長）による特別講演を実施した。	第31回暴力団追放宮城県民大会を開催する。【34（5－（1））と重複】
57	警察本部交通部 交通指導課	被害者支援業務に従事する警察職員に対する学校教養において、被害者等の立場に配慮した支援業務を推進するための各種教養を実施した。 1 被害者支援業務の中心的指導者となる警部補に対する教養 2 交通事故事件捜査係に従事する警察職員に対する教養 3 交通警察官に任用される警察職員に対する教養 4 重大交通事故が発生した場合、特別支援要員として指定される警察職員に対する教養 5 北海道・東北管区、関東管区、中部管区合同被害者連絡調整官会議での教養	1 被害者支援業務に従事する警察職員に対し、様々な機会を捉えた研修を実施するとともに、被害者等に対する適切な対応方法等について助言・指導する。 2 交通事故事件の被害者等の支援に特化した教養の実施や執務資料を作成する。
58	警察本部警務部 警務課	1 警察署単位の被害者支援連絡協議会等の会員に対し研修を実施した。 ○ 計15回 276人 2 警察署単位の被害者支援連絡協議会等の自治体関係者に対し、被害者支援関係のリーフレットや参考資料等を提供し、被害者支援への意識の啓発と専門的知識の教養を図った。 3 被害者等支援業務に従事する警察職員に対し、被害者遺族による講話及び臨床心理士等有識者による専門的教養を実施した。 ○ 新任犯罪被害者支援業務担当者研修会 ・ 令和5年4月28日 対象者18人 ○ 県警察学校被害者支援専科 ・ 令和5年10月2日から6日 対象者20人 ○ 指定被害者支援要員研修会 ・ 令和6年2月15日 対象者278人 4 死傷者が多数となる事件事故等の発生に備え、初動支援に従事する特別支援要員を対象に、仮想死傷者多	1 警察署単位の被害者支援連絡協議会等の会員に対し研修を実施するとともに、被害者等に対する適切な対応方法等について助言する。 2 被害者等支援業務に従事する警察職員に対し、医療従事者、臨床心理士等有識者による研修を実施するなど専門的教養を行う。 3 警察職員に対する被害者遺族等による講話を実施する。 4 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察職員を対象に、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含めた研修会を実施する。 5 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、対象となる警察職員に対し、専門的知見を有する講師を招いて研修会を実施するなど教養を行う。

		数現場を想定したブラインド方式によるシミュレーション対応訓練を実施し、その中で、第二管区海上保安本部及び宮城海上保安部と合同によるシミュレーション対応訓練を実施した。【新規】 ○ 仙南ブロック警察署 ・ 令和 5 年 7 月 31 日 - 対象者 8 人 ○ 仙北ブロック警察署 ・ 令和 5 年 9 月 20 日 - 対象者 8 人 ○ 中央ブロック警察署 ・ 令和 5 年 11 月 17 日 - 対象者 25 人 ○ 沿岸ブロック警察署及び海上保安本部合同訓練 ・ 令和 5 年 11 月 30 日 - 対象者 35 人 5 身元確認支援部隊員研修会において、遺族対応と職員の代理受傷に関する教養を実施した。 ○ 令和 5 年 6 月 9 日 - 対象者 12 人 6 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察職員を対象に、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含めた研修会を実施した。 ○ 性犯罪捜査専科 ・ 令和 5 年 9 月 14 日、15 日 - 対象者 13 人 7 各関係機関が主催する研修会等に講師を派遣して、警察における被害者等支援や、被害者等の現状と心理、支援従事者のメンタルヘルス等について講演を行い、被害者等支援への意識の向上に努めた。 ○ 仙台地方検察庁司法修習生に対する講義 ・ 令和 5 年 5 月 11 日 - 対象者 14 人 ・ 令和 5 年 7 月 4 日 - 対象者 10 人 ○ あおもり被害者支援センター研修会 ・ 令和 5 年 6 月 9 日 - 対象者 15 人 ○ 矯正研修所新任刑務官に対する講義 ・ 令和 5 年 6 月 12 日 - 対象者 40 人 ・ 令和 5 年 10 月 19 日 - 対象者 36 人	
--	--	--	--

		○ 矯正研修所法務教官に対する講義 ・ 令和 6 年 2 月 26 日 対象者 15 人 ○ 宮城県高等学校スクールソーシャルワーカー研修会 ・ 令和 5 年 8 月 3 日 対象者 27 人 ○ 公益社団法人みやぎ被害者支援センター被害者支援活動員養成講座 ・ 令和 5 年 8 月 31 日 対象者 1 人 ○ 公益社団法人みやぎ被害者支援センター相談員合同研修会 ・ 令和 6 年 3 月 25 日 対象者 29 人 ○ 仙台市「性暴力被害者支援スキルアップ講座 2023」 ・ 令和 5 年 10 月 7 日 対象者 30 人 ○ 第二管区海上保安本部海上保安官に対する講義 ・ 令和 5 年 10 月 23 日 対象者 50 人 ○ 東北地方更生保護委員会保護観察所職員に対する講義 ・ 令和 6 年 2 月 21 日 対象者 40 人 8 宮城県内の大学生を対象に、犯罪被害者等支援の実情や犯罪被害者等の心理について講義を実施した。 ○ 令和 5 年 5 月 22 日 仙台大学 対象者 35 人 ○ 令和 5 年 10 月 11 日 東北学院大学 対象者 16 人 ○ 令和 6 年 2 月 19 日 宮城学院女子大学 対象者 5 人	
--	--	--	--

基本目標 5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

施策の一例

令和 5 年度支援施策実施結果

宮城県警察本部警務部警務課

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」の宮城県警オリジナルマークを作成し、各種イベントにおいて犯罪被害者等支援活動について効果的な広報啓発活動を実施した。【新規】

宮城県警察本部警務部警務課

「犯罪被害者週間」に併せて、市町村、宮城県の観光 PR 部隊、奥州・仙台おもてなし集団「伊達武将隊」及び宮城学院女子大学学生と合同広報キャンペーンを実施した。【新規】

令和 6 年度支援施策実施計画

宮城県保健福祉部社会福祉課

人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、法務省から委託を受け、県及び 11 市町において、講演会や関連リーフレット等の作成・配布、イベント等における人権啓発活動などを行う。

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

「性暴力被害相談支援センター宮城」について、各種広報媒体を活用して認知度向上を図る。

施策の項目	(1) 広報啓発活動の推進
	被害者等の現状と心情の理解や犯罪被害後に受ける二次的被害の実態、支援の必要性について広報啓発活動を行います。

施策の 効果 等	○ 被害者等支援に関する広報誌やリーフレット等を作成・配布したことにより、県民に対し、被害者等の心情や被害者支援施策等について周知することができた。 ○ 構成機関・団体がそれぞれ工夫を凝らしながら被害者等支援の重要性・必要性などの広報活動を積極的に行ったことにより、被害者等支援に関する県民の理解の増進を図ることができた。
----------------	--

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和 5 年度支援施策実施結果	令和 6 年度支援施策実施計画
1	仙台地方検察庁	1 学生等対象の広報活動の際に、法務省作成の冊子「犯罪被害者の方々へ」を配布した。 2 庁舎内における広報活動の際、被害者専用待合室の見学と解説を実施し、被害者支援制度等についての理解の促進に努めた。	1 学生等対象の広報活動の際に、法務省作成の冊子「犯罪被害者の方々へ」を配布する。 2 庁舎内における広報活動の際、被害者専用待合室の見学と解説を実施し、被害者支援制度等についての理解の促進に努める。
2	仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	1 小学校・中学校・社会福祉施設等での人権教室・研修で啓発を行った。 2 県内で開催する各種人権啓発イベントの際に周知を行った。	1 小学校・中学校・社会福祉施設等での人権教室・研修で啓発を行う。 2 県内で開催する各種人権啓発イベントの際に周知を行う。
4	仙 台 保 護 観 察 所	1 庁舎内に更生保護における被害者施策（意見等聴取制度、心情等の聴取及	1 庁舎内に更生保護における被害者施策（意見等聴取制度、心情等の聴

		び伝達制度、被害者等通知制度、相談・支援)に関するパンフレット、リーフレットを置き、来庁者に周知を図った。 2 仙台保護観察所ホームページにおいて、「更生保護における犯罪被害者等施策の方々のための制度」について制度の内容・利用の仕方等を掲載した。	取及び伝達制度、被害者等通知制度、相談・支援)に関するパンフレット、リーフレットを置き、来庁者に周知を図る。 2 裁判所等を通じて、更生保護における被害者通知制度のパンフレットを配布する。 3 保護観察官による出張講座で「更生保護」について説明する際に犯罪被害者支援制度の解説をしていく。 4 各関係機関・民間団体等の会合等において、更生保護における被害者等施策の説明を行う機会を設けてもらえるよう協力を求めながら、広く本施策の理解が得られるように努める。 5 第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、更生保護官署として、法務省ホームページ等を活用して、更生保護における犯罪被害者等施策の広報・周知に努め、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上を図る。
5	国 土 交 通 省 東 北 運 輸 局	1 公共交通事業者に対して、被害者支援の重要性と支援計画策定の協力依頼文書を送付し呼びかけを行った。 2 令和6年1月24日に開催した公共交通事業者等を対象としたフォーラムにおいて、被害者支援の重要性と支援計画策定を呼びかけた。	公共交通事業者等を対象としたフォーラム開催等により、被害者支援の重要性と支援計画策定の促進を図る。
6	宮 城 海 上 保 安 部	1 庁舎内に海上保安庁における犯罪被害者等支援制度にかかるパンフレットを置き、来庁者に広く周知した。 2 海上保安庁ホームページにて当庁による犯罪被害者等支援制度について掲載した。	1 引き続き、庁舎内に海上保安庁における犯罪被害者等支援制度にかかるパンフレットを置き、来庁者に広く周知する。 2 引き続き、海上保安庁ホームページにて当庁による犯罪被害者等支援制度について掲載する。
7	宮 城 県 保 健 福 祉 部 社 会 福 祉 課	人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、法務省から委託を受け、県及び12市町において、講演会や関連リーフレット等の作成・配布、イベント等における人権啓発活動などを行った。	人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、法務省から委託を受け、県及び11市町において、講演会や関連リーフレット等の作成・配布、イベント等における人権啓発活動などを行う。

8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	1 DV防止啓発リーフレット等を作成、各相談機関や学校等へ配布した。 ○ 一般県民向け ・リーフレット：10,000部 ・電話相談窓口広報カード 11,800部 ○ 学生向け ・リーフレット：5,000部 ・パンフレット：33,500部 【5－（2）－1と重複】 【5－（3）と重複】 2 県内の各学校において、DV及びデートDV・性教育に関する出前講座を実施した。 ○ 開催数：45回 ○ 参加者数合計：4,692人 【5－（2）－2と重複】 各児童相談所、商業施設及び児童虐待防止推進企業等あてに児童虐待防止に係るリーフレット等を配布し、啓発を行った。 配布：26,300部	1 DV防止啓発リーフレット等を作成、配布する。 【5－（2）－2と重複】 【5－（3）と重複】 2 デートDV及び性に関する出前講座を実施する 【5－（2）－2と重複】 児童虐待防止に係るリーフレット等を各児童相談所、商業施設及び児童虐待防止推進企業等に配布する。
11	宮城県保健福祉部 北部児童相談所	児童虐待防止に係るリーフレット等を配布し、児童虐待防止に関する啓発を行った。	児童虐待防止に係るリーフレット等を児童虐待防止のために配布する。
12	宮城県保健福祉部 東部児童相談所	1 大型店舗の協力を得て、警察署員と共に来店者に児童虐待防止にかかる資料（パンフレット等）を配布し、啓発活動を行った。 2 市町等からの要請に対して職員を研修講師として派遣し、虐待防止の啓発活動を行った。	1 県民が集まる大型店舗等の協力を得て、県民に児童虐待防止の普及啓発活動を実施する。 2 市町等の会議へ職員を研修講師として派遣し、児童虐待と通告義務等の啓発を行う。
17	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	1 犯罪被害者の現状を広く県民に知ってもらうため、県警察・公益社団法人みやぎ被害者支援センターとともに県庁1階ロビーにおいて「被害者等の声と支援のパネル展」を開催した。 ○ 令和5年11月20日から12月1日まで 【35（5－（1）－10）、58（5－（1）－8）と重複】 2 警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク等から送付されたポスター、パンフレット等を関係機関へ送付して活用を促すとともに、各種行事の際に来場者等へ配布した。 3 防犯啓発リーフレットを作成し、新入生等へ配布した。 ○ 40,000部 ○ 高校・専門学校・大学・各種学校の新生に配布 4 小学生の新生向けに防犯リーフレットを配布した。 ○ 35,000部作成 ○ 県内全小学校の新生に配布	1 犯罪被害者の現状を広く県民に知ってもらうため、犯罪被害者週間にあわせた時期に、県庁1階ロビーにおいて「被害者等の声と支援のパネル展」（仮）を開催する。 2 警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク等から送付されるポスター、パンフレット等を関係機関へ送付すると共に、各種行事の際に来場者等へ配布する。 3 防犯啓発用リーフレットを作成し、新入生へ配布する。 4 小学生の新生向けに防犯リーフレットを作成し配布する。 5 各種相談機関をまとめたリーフレットを作成し、広報啓発活動を行う。 6 「性暴力被害相談支援センター宮城」について、各種広報媒体を活用して認知度向上を図る。

		5 「犯罪被害等にあわれた方へ」と題する各種相談機関の連絡先をまとめたリーフレットを作成した。 ○ 5,000部作成 ○ 県内市町村や関係機関へ配布 6 「性暴力被害相談支援センター宮城」リーフレットを作成し、県内のコンビニエンスストア等へ配布した。 7 「性暴力被害相談支援センター宮城」について、地下鉄広告及び SNS 広告により周知を図った。 地下鉄広告 令和6年1月1日～2月29日 SNS 広告 令和6年1月15日～3月14日 8 公益社団法人みやぎ被害者支援センター、県警察とともに、犯罪被害者支援街頭キャンペーンを実施し、ポケットティッシュ、マスク、リーフレット等を配布した。 ○ 令和5年10月27日 大崎市内 ○ 令和5年10月31日 石巻市内 ○ 令和5年11月22日 名取市内 ○ 令和5年11月28日 仙台市 【35（5－（1）－7）、58（5－（1）－9）と重複】	
18	宮城県環境生活部 消費生活・文化課 消費生活センター	1 消費生活講座（出前講座）を実施した。 ○ 高齢者（15回 365人） ○ 学校・企業等（9回 465人） ○ 見守りを行う福祉関係者（1回30人） 2 若年消費者の被害未然防止を図った。 ○ 仙台弁護士会の協力を得て、学校等に弁護士を講師として派遣した。（11団体 1,490人） ○ 学校等への啓発用消費者トラブルに関するリーフレット（小中高校生向け）を配布した。	1 ライフステージに応じた消費者啓発として消費生活講座（出前講座）を実施する。 2 仙台弁護士会の協力を得て、学校等に弁護士を講師として派遣するなど、若年消費者の被害未然防止のための事業を行う。
20	宮城県教育庁 特別支援教育課	犯罪被害に遭わないための指導のみならず、犯罪被害に遭った児童生徒の心情の理解に触れながら、関わる周囲の児童生徒への指導についても配慮するように各特別支援学校長に伝えた。	犯罪被害に遭わないための指導を行うとともに、犯罪被害に遭った児童生徒の心情に対する理解や配慮、当該児童生徒に関わる周囲の児童生徒の指導についても配慮することが必要であることを伝えていく。
22	仙台市市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	1 DV、デートDV、性暴力等を防止啓発するためのリーフレットやポスター等を作成した。（※法務省人権啓発活動地方委託事業の活用） 2 作成したリーフレット等を市関係施設、福祉施設、総合病院等で配布したほか、研修会等のテキストとして活用した。 ○ 合計約43,000部	1 DV等防止啓発に係る各種事業を実施する。 2 相談窓口の広報活動を実施する。

		3 女性への暴力防止に係る啓発ポスターの掲示を実施した。(※法務省人権啓発活動地方委託事業の活用)。 ○ 仙台市地下鉄南北線「中吊り」広告へのポスター掲示(令和5年11月11日から11月17日の7日間) ○ 仙台市地下鉄東西線「窓上額面」広告へのポスター掲示(令和5年11月1日から11月30日の30日間) 4 フリーペーパーにDV防止啓発広告を掲載した。 ○ 河北ウィークリーせんだい11月9日号 5 DV防止啓発webバナー広告を掲載した。 ○ Yahoo!プライムカバー広告 6 「ストップ!DV」をテーマとしたDV、性暴力関連図書のピックアップコーナーを仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台図書資料スペース内に設置した。 ○ 令和5年10月24日から11月30日まで 7 DV、性暴力に対する理解の促進や相談窓口の周知を図るための展示を行った。 ○ 令和5年10月24日から11月30日エル・パーク仙台5階ロビー他 ※6、7については、ストップ!DV期間終了後も12月27日まで展示を行った。	
24	仙台市市民局生活安全安心部消費生活センター	1 消費者教育・啓発として下記講座等を実施した。 ○ 消費者教育講座 ・仙台市立小・中学校・高等学校等に対する出前講座・出前授業 21回 ○ くらしのセミナー ・地域団体に対する出前講座 35回 ○ 消費生活講座 5回 ○ 消費生活パートナー講習会 2回 ○ 消費者教育教員研修会 2回 【4-(6)と重複】 2 情報誌「ゆたかなくらし」の発行 4回【2-(1)と重複】 3 配食サービスを利用して高齢者向け消費者啓発チラシを配布した。 毎月1回(1回 約3,300部) 4 消費者の安全を守る連絡協議会を開催した(1回)。	1 消費者教育・啓発として下記講座を実施する。 ○ 消費者教育講座 ・仙台市立小・中学校・高等学校等に対する出前講座・出前授業 ○ くらしのセミナー ・地域団体に対する出前講座 ○ 消費生活講座 ○ 消費生活パートナー講習会 ○ 消費者教育教員研修会 【4-(6)と重複】 2 情報誌「ゆたかなくらし」の発行 4回【2-(1)と重複】 3 配食サービスを利用して高齢者向け消費者啓発チラシを配布する。 4 消費者の安全を守る連絡協議会を開催する。
26	仙台市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉センター	市民、学校、関係機関等に対し、メンタルヘルスに関する普及啓発活動を行った。	市民、学校、関係機関等に対し、メンタルヘルスに関する普及啓発活動を行う。

		【若年層対象】 ○ アルコール・薬物問題高校生講演会 ・市内の高校及び少年院にて開催 ・講話と当事者からのメッセージ ・計4回、参加延べ人数 469 名 ○ 自死予防やメンタルヘルスに関する、ピアエデュケーションの手法による啓発授業 ・市内学生によるメンタルヘルスに関するボランティアサークルを後方支援 ・市内の大学や高校にてサークルメンバーによる啓発授業を実施 ・計14回、参加延べ人数 1,687 名 ○ 大学図書館や食堂での啓発媒体やパネルの展示 ○ 各種市民参加型イベントでの出展 【一般市民対象】 ○ 広報誌「はあとぼーと通信」の発行年2回（9月・3月）、各 2,000 部作成 ○ 相談機関一覧の作成・配布・ホームページ掲載（436 か所、2,585 枚配布） ○ 自殺予防週間に合わせたポスターの作成・掲示・配布（367 か所、465 枚配布） ○ SNS を活用した情報発信（ホームページ、仙台市こころの健康づくりキャラクター「ここまる」による X（旧 Twitter）、各種リーフレット等）	【若年層対象】 ・ アルコール・薬物問題高校生講演会 ・ 自死予防やメンタルヘルスに関する、ピアエデュケーションの手法による啓発授業 ・ 大学図書館や食堂での啓発媒体やパネルの展示 ・ 各種市民参加型イベントでの出展 【一般市民対象】 ・ 広報誌「はあとぼーと通信」の発行 ・ 相談機関一覧の作成と活用 ・ 自殺予防週間に合わせたポスターの作成・掲示・配布 ・ SNS を活用した情報発信（ホームページ、仙台市こころの健康づくりキャラクター「ここまる」による X（旧 Twitter）、各種リーフレット等）
31	仙台市教育委員会 学校教育相談課	心のケア緊急支援事業について、校長会や教頭会、各担当者会議等で説明し、理解・啓発を推進した。	心のケア緊急支援事業について、校長会や教頭会、各担当者会議等で説明し、理解・啓発の推進を継続する。
32	公益社団法人 宮城県医師会	1 宮城県医師会警察活動に関する協力検討委員会を開催した。 ○ 日時 令和5年9月13日(水) 18:30～ ○ 場所 宮城県医師会館 ○ 報告・議題 1. 宮城県医師会・宮城県警察医会協同開催令和5年度「法医学の基礎」研修会の実施要領について 2. 警察医会の医師会下部組織化についての提案 3. 死後 CT 可能な医療機関の呼びかけのお願いについて 2 宮城県医師会・宮城県警察医会の協同による令和5年度「法医学の基礎」研修会を開催した。 ○ 日時 令和5年12月9日(土) 15:00～ ○ 場所 宮城県医師会館 ○ 講演 1. 宮城県警察本部から	1 宮城県医師会警察活動に関する協力検討委員会を開催する。 2 宮城県医師会・宮城県警察医会・宮城県警察歯科医会において、警察活動に関する協力内容（犯罪被害者支援の意識啓発も含む）を協議するとともに、研修会の企画と死体検案医師の確保に努める。 3 宮城県医師会・宮城県警察医会の協同による令和6年度「法医学の基礎」研修会を開催し、犯罪被害者支援についての周知を図る。 4 各種団体との会議や研修会における犯罪被害者支援の施策推進、啓発の周知と宮城県犯罪被害者支援連絡協議会に積極的に参画する。

		2. 法医学からのフィードバック ～環境の変化と法医学～	
33	公益社団法人 宮城県精神保健 福祉協会	1 機関誌「精神保健みやぎ54号」を 発行した。 ○ 年1回 400部 2 広報紙「心とこころ No.61」を発行 した。 ○ 年1回 1,200部 3 精神保健福祉に関する正しい思想 の普及啓発に関して地域講演会を実 施した。 ○ 5回 合計234人 4 ホームページの内容を更新した。	1 機関誌「精神保健みやぎ55号」 を発行する。 ○ 年1回 400部 2 広報紙「心とこころ No.62」を発 行する。 ○ 年1回 1,100部 3 地域講演会を実施する。 4 ホームページの内容を更新する。
34	公益財団法人 宮城県暴力団 追放推進センター	1 第30回暴力団追放宮城県民大会を 開催した。 令和5年10月31日 電力ホール 2 各種広報資料を作成・配布した。 ○ 暴排みやぎ ○ 暴力団排除ポスター ○ 民暴相談のしおり ○ 企業・行政対象暴力の現状と暴力 団情勢 ○ 暴力団壊滅に向けて ○ 暴力団排除条例 ○ 2024年ポスターカレンダー ○ 名入りライティングフォルダー ○ 県民大会講演録	1 第31回暴力団追放宮城県民大会 を開催する。【56(4-(6))と 重複】 令和6年10月31日 電力ホール 2 各種広報資料を作成・配布する。 ○ 暴排みやぎ ○ 暴力団排除ポスター ○ 民暴相談のしおり ○ 企業・行政対象暴力の現状と 暴力団情勢 ○ 暴力団壊滅に向けて ○ 暴力団排除条例 ○ 2025年ポスターカレンダー
35	公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	あらゆる場における支援活動に対する 理解の促進と支援意識の啓発を図った。 1 「令和5年度公益社団法人みやぎ被 害者支援センター定例総会」を開催し た。 ○ 令和5年5月31日(水) ・ 50名出席 2 宮城県、宮城県警との協働による 「令和5年度犯罪被害者週間・県民の つどい～講演&ミニコンサート～」を 開催した。 ○ 令和5年11月16日(木) ・ 講師：川名 壮志 氏 ・ 演題：「学校で起きる子供の事 件」 ・ 来場者 500人 【58(5-(1)-1)と重複】 3 前記2に伴う開催告知チラシを作成 配布した。 ○ チラシ 2,000枚 ○ プログラム 550枚 4 各種イベント等会場におけるパンフ レット、チラシ等の配布による広報、 啓発事業の充実を図った。 5 各種研修会等におけるパンフレッ ト、チラシ等の配布による広報・啓発 事業の充実を図った。	被害者支援活動への理解、被害者支 援意識の啓発等広報啓発に努める。 1 「令和6年度公益社団法人みやぎ 被害者支援センター総会(ホテル 白萩)」の開催 ○ 令和6年5月27日(月) 2 「令和6年度犯罪被害者週間・県 民のつどい」～講演&ミニコンサ ート～(日立システムズホール仙台) の開催 ○ 令和6年11月20日(水) 3 宮城県、宮城県警察との協働によ る「犯罪被害者週間・街頭キャンペ ーン」を県内各所において実施す る。

		6 機関誌「かけはし」を作成、配布した。 ○ 1回 1,200部 7 宮城県、宮城県警察との協働による「犯罪被害者週間・街頭キャンペーン」を県内4ヶ所において実施した。 ○ 令和5年10月27日（金） 大崎市内 ○ 令和5年10月31日（火） 石巻市内 ○ 令和5年11月22日（水） 名取市内 ○ 令和5年11月28日（火） 仙台市内 【17（5－（1）－8）、 58（5－（1）－9）と重複】 8 宮城県警察音楽隊の定期演奏会会場において、募金活動を実施した。 ○ 令和6年2月17日 東京エレクトロンホール宮城 9 仙台市営バスおよび宮城県交通バス車内窓ガラスに、広報用ステッカーを掲示した。 （令和5年1月から令和5年4月までの4か月間） ○ 200台（各社100台） 10 宮城県、宮城県警察との協働による「被害者の声と支援のパネル展」を宮城県庁ロビーにおいて開催した。 ○ 令和5年11月25日から 令和5年12月1日まで 【17（5－（1）－1）、 58（5－（1）－8）と重複】	
36	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	広報活動として、犯罪被害者支援窓口のリーフレットを宮城県から提供を受け、本会窓口に配架した。 【5－（3）と重複】	広報活動として、犯罪被害者支援窓口のリーフレットを宮城県から提供を受け、本会窓口に配架する。 【5－（3）と重複】
37	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会	広報活動として、犯罪被害者支援のための総合相談窓口のリーフレットを提供頂き、本会窓口や各部署に設置した。また、市民からの相談に対し、各種支援制度等の情報提供を行なった。	広報活動として、犯罪被害者支援のための総合相談窓口のリーフレットを提供頂き、本会窓口や各部署に設置する。また、市民からの相談に対し、各種支援制度等の情報提供を行なう。
38	社会福祉法人 仙台いのちの電話	1 広報誌発行 年2回 3,400部 2 事業案内発行 年1回 1,700部 3 公開講演会 ①令和6年1月28日(日)10時～ 香山リカ「傾聴の持つ力」 仙台国際センター ②令和6年3月10日(日)13時30分 加藤美紀「悲しみから立ち上がる」 仙台市シルバーセンター	1 広報誌発行 年2回 3,400部 2 案内発行 年1回 1,700部 3 公開講演会 ①令和6年4月28日(日) 13時30分～ 茂木千明「家族との関係性を描く」 日立システムズホール ②令和6年5月19日(日) 13時30分～ 佐藤静「心を支える」 日立システムズホール

39	独立行政法人自動車 事故対策機構 仙台主管支所	1 事務所に介護料受給者及び交通遺児等友の会会員の作品を展示したナスバギャラリーを設置し、交通事故被害者に対する理解促進を図った。 2 ホームページ内で自動車事故による重度後遺障害者家族が「親なき後」に備えるための情報提供を実施した。	1 事務所に介護料受給者及び交通遺児等友の会会員の作品を展示したナスバギャラリーを拡充設置し、交通事故被害者に対する理解促進を図った。 2 ホームページ内で自動車事故による重度後遺障害者家族が「親なき後」に備えるための情報提供を実施する。
42	宮城県医療ソーシャル ワーカー協会	当会主催の研修会等の場において、会員・関係者等への啓発を実施した。	当会主催の研修会等の場において、会員・関係者等への啓発を実施する。
43	仙台弁護士会	1 弁護士会に対しては、研修会等で情報を提供しているほか、パンフレットの配布により、関係機関に犯罪被害者支援窓口の利用を呼びかけた。 2 仙台弁護士会が設置している犯罪被害者支援窓口について、当会ホームページで周知を図るほか、裁判所、検察庁、宮城県内の各警察署、その他の官公庁に当会作成のリーフレットの備え置きを依頼し、被害者等への周知を図った。	犯罪被害者サポートセンターや犯罪被害者支援窓口の周知を図る。
46	宮城県市長会	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催する令和5年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画した。 ・令和5年11月16日 ・日立システムズホール仙台	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催する令和6年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画する予定。
47	宮城県町村会	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催する令和5年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画した。	公益社団法人みやぎ被害者支援センターが主催する令和6年度「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会の後援として参画する。
48	公益社団法人 宮城県宅地建物 取引業協会	広報誌等で会員業者及び一般消費者向けに「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」の認知を図り、会員業者にはスムーズな支援協力を要請した。 ○ 広報誌発行：年4回 各2,000部	広報誌等での制度周知を図る。 ○ 広報誌発行予定：年4回 各2,000部
51	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	1 ラジオ放送等各種広報媒体を活用して、性犯罪被害防止、子供の犯罪被害防止対策の広報を実施した。 2 ストーカー被害防止を推進するため、 ○ 若年層啓発用パンフレット ○ 被害未然防止用リーフレットを配布した。	1 ラジオ放送等各種広報媒体を活用して、性犯罪被害防止、子供の犯罪被害防止対策の広報を図る。 2 パンフレットやDVD等を活用して、各種防犯教室において年代に応じたわかりやすい広報を実施する。
52	警察本部 生活安全部 少年課	1 各地区学校警察連絡協議会等において広報啓発活動を実施した。 2 各地区少年補導員協会等において広報啓発活動を実施した。 3 各種広報資料へ相談窓口を掲載し周知を図った。	1 各地区学校警察連絡協議会等において広報啓発活動を実施する。 2 各地区少年補導員協会等において広報啓発活動を実施する。 3 各種広報資料へ相談窓口を掲載し周知を図る。
57	警察本部交通部 交通指導課	交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、「みやぎ交通死亡事故ゼロキャンペーン」を継続展開した。	交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を目指して、「みやぎ交通死亡事故ゼロキャンペーン」を継続する。

		○ 実施期間 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間 ○ 実施内容 特集記事を新聞紙面及び宮城県警のホームページに掲載 (交通事故遺族作成の手記の一部を掲載)	○ 実施期間 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間 ○ 実施主体 宮城県、宮城県警察 河北新報社 ○ 実施内容 ・ 特集記事を新聞紙面やホームページに掲載 ・ 広報パネル展の開催
58	警察本部警務部 警 務 課	1 犯罪被害者等基本計画で設定された犯罪被害者週間の一環として、より多くの県民に被害者等の実情及び被害者支援活動の現状と必要性について広報警察を図るため、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと共催で「犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会」を開催した。 ○ 令和 5 年 11 月 16 日 日立システムズホール仙台 参加者約 500 人 【35 (5 - (1) - 2) と重複】 2 「性暴力被害相談支援センター宮城」の広報を行い相談窓口の周知を図った。 ○ 各種広報活動において実施 3 自治体広報紙やラジオ番組等を活用し、被害者の現状や警察による被害者等支援、性犯罪被害相談電話等に関する広報を実施した。 県政だより(11 月・12 月号) 1 回 ○ こちら宮城県警 1 回 ○ みやぎポリス 1 回 ○ LIVE ニュース 1 回 4 犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」の宮城県警オリジナルマークを作成し、各種イベントにおいて犯罪被害者等支援活動について効果的な広報啓発活動を実施した。 【新規】 5 県警ホームページの「犯罪被害者支援室」コンテンツにおいて、被害者等の現状や警察による被害者等支援、犯罪被害給付制度等について広報した。 6 県下各警察署において、被害者等支援意識の高揚と交通死亡事故防止に資するため、「ひまわりの絆プロジェクト」及び「けんちゃんのアサガオ」を実施した。 7 「犯罪被害者週間」に併せて、市町村、宮城県の観光 P R 部隊、奥州・仙台おもてなし集団「伊達武将隊」及び宮城学院女子大学学生と合同広報キャンペーンを実施した。【新規】 ○ 令和 5 年 11 月 28 日 JR 仙台駅	1 宮城県、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと「犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会」を共催するとともに、適宜、研修会等への講師派遣等の支援を実施する。 ○ 開催日 令和 6 年 11 月 20 日 開催場所 日立システムズホール仙台 2 あらゆる機会を通じて、宮城県や市町村発行の広報紙、ラジオ番組及び県警ホームページの「犯罪被害者支援室」コンテンツ等の各種広報媒体を積極的に活用し、県民の被害者等支援に係る理解の促進と情報提供を図る。

		8 被害者等の現状を広く県民に周知するため、宮城県環境生活部共同参画社会推進課、公益社団法人みやぎ被害者支援センターとともに県庁1階ロビーにおいて「被害者等の声と支援のパネル展」を開催した。 ○ 令和5年11月20日から 12月1日まで 【17(5-(1)-1)、 35(5-(1)-10)と重複】 9 「犯罪被害者週間」に併せて、宮城県、公益社団法人みやぎ被害者支援センターと合同で街頭キャンペーン等重点的な広報活動を展開した。 ○ 令和5年10月27日 あ・ら・伊達な道の駅 ○ 令和5年10月31日 イオンモール石巻店 ○ 令和5年11月22日 イオンモール名取店 【17(5-(1)-8)、 35(5-(1)-7)と重複】 10 被害相談窓口広報用のポスター及びリーフレットについて、昨年度開催した「被害者相談窓口広報ポスター・リーフレット」デザインコンクールの最優秀作品及び優秀作品を掲載するなど一新し、関係機関・団体等に配布した。【新規】 11 警察庁作成のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」を各種広報活動の際に県民に対して配布した。 12 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会構成機関・団体の活動結果及び活動計画を取りまとめた「宮城県における犯罪被害者支援施策に関する年次報告」に被害者等のための各種相談窓口を掲載し、広く県民に公表した。	
--	--	---	--

施策の項目	(2) 教育の充実
	命の大切さを学ぶ教育等を行い、社会全体で被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進します。

施策の効果等	○ 中高校生・専門学校生など幅広い年代層に合わせた命の大切さを学ぶ教育等を実施したことにより、犯罪がもたらすダメージの大きさ、命の大切さなどを伝えるとともに、被害者等を社会全体で支える街づくりを推進することができた。 ○ 交通安全教育等を行い、被害者支援制度や加害者がすべきこと等を説明するとともに、交通事故の悲惨さを教養し、被害者も加害者も出さない街づくりを推進した。
--------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
2	仙 台 法 務 局 人 権 擁 護 部	コロナ禍のため件数は少ないものの、県内各地の幼稚園・小学校・中学校等において人権教室を実施し、子どもたちに思いやりの心や命の大切さを体得することを目的とした啓発を行った。	県内各地の幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において人権教室を実施し、子どもたちに思いやりの心や命の大切さを体得することを目的とした啓発を行う。
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	1 DV防止啓発リーフレット等を作成、各相談機関や学校等へ配布した。 ○ 一般県民向け ・リーフレット：10,000部 ・電話相談窓口広報カード 11,800部 ○ 学生向け ・リーフレット：5,000部 ・パンフレット：33,500部 【5-（1）-1と重複】 【5-（3）と重複】 2 県内の各学校において、DV及びデートDV・性教育に関する出前講座を実施した。 ○ 開催数：45回 ○ 参加者数合計：4,692人 【5-（1）-2と重複】	1 DV防止啓発リーフレット等を作成、配布する。【5-（1）-1と重複】 【5-（3）と重複】 2 デートDV及び性に関する出前講座を実施する。【5-（1）-2と重複】
15	宮城県総務部 私学・公益法人課	宮城県警察本部警務課犯罪被害者支援室と連携して、私立中学校及び高等学校に対し、「命の大切さを学ぶ教室」の開催に向けた働き掛けを実施した。	宮城県警察本部警務課犯罪被害者支援室と連携して、私立中学校及び高等学校に対し、「命の大切さを学ぶ教室」の開催に向けた働き掛けを実施する。
19	宮城県教育庁 義務教育課	小・中・高等学校の全時期を通じて、志教育を推進した。 ○ 「志教育支援事業」推進会議を開催した。 ・構成員10人程度（推進地区代表者等） ・令和5年4月26日 県庁 ・令和5年8月9日 県庁 ・令和6年2月9日 県庁 ○ 推進地区の事業報告書を各市町村教育委員会に送付するとともに、ウェブページに掲載し、志教育の普及促進を図った。 ・1地区（大崎市）で実施	小・中・高等学校の全時期を通じて、志教育を推進する。 ○ 「志教育支援事業」推進会議を開催する。 ・構成員10人程度（推進地区代表者等） ・令和6年4月26日 県庁 ・令和6年8月9日 県庁 ・令和7年2月12日 県庁 ○ 推進地区の事業報告書等を各市町村教育委員会に送付するとともに、ウェブページに掲載し、志教育の一層の推進につなげる。 ・2地区（丸森町、加美町）で実施
20	宮城県教育庁 特別支援教育課	1 全ての特別支援学校において、いじめ防止の指導と合わせて、自己肯定感を高めながら、他者を傷つけないような心の教育について教育活動全体を通して行っていくよう、学校訪問指導等を通じて伝えた。 2 SNSでの犯罪被害・加害について、繰り返し具体例を出して指導するよう校長会議で周知した。	1 学校訪問指導等の機会を捉えて、全ての特別支援学校において、いじめ防止の指導と合わせて、自己肯定感を高めながら、他者を大切にする心の教育について、学校教育活動全体を通して行っていくようにする。 2 SNSでの犯罪被害・加害について、繰り返し具体例を出して指導するよう校長会議で周知する。
22	仙台市市民局 市民活躍推進部 男女共同参画課	DV及び性暴力被害の防止啓発及び被害者支援を目的としたDV及び性暴力被害者支援に関する市民講座を各1回実施した。	1 性暴力防止に資する市民対象の講座を年1回開催する。 2 DV防止啓発のための市民対象の講座を年1回開催する。

28	仙台市こども若者局 こども若者支援部 こども若者相談 支援センター	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、社会を明るくする運動各区推進委員会が、仙台市内の各区1小学校を対象に啓発授業を行い、小学生641人が参加した。子どもたちの健全育成に地域社会とともに取り組むことができた。	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に、社会を明るくする運動各区推進委員会が、仙台市内の各区1小学校を対象に啓発授業を実施予定。
31	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	関係機関の一つとして、宮城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室と連携し、「命を大切にする教育」を実践した。	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校において、警察と連携して、「命を大切にする教育」を継続して実践する。
32	公益社団法人 宮城県医師会	性教育を通じて、性被害を受けない教育を推進した。	性教育推進連絡協議会や、学校保健会を通じて、性被害者を出さない教育の推進をはかる。
35	公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	本年度講師派遣要請はなかった。	要請に基づく積極的な講師派遣に努める。
51	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	1 県内の各種学校等において、子供の犯罪被害防止及び性犯罪被害防止対策の防犯教室等を実施した。 2 犯罪被害防止対策を呼び掛けるチラシを作成した。	1 県内の各種学校等において、子供の犯罪被害防止及び性犯罪被害防止対策の防犯教室等を実施する。 2 犯罪被害防止対策を呼び掛けるチラシなどを作成する。
52	警察本部 生活安全部 少年課	小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校において、非行防止・犯罪被害防止教室を開催した。	小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校において、非行防止・犯罪被害防止教室を開催する。
57	警察本部交通部 交通指導課	交通安全教育実施の際、交通事故の悲惨さを教養するとともに被害者支援制度や加害者がすべきこと等を説明した。【新規】	交通事故のない社会を実現するため、交通安全教育実施の際、交通事故の悲惨さや被害者等支援制度、加害者が現場ですべきこと等の教養を推進する。
58	警察本部警務部 警務課	1 「命の大切さを学ぶ教室」を、宮城県義務教育課、高校教育課、私学・公益法人課及び仙台市教育相談課の協力を得て開催した。 ・ 中学校15校 ・ 高校15校 ・ 聴講者合計5,492人 2 命の大切さをテーマとした「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催し、更なる児童・生徒の被害者等への理解の向上を図った。 ・ 応募総数42作品 ・ 中学校4校 ・ 高校1校 3 「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールにおいて当県応募作品のうち1作品が警察庁長官官房審議官賞を受賞した。	1 中・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」について、宮城県義務教育課、高校教育課、私学・公益法人課及び仙台市教育相談課と連携して実施する。 2 命の大切さをテーマとした「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催し、更なる児童・生徒の被害者等への理解の向上を図る。

		○ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）賞 中学生の部 1人	
--	--	---------------------------------------	--

施策の項目	(3) 各種支援制度等の情報提供
	県民や被害者等に向けて、関係機関・団体の各種対応窓口や支援制度に関する情報提供を行います。

施策の効果等	○ 相談時における情報提供や施設内に関係機関等のパンフレットを整備したことにより、被害者等に適切な支援窓口・制度を教示し、被害者等が適時、必要な支援を受けられる体制を構築することができた。 ○ ホームページ等に関係機関・団体の各種対応窓口や被害者支援制度等を掲載したことにより、常時、被害者等に情報提供することができた。
--------	--

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
1	仙台地方検察庁	1 被害者等の相談内容に応じ、各種支援制度について紹介した。 2 庁舎内の待合室等に、各種支援制度に関するパンフレットを備え置いた。	1 被害者等の相談内容に応じ、各種支援制度について紹介する。 2 庁舎内の待合室等に、各種支援制度に関するパンフレットを備え置く。
2	仙台法務局 人権擁護部	常設人権相談及び特設人権相談の際に、関係機関や関係団体の各種対応窓口等の情報提供を行った。	1 こどもの人権110番強化週間による児童虐待被害者等への取組を強化する。 2 人権週間等に特設相談所を開設し、人権侵害の被害者等救済の取組を強化する。
4	仙台保護観察所	心情等の聴取及び伝達制度について周知を図るほか、相談支援において、適宜適切な助言や情報提供を行った。	1 心情等の聴取及び伝達制度について周知を図るほか、相談支援において、適宜適切な助言や情報提供を行っていく。 2 被害者等のニーズに応じた関係機関等の情報提供を行う。
8	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課	DV 防止啓発リーフレット等を作成、各相談機関や学校等へ配布した。 ○ 一般県民向け ・リーフレット：10,000 部 ・電話相談窓口広報カード 11,800 部 ○ 学生向け ・リーフレット：5,000 部 ・パンフレット：33,500 部 【5-（1）-1と重複】 【5-（2）-1と重複】	DV 防止啓発リーフレット等を作成、配布する。 【5-（1）-1と重複】 【5-（2）-1と重複】
13	宮城県保健福祉部 女性相談支援センター	1 公式ウェブサイト掲載情報については、適宜更新に努めた。 2 庁舎内及び一時保護所の居室には、常に最新のパンフレットやポスター等を掲出するよう努めた。	1 各種支援制度の情報が広く県民に届くよう公式ウェブサイトを活用し、情報発信に努める。 2 必要な情報を適時に提供できるよう、県民向けパンフレット等の配布資料を関係機関から収集、または必要に

			応じて配布する。
14	宮城県保健福祉部 精神保健福祉 センター	相談業務の中で、利用可能な制度や 関係機関等について情報提供した。 【2-(1)と重複】	相談業務の中で、利用可能な制度や関 係機関等について情報提供する。 【2-(1)と重複】
17	宮城県環境生活部 共同参画社会推進課	「青少年相談窓口のご案内」の内容 を更新し、ホームページに掲載した。 また、子ども・若者総合相談センター を運営し、相談内容に応じて適切な支 援機関の情報提供を行った。【新規】	「青少年相談窓口のご案内」の内容を 更新し、ホームページに掲載する。また、 子ども・若者総合相談センターを運営 し、相談内容に応じて適切な支援機関の 情報提供を行う。
25	仙台市健康福祉局 地域福祉部 保護自立支援課	支援が必要な方に対して、生活保護 制度や生活困窮者自立支援制度など の支援施策にかかる情報提供を行う とともに、犯罪被害者等からの経済的 困窮に関する相談が寄せられた際には、 懇切丁寧な対応に努めた。	引き続き、支援が必要な方に対して、 生活保護制度や生活困窮者自立支援制 度などの支援施策にかかる情報提供を 行うとともに、犯罪被害者等からの経済 的困窮に関する相談が寄せられた際には、 懇切丁寧な対応に努める。
26	仙台市健康福祉局 障害福祉部精神保 健福祉センター	相談内容に応じて、必要な相談機 支援機関や医療機関等を紹介するなど、 情報提供を行った。	相談内容に応じて、必要な相談機 支援機関や医療機関等を紹介するなど、情 報提供を行う。
31	仙台市教育局 学校教育部 教育相談課	被害を受けた児童・生徒は、被害後 の不安や心配、悩みを感じた場合、専 門のカウンセラーによる心のケアを 受けられることを、学校を通じて児童 生徒、保護者に周知した。	学校教育の中で児童・生徒に対して、 様々な機会を捉えて犯罪被害者等の現 状を説明し、支援の必要性について啓 発を行う。
36	社会福祉法人 宮城県社会福祉 協議会	広報活動として、犯罪被害者支援窓 口のリーフレットを宮城県から提供 を受け、本会窓口に配架した。 【5-(1)と重複】	広報活動として、犯罪被害者支援窓 口のリーフレットを宮城県から提供を受 け、本会窓口に配架する。 【5-(1)と重複】
39	独立行政法人自動車 事故対策機構 仙台主管支所	1 市町村の発行する広報紙に「介護 料支給制度」及び「交通遺児等育成 資金貸付制度（無利子貸付）」の掲 載を依頼した。 2 市町村及び関係機関へ制度の周 知と、該当者への案内を依頼した。 3 関係機関のホームページに当機 構ホームページのリンクを依頼し た。	1 市町村の発行する広報紙に「介護料 支給制度」及び「交通遺児等育成資金 貸付制度（無利子貸付）」の掲載を依 頼する。 2 市町村及び関係機関を訪問し、制度 の周知とポスターの掲示、該当者への 案内を依頼する。 3 関係機関のホームページに当機構 ホームページのリンクや SNS での連 携を依頼する。
43	仙台弁護士会	1 弁護士会員に対しては、受任事件 につき可能な限り法律扶助（日 弁連による被害者援助制度を含む） を利用するように周知した。 2 犯罪被害給付制度の利用等、新た な支援制度の利用に努めた。	研修会等を通じて各種制度の周知 に努める。
44	日本司法支援センタ ー宮城地方事務 所（法テラス宮城）	犯罪被害者やそのご家族などが必 要な支援を受けられるよう、損害や苦 痛の軽減を図るための法制度に関す る情報を提供し、犯罪被害者支援を行 っている機関・団体の窓口を案内し た。 （情報提供）【1-(1)-1と重複】 【2-(1)と重複】【3-(1)と重複】	犯罪被害者やそのご家族などが必 要な支援を受けられるよう、損害や苦 痛の軽減を図るための法制度に関する情 報を提供し、犯罪被害者支援を行って いる機関・団体の窓口を案内する。 （情報提供）【1-(1)-1と重複】 【2-(1)と重複】【3-(1)と重複】

51	警察本部 生活安全部 県民安全対策課	DV相談受理時に被害者等に対し保護命令制度等について教示するなど、保護対策の徹底を図った。 ○ 相談等件数 1,803 件 (前年比 +3 件) ○ 保護命令 28 件 (前年比 -5 件)	DV相談受理時に被害者等に対し保護命令制度等について教示するなど、保護政策の徹底を図る。
57	警察本部交通部 交通指導課	被害者等のための制度や関係機関・団体等の支援内容、相談窓口等が記載された「交通事故の被害者とその家族のために」を被害者等に交付した。【新規】	対象事案が発生した場合は、時機を失することなく被害者等に交付し、必要な情報提供を行うものとする。【新規】
58	警察本部警務部 警務課	1 被害者等のための制度や関係機関団体等の支援内容、相談窓口等を掲載した「被害者の手引」を被害者等に交付した。 2 県警ホームページの「犯罪被害者支援室」のコンテンツに警察庁が作成した「性犯罪被害相談電話」(#8103)の広報用動画を掲示するなど、被害に遭った際の対応方法に関して役立つ情報を掲載した。	1 「被害者の手引」について、被害者等に交付するとともに、各種支援制度の追加、変更があった際には、内容の改訂をし、被害者等への適切な情報提供を図る。 2 県警ホームページの「犯罪被害者支援室」コンテンツに、犯罪被害に遭った際の対応方法に関する情報を掲載する。

施策の項目	(4) 被害者等の支援や支援担当者に関する調査研究
	被害者等の実態や被害者等が求める支援、支援担当者が被る代理被害についての調査研究を行います。

施策の効果等	○ 全国的な研修会や学術大会に参加し、刻々と変化が生じる犯罪被害者等支援に対する研究・調査を行い、犯罪被害者等の求める寄り添った犯罪被害者等支援の構築を図ることができた。 ○ 被害者等支援担当者に対する代理被害の研修、調査等を実施したことにより、人的基盤の確保と強化を図ることができた。
--------	---

◇各機関・団体による施策◇

推進機関		令和5年度支援施策実施結果	令和6年度支援施策実施計画
4	仙台保護観察所	1 令和5年度被害者担当官等地方別協議会等、研修・協議会に出席した。 2 令和5年度東北管内被害者担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努めた。 3 令和5年度全国被害者等担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努めた。	1 令和6年度被害者担当官等地方別協議会等、研修・協議会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努める。 2 令和6年度東北管内被害者担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努める。 3 令和6年度全国被害者等担当保護司研修会に出席し、被害者等支援に関する現状の把握に努める。
35	公益社団法人 みやぎ被害者支援 センター	代理受傷防止をテーマにスーパーバイザーとの意見交換会を開催したが、事前に相談員を対象にアンケート調査を	1 必要に応じ、代理受傷等に関する聴き取り等を実施、結果を踏まえ適切な対応を進める。

		実施した。【新規】	2 犯罪被害者等支援条例を施行している市町村に対し、被害者支援の体制や制度等に関する実態調査を実施する。【新規】
58	警察本部警務部 警務課	被害者等支援の必要性のみならず、中・高校生のいじめ、規範意識の低下、自死等社会問題への介入の一つとして、被害者遺族等による講演を通じて命の大切さを学ぶことを目的とした「命の大切さを学ぶ教室」を実施し、さらにその効果について研究結果をまとめ、関係機関・団体に対して提供した。 ○ 宮城県教育庁、仙台市教育局及び開催校に提供	被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その調査研究結果を関係機関・団体に対して提供し、被害者等の置かれている立場に対する理解の促進を図る。

資料編

宮城県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 五 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項の団体をいう。）その他の犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等のための施策は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- 三 犯罪被害者等が日常生活を平穏に営み、安心して暮らすことができるよう、一人ひと

とりに寄り添った必要な支援が途切れることなく提供されること。

四 国、県、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等による相互の連携及び協力のもとに推進されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、国、県その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた施策を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 知事は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等のための施策の基本的な考え方

二 犯罪被害者等のための施策に係る役割分担及び連携に関する事項

三 犯罪被害者等のための施策に係る具体的な取組

四 前三号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を推進するために必要な事

項

- 3 知事は、支援計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、支援計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が日常生活を平穩に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等の支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十二条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穩、犯罪被害者等の人権等に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十三条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十四条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深める啓発を行うこと。
- 二 犯罪被害者等に対し、自らの雇用を守るために活用できる制度の理解を深める啓発を行うこと。

(損害賠償の請求に関する支援)

第十五条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、損害賠償の請求について、その被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの回復を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第十八条 県は、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援を行う者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、県が実施する犯罪被害者等のための施策に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十九条 県は、犯罪被害者等のための施策の充実を図るため、相談、助言及び日常生活の支援等を担う従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施)

第二十条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒、学生等に対して犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等のための施策の必要性並びに再被害及び二次的被害の防止の重要性について理解を深めるための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第二十一条 県は、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい犯罪被害者等である子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等が、被害を認識し、被害に応じた相談ができるようにするため、体制の確立、支援のための環境づくり、わかりやすい広報その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援)

第二十二条 県は、県民が県外（国外を含む。）で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の規定は、県内に住所を有しない者又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合に準用する。

第三章 推進体制

(宮城県犯罪被害者等支援審議会を設置)

第二十三条 県は、基本理念にのっとり、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議するため、宮城県犯罪被害者等支援審議会（以下「支援審議会」という。）を設置する。

- 2 支援審議会は、知事が任命する委員十人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 支援審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、支援審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援審議会の運営に関し必要な事項は、会長が支援審議会に諮り定める。

(宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会の設置)

第二十四条 県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策及び具体的な事業を総合的かつ効果的に調整するため、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）を設置する。

- 2 支援連絡協議会は、関係行政機関及び民間支援団体等をもって構成する。

第四章 普及啓発

(普及啓発)

第二十五条 県は、犯罪被害者等のための施策の推進の重要性について、広く県民の理解を得るよう努めるとともに、県民の犯罪被害者等のための施策への参画を促進するための普及啓発に努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等支援関連の週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(調査研究)

第二十六条 県は、犯罪被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

第五章 雑則

(個人情報の適切な管理)

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するものとする。

(年次報告及び公表)

第二十八条 知事は、毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の取

組状況について、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県犯罪被害者支援条例第九条の規定により策定されている犯罪被害者支援推進計画は、改正後の宮城県犯罪被害者等支援条例第九条の規定により策定された支援計画とみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

宮城県犯罪被害者等支援審議会委員

おおさか じゅん
大坂 純 精神保健福祉士（東北こども福祉専門学院副学院長）

おばら あきこ
小原 聡子 精神科医師（宮城県精神保健福祉センター所長）

おやま まさあき
小山 政明 報道関係者（元 NHK 福島放送局副局長）

さ さ き えつこ
佐々木 悦子 産婦人科医師（佐々木悦子産科婦人科クリニック院長）
公益社団法人みやぎ被害者支援センター副理事長

すがわら ひさこ
菅原 壽子 保護司（仙台保護観察所）

たけだ えいこ
竹田 英子 地域ボランティア（宮城県少年補導員協会会長）

ほり け ひろこ
堀毛 裕子 公認心理師・臨床心理士（東北学院大学名誉教授）

まつもと ふみひろ
松本 文弘 教育関係者（仙台大学学長特別補佐）

みどりかわ ひろし
翠川 洋 弁護士（官澤綜合法律事務所）
公益社団法人みやぎ被害者支援センター理事

やし ま さだとし
八島 定敏 犯罪被害者遺族

50音順

令和6年度宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体名簿

会 長：宮城県知事

副会長：宮城県環境生活部長、宮城県警察本部長、仙台市市民局長

国	1	宮城刑務所	仙台市	34	市民局市民活躍推進部男女共同参画課
	2	東北少年院		35	市民局生活安全安心部市民生活課
	3	青葉女子学園		36	市民局生活安全安心部消費生活センター
	4	仙台地方検察庁		37	健康福祉局地域福祉部保護自立支援課
	5	法務省仙台矯正管区		38	健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉総合センター
	6	法務省仙台法務局人権擁護部		39	こども若者局こども家庭部 こども家庭保健課
	7	法務省東北地方更生保護委員会		40	こども若者局こども若者支援部 こども若者相談支援センター
	8	法務省仙台保護観察所		41	こども若者局児童相談所
	9	厚生労働省宮城労働局		42	文化観光局交流企画課
	10	国土交通省東北運輸局		43	教育局学校教育部教育相談課
(12)	11	第二管区海上保安本部	団体	44	公益社団法人 宮城県医師会
	12	宮城海上保安部		45	公益社団法人 宮城県精神保健福祉協会
宮	13	総務部私学・公益法人課		46	公益財団法人 宮城県暴力団追放推進センター
	14	企画部地域交通政策課		47	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター
	15	環境生活部共同参画社会推進課		48	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
	16	環境生活部消費生活・文化課 消費生活センター		49	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会
	17	保健福祉部社会福祉課		50	社会福祉法人 仙台いのちの電話
	18	保健福祉部長寿社会政策課		51	独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所
	19	保健福祉部子ども・家庭支援課		52	東北大学病院精神科
	20	保健福祉部障害福祉課		53	宮城県警察医会
	21	保健福祉部精神保健推進室		54	宮城県医療ソーシャルワーカー協会
	22	中央児童相談所	等	55	仙台弁護士会
城	23	北部児童相談所		56	日本司法支援センター宮城地方事務所
	24	東部児童相談所		57	宮城県臨床心理士会
	25	女性相談支援センター		58	宮城県市長会
	26	精神保健福祉センター		59	宮城県町村会
	27	経済商工観光部雇用対策課	事業者	60	公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会
	28	経済商工観光部国際政策課		61	宮城県葬祭業協同組合
	29	土木部住宅課	警察本部	62	警務部警務課
	30	教育庁義務教育課		63	生活安全部生活安全企画課
	31	教育庁高校教育課		64	生活安全部県民安全対策課
	32	教育庁特別支援教育課		65	生活安全部少年課
	33	労働委員会事務局審査調整課		66	刑事部捜査第一課
(21)				67	刑事部捜査第三課
				68	刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第一課
合計				69	交通部交通指導課
			(8)		

主な相談窓口

検察庁	仙台地方検察庁 (被害者ホットライン)	022-222-6159	月～金 9:00～17:00 夜間、休日は留守番・FAX電話対応
法務局	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15 夜間、休日は留守番電話対応
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
	子どもの人権110番	0120-007-110	
教育関係	宮城県犯罪被害者支援のための 総合相談窓口 (宮城県)	022-211-3783	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
	犯罪被害者支援総合相談窓口 (仙台市)	022-214-6151	月～金 9:00～17:00
	宮城県教育庁 義務教育課	022-211-3646	月～金 8:30～17:00
	〃 特別支援教育課	022-211-3647	月～金 8:30～17:00
	〃 高校教育課	022-211-3626	月～金 8:30～16:00
	仙台市教育局 教育相談課	022-214-0004	月～金 9:00～17:00
法律関係	仙台弁護士会 (犯罪被害者支援窓口)	022-217-1516	月～金 9:30～16:30
	法テラス宮城 (犯罪被害者支援ダイヤル)	0570-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
医療・保護機関	宮城県中央児童相談所	022-784-3583	月～金 8:30～17:15 (※時間外児童相談所全国共通 ダイヤル「189」で対応)
	〃 北部児童相談所	0229-22-0030	
	〃 東部児童相談所	0225-95-1121	
	宮城県女性支援相談センター	022-256-0965	月～金 8:30～17:00
	宮城県精神保健福祉センター	0229-23-0302	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
	仙台市児童相談所	022-718-2580	月～金 8:45～17:15
	はあとぽーと仙台 (仙台市精神保健福祉総合センター)	022-265-2229 (はあとライン)	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00
		022-217-2279 (ナイトライン)	年中無休18:00～22:00
犯罪被害に関する 悩みの相談	(公社)みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 10:00～16:00
性犯罪被害に 関する相談	性暴力被害相談支援センター宮城	0120-556-460 (けやきホットライン)	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (※上記時間以外は、夜間 休日コールセンターが 24時間365日受付)
住居関係	(公社)宮城県宅地建物取引業協会 (不動産無料相談所)	022-266-0011	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
警察の相談窓口	警察総合相談電話	022-266-9110 #9110	終日 夜間、休日は当直対応
	性犯罪被害相談電話	0120-19-8103 #8103	
	少年相談電話	022-222-4970	
	いじめ110番	022-221-7867	月～金 9:00～17:15

【年次報告への問い合わせ】

宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会 事務局

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

TEL 022-211-2567 (内線 2567)

FAX 022-211-2392